

論

説

戦犯裁判の本質

—アジア・太平洋戦争と

イラク戦争における捕虜虐待事件を通じて—

高 橋 宣

明

目次

はじめに

一、現在に至るまでの国際法上の捕虜の地位

(一) 第一次世界大戦まで

(二) 第二次世界大戦まで

(三) 第一次世界大戦からその後

(四) イスラム法の視点

二、イラク戦争におけるアメリカ軍による捕虜虐待事件

(一) 事件の概要

(二) 事件の関係者

(三) 虐待行為の詳細

(四) 軍事裁判の結果

(五) 事件の背景

三、アジア・太平洋戦争における日本軍による捕虜虐待事件

(一) BC級戦犯の概要

(二) 横浜裁判の概要

(三) 満島捕虜収容所のケース

(四) 室蘭捕虜収容所のケース

おわりに

註

参考文献

はじめに

「人間がもう少し気狂いで無かつたならば、戦争から生まれる悲劇を逃れたはずである」フランスの作家アンドレ・ジードの言葉である。戦争において自衛、侵略、民族、宗教、イデオロギー、正義、人権、民主主義、古今東西さまざまな名を呼び放たれた戦争はあるが、戦争それ自体は平時に作られた秩序を破壊することであり、その異常とも言える精神状態、ジードの言葉を借りるならばまさに気狂い、この中で行われた残虐、悲惨な行為に関して例を上げるならば、戦争そのものの評価は別にしても枚挙に暇がない。

「捕虜虐待」。その行為は新しくも古い、人類が戦争を始めて以来の避けられない問題であり続いている。むしろこれ自体が問題として取り上げられ、戦争犯罪として裁かれるようになったのは人類史の視点から見てもつい最近である。

かつて古代、中世において捕虜は、戦利品の一つでありその生殺与奪の権利は常に勝者の側にあった。バビロン捕囚で代表される様に奴隸の元祖は戦争の捕虜だったと言つて過言では無いからだ。したがつて捕虜の人としての権利などという概念自体存在は無く、その運命に関しては戦争史における裏面史の部分であつたとも言える。

それが捕虜となつた者が特別の保護を要求する考え方が生まれたのは、フランスの革命後に出来された「捕虜の取り扱いに関するデレク」において、「捕虜の自由に対する制限は捕虜が再び武器をとることを防げる手段としてのみ合法である」という原則によつて明確になり、さらにアメリカのリーバー法で、捕虜を虐待した軍人は裁判により刑事責任を追及されるようになつた。^①

これらの各国の法制、慣習が基になつてハーグで開かれた平和会議の結果、一八九九年「陸戦ノ法規慣例ニ関スル

条約」で日本を含め、各國が批准し、捕虜の取り扱いに関する多国間条約としては初めてとなる条約ができ、一九〇七年の改訂によりほぼ当時の文明国を網羅するものとなつた。

その後も一九二九年の「俘虜ノ待遇ニ関スル一九一九年七月一七日ノ条約」所謂「ジュネーブ捕虜条約」、一九四九年のジュネーブにおいて本条約は改定され、「捕虜の待遇に関する一九四九年八月一二日のジュネーブ条約」として本条約一四三ヶ条、付属文書四の極めて詳細なものとなつた。

つまり近代に入り、各国の努力によって捕虜の待遇に関しては国際人道上の見地からその地位においては保護する対象となり、徐々にではあるが改善されて来てはいる。

しかし今日、二〇〇一年の九・一一アメリカ同時多発テロ事件以降始まった、アフガニスタン、イラク戦争、アメリカが叫ぶ「対テロ戦争」の中にあって、二〇〇四年一月三日にイラクのアブグレイブ刑務所でのアメリカ兵による捕虜虐待が内部告発され、その後CBSテレビを発端にして、アメリカ兵らが身柄を拘束したイラク人を全裸にして立たせ笑ってポーズをとる写真など、明らかに「虐待」を示すものが次から次へと放映され世界に衝撃を与えた。⁽²⁾

現アメリカブッシュ政権は、二〇〇一年一月の一般教書演説においていくつかの主権国家を「悪の枢軸」として非難した。それらの国とは、イラク、イラン、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の三ヶ国であった。そのうちのイラクには先制攻撃も辞さない態度を表明した。

このブッシュ政権の先制攻撃の姿勢は、対テロリストの攻撃にはアメリカの巨大な軍事力でさえも防ぐことは容易でないことが、同時多発テロによって明らかになり、したがつて先制自衛が必要との考えのもと、その対象はテロリストとなる者は無論のこと、その者達を置いた国家、支援する国家、テロを行う国家、所謂「テロ支援国家」へと広がつた。この様な姿勢は単独行動主義（ユニラテラリズム）と結びつき、アメリカは国連、国際協調主義を退け、從

來の国際慣習でさえもそのアメリカの行動を制約しないとする新保守主義（ネオコンサバティズム）の主張が強く出ている。

アフガニスタンでは九・一一事件を起こしたテロ組織「アルカイダ」を匿っているとして、イスラム原理主義を掲げるタリバン政権に対し二〇〇一年の一〇月七日の空爆を皮切りにして、タリバン政権崩壊後もアフガニスタン各地で戦闘は続いている。

事実上国連決議もないアフガン戦争はヨーロッパ、日本を中心に世界各国から支持を得たものの、そのアメリカの軍事行動に際し批判は一部ではあるがあがり始めている。

それは「クラスター爆弾」、「バンカーバスター」、「劣化ウラン弾」に代表されるような「特定通常兵器」の使用である。これらの兵器に関しては核兵器のような非人道兵器として国際条約に制限される兵器では無いものの、その破壊力、非人道性も高いとして、スイスのジュネーブで開催されている「特定通常兵器禁止・削減条約」において、使用を禁止すべきと議論されているものである。そのような兵器の使用によって、アフガンの非戦闘員の被害が広まっている。

この様な行動もまた、ゼロ・オプションと呼ばれる、自国の兵士の犠牲を限りなくゼロに近づけるというような戦闘方法を目的としているアメリカの姿勢に基づいている。

またイラクで見られた様な「捕虜虐待」も、アフガン戦争の捕虜の取り扱いで同様のケースが行われていると言える。アメリカの首脳、政府高官はアルカイダ兵らを、「不法戦闘員」、「殺人者」などと呼び、国際人道法の適用を受ける資格がないかのような発言を繰り返しており、事実上ジュネーブ条約の制約を否認している。したがって、グアンタナモ刑務所をはじめ、イラクの捕虜虐待よりも遙かに隠された部分が大きいと言っても過言ではない。⁽³⁾

そのような経過のもと、大量破壊兵器開発疑惑にさらされていたイラクへの査察継続を訴えてきたフランス、ドイツ、ロシアなどを中心として国連決議の無いままの攻撃に反対する側と、国連決議一四四一を根拠にイラク攻撃を推進したアメリカ、イギリス、スペインとの間で国際社会は分裂した格好で、二〇〇三年三月二〇日、アメリカによるイラクへの攻撃が開始された。

そもそもアメリカはイラク攻撃に際しては、正当な理由付けとして当初イラクの大量破壊兵器の開発、研究、保持及び、テロリストとの関係においてフセイン政権が深い関係があるとしていた。しかしイラク攻撃の直前の三月一七日に出されたフセイン政権への最後通告では、フセイン大統領とその息子ウダイ、クサイの三名の四八時間以内のイラクからの退去を求めた。つまりブッシュ政権にとっては大量破壊兵器よりもフセイン政権打倒が第一義の目的だったことは明らかであった。

それは後にイラクの民主化、フセイン政権からのイラク国民の解放へと変貌し戦争の正当化の肉付けを果たし、大量破壊兵器疑惑が根拠薄弱とする可能性と比例して宣伝された。現にイラクではフセイン政権のもと圧政に苦しむ国民は多数おり、バグダート陥落以降その大義は達成されたかに見えた。

だが、そのアメリカの大義までもが徐々に崩れる危険性が出てきた。ファルージャやナジャフにおける戦闘が激化もさることながら、決定的な出来事とも言えるのが、まさに先にあげたアブグレイブ刑務所での「捕虜虐待」であった。過去自分たちを圧迫し、独裁政治を行ったフセイン政権圧政の象徴。その同じ建物の中で、何ら変わらぬ侮辱と陰惨な行為を解放者と称するアメリカ軍によってなされたことはイラク国民を傷つけ、深い不信感をもたらしたことは言うまでもなく、今後のイラク統治に深い影をもたらすことは明らかと言える。^④

そしてこの行為は世界に衝撃をもたらした。イラク戦争を支持したわが国もまた例外は無く、連日テレビを中心に

新聞、雑誌、週刊誌などでのおぞましき行為が多数報道され、多くの日本人に嫌悪感を与えた。

ただ、ここで単にアメリカへの嫌悪感を持ち、興味本位の報道がなされただけでこの問題を消化してもよいのだろうかと思う。ここで我々日本人もまた、かつてアメリカ軍と同様、先にあげた行為をそのアメリカを中心とする連合国軍兵士に対し行っていたことを喚起せざるを得ない。

現に日本国内において、米軍兵士による虐待行為への裁判とかつてアメリカが自ら日本の戦争犯罪人を裁いたBC級戦犯裁判の落差に関して、例えば月刊誌、「諸君」（文藝春秋社）の二〇〇四年九月号にて明星大学牛村圭助教授の「文明の裁きはかくも不公平」題した論稿が出され、牛村氏はアメリカの首尾一貫しない大義を批判しつつ、かつてアメリカが自ら築いた「遺産」を活用しきれていないと断じている。

単なる自虐でなければ加虐でもなく、文明の裁きの名によつて裁かれた同胞の戦犯と、また大義の名によつて行われた戦争から生み落とされたこの事件と兵士らを比較することは「捕虜虐待」とともに見えてくる勝者と敗者による裁きの負の面、今回の戦争の持つ意味と同時に戦犯裁判の本質が見えてくるのではないかと思う。それは少なくともBC級戦犯裁判による断罪された側の国の人間が、その自らが築きあげたものを全く活用しないかつての訴追した側の今の矛盾を厳しく指摘することは意味があると思う。

ただ今現在軍法会議という特殊性により多くが明らかにされていないことがあるが、現在報告されているものや、報道されているものをもとに明らかにしていくことにより、先にあげた目的を達するのが小論の目的である。

* 明治以来、捕虜に関する法令は全て「俘虜」であったが、一九五三年の「ジュネーブ諸条約」に至つて初めて「捕虜」と表記されるようになった。英語表記では「俘虜」も「捕虜」も「prisoner of war」である。した

がって本論では法令等の資料の引用に関してはそのまま「俘虜」と表記し、それ以外は「捕虜」で統一してください。

一、現在に至るまでの国際法上の捕虜の地位

(一) 第一次世界大戦まで

中世から近代にかけて捕虜の扱いに関しては、先にも簡潔に触れたがその取り扱いに関しては、その個々の国内法によって処理されており、その地位に関しても国際法上の取り決めは無かった、一時期、一八四七年ロシアのアレクサンドル一世が、「陸戦ノ法規慣例二関スル条約」の下地となる「ブラッセル宣言」を調印しようと努力したもののが、⁽⁵⁾当時イギリスの大反対によって結局調印には至らなかつた。

それが一八九九年第一回ハーグ平和会議にて「陸戦ノ法規慣例二関スル条約」、一九〇七年第二回平和会議に改訂を経て、初めて捕虜の地位、処遇が国際的に決められた。

捕虜の地位に関しては交戦者の条件を備えている必要があり、以下の四条件がそれにあたる。

- ① 部下の為に責任を負う者が指揮していること
- ② 遠方から認識できる固着の特殊な徽章を持つてること
- ③ 公然と武器を携行すること
- ④ 行動が戦争法規・慣例を遵守すること⁽⁶⁾

この条約において、捕虜待遇の実態の規定は附属書の第二章から始まり、一七ヶ条にのぼる。主たる内容は以下の通りである。

第一款 交戦者

第二章 俘虜

第四条 俘虜ハ敵ノ政府ノ権内ニ属シ之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ権内ニ属スルコトナシ

俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルヘシ

俘虜ノ一身ニ属スルモノハ兵器、馬匹及軍用書類ヲ除クノ外依然其ノ所有タルヘシ

第六条 国家ハ将校ヲ除クノ外俘虜ヲ其ノ階級及技能ニ応シ労務者トシテ使役スルコトヲ得
其ノ労務ハ、過度ナルヘカラス又一切作戦動作ニ関係ヲ有スヘカラス

俘虜ハ公務所、私人又ハ自己ノ為ニ労務スルコトヲ許可セラルルコトアルヘシ

国家ノ為ニスル労務ニ付イテハ同一労務ニ使役スル内国陸軍軍人ニ適用スル現行定率ニ依リ支払ヲ為スヘシ右
定率ナキトキハ其ノ労務ニ対スル割合ヲ以テ支払フヘシ

公務所又ハ私人ノ為ニスル労務ニ關シテハ陸軍官憲ト協議ノ上条件ヲ定ムヘシ

俘虜ノ労銀ハ其ノ境遇ノ艱苦ヲ輕減スルノ用ニ供シ剩余ハ解放ノ時休養ノ費用ヲ控除シテ之ヲ俘虜ニ交付スヘ

シ

第七条 政府ハ其ノ権内ニ在ル俘虜ヲ給養スヘキ義務ヲ有ス

交戦者間ニ特別ノ協定ナキ場合ニ於イテハ俘虜ハ糧食、寝具及被服ニ関シ之ヲ捕ヘタル政府ノ軍隊ト対等ノ取扱ヲ受クヘン

第八条 俘虜ハ之ヲ其ノ権内ニ属セシメタル國ノ陸軍現行法律、規則及命令ニ服従ス

ヘキモノトス總テ不従順ノ行為アルトキハ俘虜ニ對シ必要ナル嚴重手段ヲ施スコトヲ得

逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ達スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離ルルニ先チ再ヒ捕ヘラレタル者ハ懲罰ニ付セラルヘシ

俘虜逃走ヲ遂ケタル後再ヒ俘虜ト為リタル者ハ前ノ逃走ニ對シテハ何等ノ罰ヲ受クルコトナシ⁽⁷⁾

(以下略)

この条約上の規定では捕虜は人道的に扱われなければなら無いことが決められ、武器以外の私物の所有權を許されることを保障しており、さらに捕虜を労役に使う場合は自国の軍人と同率の労賃の支払いを義務づけ、給養についても、糧食・寝具・被服に関しても自国の軍隊と同等の取扱いを保障している。

当時、二回行われた平和会議は軍備の縮小、制限が目的であった。しかし各國の思惑により、軍縮においては二回の会議とも成果を出すことができなかつたが、捕虜の扱いなど、国際法上戦争法規の法典編纂に合意を見出せたことは大きな成果であったと言える。現に、捕虜に関する条項は第一次大戦時に有効であり、第二次大戦中もまた、一九二九年のジュネーブ捕虜条約に批准しなかつた日本やソ連をも拘束するものであつた。

(二) 第二次世界大戦まで

第一次世界大戦後は、それまでの戦争犠牲者の保護、救済の歴史上においてそれまでの戦争とは比較にならないほど大きな変化をもたらした。大戦では、毒ガス兵器や、戦車、潜水艦、航空機の登場などで、戦争形態が大きく変わるとともに、被害を受ける人々の幅も広げる結果となつた。

この戦争での被害者は、戦闘員の死者九〇〇万人、民間人死者一〇〇〇万人、負傷者は一二〇〇万人にも達したとされる。また当時の列強の主要国が参加したために、多数の交戦国が複雑な捕虜問題を抱えることとなつた。

「ハーグ陸戦法規」は捕虜の待遇に関して詳細な規定ではなく、その不備を補足するために一九一九年にスイスのジュネーブで署名、発効されたのが、「俘虜ノ待遇ニ関スル一九一九年七月二七日ノ条約」である。同条約は赤十字国際委員会が起草した条約案をジュネーブでの外交会議で審議し、採択された捕虜に関して独立した最初の国際条約である。「ハーグ陸戦法規」一七ヶ条の規定を九七ヶ条へと捕虜の待遇に関し詳細に増補した。本論と関連した主たる内容は以下の通りである。

第一編 総則

第二条 俘虜ハ常ニ博愛ノ心ヲ以テ取扱ハルベク且暴行、侮辱及公衆ノ好奇心ニ対シテ特ニ保護セラルベシ

俘虜ニ対スル報復手段ハ禁止ス

第三条 俘虜ハ其ノ人格及名譽ヲ尊重セラルベキ権利ヲ有ス婦人ハ女性ニ対スル一切ノ斟酌ヲ以テ待遇セラルベ

俘虜ハ其ノ私権ノ完全ナル享有能力ヲ保持ス

第二編 捕獲

第五条 俘虜ノ所属軍又ハ其ノ国ノ状況ニ関スル情報ヲ獲得スル為俘虜ニ何等ノ拘束モ加ヘラルコトナカルベシ回答ヲ拒絶スル俘虜ハ脅迫、侮辱ヲ受クルコトナカルベク又如何ナル性質タルヲ問ハズ不愉快又ハ不利益ヲ被ラシメラルコトナカルベシ

俘虜ニシテ肉体的又ハ精神的理由ニ依リ其ノ身分ヲ示スコト能ハザル者ハ衛生部ニ委託セラルベシ

第三編 拘束

第一款 俘虜後送

第七条 俘虜ハ危險圈外ニ置カルル為捕獲後成ルベク速ニ戦闘区域ヨリ充分遠ザカリタル地域ニ在ル収容所ニ後送セラルベシ

俘虜ニシテ負傷又ハ病氣ノ為後送スルコトガ現地ニ留ルヨリモ一層危険ナル者ニ限り一時危険区域ニ留置セラルルコトヲ得ベシ

俘虜ハ戦闘区域ヨリ後送セラルル前無益ニ危険ニ曝サルルコトナカルベシ

徒步ニ依ル俘虜ノ後送ハ通常一日二〇キロメートルノ旅程ヲ以テ為スベキモノトス但シ水及食料ノ貯蔵所ニ到達スル必要上一層長キ旅程ヲ必要トスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二款 俘虜収容所

第一章 俘虜収容所の設備

第十条 俘虜ハ衛生及保健ニ付出来得ル限りノ保障アル建物又ハ仮建物内ニ宿泊セシメラルベシ

該宿泊所ハ全然湿氣ヲ避け、必要ノ程度ニ保温且照明セラルベシ火災ノ危険ニ対シテハ一切ノ予防法講ゼラルベシ

寝室（総面積、最少気容、寝具ノ設備及材料）ニ関シテハ捕獲國ノ補充部隊ニ対スルト同一条件タルベシ

第二章 俘虜ノ食糧及被服

第一一条 俘虜ノ食糧ハ其ノ量及質ニ於イテ補充部隊ノモノト同一タルベシ

右ノ外俘虜ハ其ノ処分シ居ル食糧補足品ヲ自ラ調理スル手段ヲ供セラルベシ

飲料水ハ充分ニ供給セラルベシ喫煙ハ許サルベシ俘虜ハ炊事場ニ使役セラルコトヲ得ベシ

第三章 俘虜収容所の衛生

第一三條 交戦者ハ収容所ノ清潔及衛生ヲ確保シ且伝染病予防ノ為必要ナル一切ノ衛生的措置ヲ執ル義務アルベシ

俘虜ハ生理的法則ニ適ヒ且常ニ清潔ニ保持セラレタル設備ヲ日夜供セラルベシ

右ノ収容所ガ出来得ル限り設備スベキ浴場及灌水浴場ノ外ニ俘虜ハ身体ノ清潔ヲ保ツ為充分ナル水ヲ供給セラルベシ

第一四条 各収容所ハ俘虜ガ其ノ必要トスルコトアルベキ有ラユル性質ノ手当テヲ受クルコトヲ得ベシ必要ニ応ジ隔離室ハ伝染病患者ノ用ニ供セラルベシ

治療ノ費用（補欠用仮装置ノ費用ヲ含ム）ハ捕獲國ノ負担タルベシ

交戦者ハ要求アリタルトキハ治療ヲ受ケタル一切ノ俘虜ニ対シ其ノ病氣ノ性質及期間並ニ受ケタル手当テヲ示ス公ノ証明書ヲ交付スルノ義務アルベシ

交戦者ハ特別協定ニ依リ医師及看護人ヲ収容所内ニ留メ置キ之ト同国籍ノ俘虜ヲ介抱セシムルノ権利ヲ相互的ニ有スルコトヲ得ベシ

俘虜ニシテ重病ニ罹リタル者又ハ其ノ病状ガ重大ナル外科手術ヲ必要トスル者ハ捕獲国ノ費用ヲ以テ此等俘虜ヲ治療スルコトヲ得ベキ一切ノ軍用又ハ民間ノ病院ニ収容セラルベシ

第五章 俘虜収容所内ノ規律

第十八条 各俘虜収容所ハ責任アル将校ノ管下ニ置カルベシ

(後略)

第三款 俘虜ノ労働

第一章 総則

第二十七条 交戦者ハ将校及之ニ準ズル者ヲ除キ健康ナル俘虜ヲ其ノ階級及才能ニ従ヒ労働者トシテ使役スルコトヲ得ベシ

尤モ将校又ハ之ニ準ズル者自己ニ適スル労働ヲ欲スルトキハ出来得ル限り之ヲ与フベシ

俘虜タル下士ハ特ニ報酬的作業ヲ要求セザル限り監督労働ニノミニ服セシメラルベシ

交戦者ハ拘束期間ヲ通ジ労働災害ノ罹災者タル俘虜ヲシテ捕獲国ノ法制上同一種類ノ労働者ニ適用セラルベキ規定ノ利益ヲ受ケシムル義務ガアルモノトス右捕獲国ノ法制上ノ理由ニ依リ右ノ規定ノ適用ヲ受クルコト能ハザル俘虜ニ関シテハ該国ハ罹災者ニ対シ衡平ニ賠償スルニ適スル一切ノ措置ヲ執ルベキコトヲ其ノ立法府ニ建議スル義務アルモノトス

第三章 禁止労働

第三一条 俘虜ニ依リ為サルル労働ハ作戦行動ニ何等直接関係ナキモノタルベシ特ニ捕虜ヲ各種兵器弾薬ノ製造及運搬並ニ戦闘部隊ニ宛テラレタル材料ノ運搬ニ使役スルコトヲ禁止ス

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ俘虜ハ命令実行ノ後若ハ実行ノ初ニ当リ第四三条及第四四条ニ規定スル任務ヲ有スル信任者又ハ信任者ナキ場合ハ保護國ノ代表者ノ仲介ニ依リ其ノ要求ヲ提出セシムル自由ヲ有ス

第三二条 俘虜ヲ不健康又ハ危険ナル労働ニ使役スベカラズ

懲罰ノ手段トシテ労働条件ノ一切ノ加重ハ禁止セラル

第五章 労銀

第三四条 収容所ノ管理、整理及保存ニ關スル労働ニ對シテハ俘虜ハ労銀ヲ受ケザルベシ

他ノ労働ニ使役セラルル俘虜ハ交戦者間ニ協定セラルベキ労銀ヲ受クル権利アルベシ

該協定ハ又收容所管理部ノ留保スルコトヲ得ベキ割合、俘虜ニ属スベキ金額及拘束中該金額ノ交付セラルベキ方法ヲ規定スベシ

右協定ノ締結セラルル迄ハ俘虜ノ労働ノ報酬ハ左ノ原則ニ從ヒ定メラルベシ

イ) 国家ノ為ニ為サレタル労働ハ當該国軍ニ属スル軍人ガ同一ニ從事スル場合ニ於ケル現行定率ニ從ヒ又ハ定率ナキ場合ハ為サレタル労働ニ比例スル率ニ從ヒ支払ハルベシ

ロ) 他ノ公共団体又ハ個人ノ為ニ為サレタル労働ニ對シテハ軍事官憲ト協議ノ上条件ヲ定ベシ
俘虜ノ貸方ニ残ル金額ハ拘束終了ニ際シ俘虜ニ交付セラルベシ死亡ノ場合ニ於イテハ外交手続ニ依リ死者ノ相続人ニ移送セラルベシ

第五款 俘虜ト官憲トノ關係

第一章 拘束制度ニ関スル俘虜ノ苦情申出

第四二条 俘虜ハ之ヲ監督スル軍事官憲ニ対シ其ノ服スル拘束ノ制度ニ関シ申請ヲ為スノ権利ヲ有スベシ
俘虜ハ又保護国ノ代表者ニ対シ拘束ノ制度ニ関シ有スルコトアルベキ苦情ノ諸点ヲ指示スル為ニ陳述ヲ為ス権利ヲ有スベシ

右ノ申請及ビ苦情ノ陳述ハ迅速ニ伝達セラルベシ

該申請及苦情ノ陳述ガ根拠ナシト認定セラルル場合ニ於イテモ之ガ為何等処罰セラルルコトナカルベシ

第三章 俘虜ニ対スル処罰

(一) 総則

第四五条 俘虜ハ捕獲国軍ノ現行法律、規則及命令ニ服従スベシ

總テ不従順ノ行為アルトキハ俘虜ニ対シ該法律、規則及命令ノ規定スル手段ヲ施スコトヲ得ベシ

尤モ本章ノ諸規定ヲ留保ス

第四六条 俘虜ハ捕獲国ノ軍事官憲及裁判所ニ依リ同一事実ニ付該國軍人ノ軍人ニ対スルト異ナル罰ヲ課セラルコトナカルベシ

同一階級ニ付イテハ懲罰ヲ受クル俘虜タル將校、下士又ハ兵卒ハ捕獲国軍ニオイテ同一罰ニ関シ定メラレタルモノヨリ不利ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ

一切ノ体刑、日光ニ依リ照明セラレザル場所ニ於ケル一切ノ監禁及一般ニ一切ノ残酷ナル罰ヲ禁止ス
同様ニ個人ノ行為ニ付団体的ノ罰ヲ課スコトヲ禁ズ

第五二条 交戦者ハ俘虜ノ犯セル犯行ガ懲罰ニ付セラルベキヤ刑罰ニ付セラルベキヤノ問題ノ量定ニ関シ當該官

憲ニ於イテ最寛大ナル態度ニ出ヅル様注意スベシ

特ニ逃走又ハ逃走ノ企ニ関連スル事実ノ量定ニ関シ然ルベシ

俘虜ハ同一事実又ハ同一訴追事項ニ関シ一度ノミ罰セラルルコトヲ得ベシ

(二) 懲罰

第五四条 拘留ハ俘虜ニ課セラレルベキ最重キ懲罰トス

同一罰ノ期間ハ三〇日ヲ超過スルコトヲ得ズ

右ノ三〇日ノ最大限ハ俘虜ガ数箇ノ事実ニ付懲罰ヲ受クベキ場合ニ於テ右事実ガ相関連スルト否トヲ問ハズ超過セラルルコトナカルベシ

拘留中又ハ其ノ期間満了後俘虜ガ新タナル懲罰ヲ受ケタル場合ニ於テ拘留期間ノ何レカガ十日又ハ十日ヲ越ユルトキハ両拘留ノ間ニ少クモ三日ノ期間ヲ置クベシ

(三) 訴追

第六一条 俘虜ハ弁護ノ機会ヲ与ヘラレズシテ処罰セラルルコトナカルベシ

俘虜ハ其ノ訴ヘラレタル事実ニ対シテ有責ナリト自認スル為強制セラルルコトナカルベシ

第四編 拘束ノ終了

(以下略)

第五編 俘虜ノ死亡

(以下略)

第六編 俘虜ニ関スル救恤及情報局

(以下略)

第七編 或種非軍人ニ対スル條約ノ適用

(以下略)

第八編 條約ノ執行⁽⁸⁾

(以下略)

本条約は、捕虜の人道的な取扱いのほか、強要による捕虜からの情報取得の禁止、捕虜の戦闘区域からの迅速な護送、捕虜収容所の設備・給養・衛生・および規律、捕虜の労働、外部との通信、拘束制度に対する苦情の申し出、捕虜の処罰などについて詳細な規定をおいている。⁽⁹⁾

また、それまでの条約では交戦国的一つがジュネーブ条約の締約国では無い場合には、条約のいずれ側にも適用されないという「総加入条項」が盛り込まれていたが、本条約を始め、第一次大戦以降の戦争法規に関しては、これが削除されるようになり、いかなる国家も条約に拘束されるようになつた。

ただ当時日本は軍部の反対により批准しなかつた。その理由は、戦後、極東軍事裁判の法廷に出された資料によるところ、日本がこの条約に加わらなかつたのは、当時海軍次官か外務次官宛てた文書によると、以下の四つをあげている。
①日本軍人は捕虜となることを予期していないが、外国軍人はそうではないため、実質的に我が国のみが条約上の義務を負うことになる。

②捕虜の優遇を保障すれば、例えば敵国軍人が目的達成後に捕虜になることを期して空襲を行つた場合、敵航空機

の行動半径は倍増し、空襲の危険が増大する。

③第三国代表が立会人なしに捕虜に面談できるのは軍事上支障がある。

④本条約の捕虜処罰規定は我が國軍人以上に捕虜を優遇しているため、海軍懲罰令、海軍刑法、海軍監獄令などの国内法令の改正が必要となるが、それは軍紀維持の点から不可能である。

よって我が国はこの条約を批准しないまま第二次大戦をむかえることとなり、後述にもふれるが連合国側がこの条約の「準用」を求めたのに対し、日本国政府は「準用する」旨の回答を行った。しかし、政府の意図が条約を「必要な修正を加えて適用する」という点にあつたのに対し、連合国側は条約が完全な形で適用されると理解したため、戦時中から連合国捕虜の取り扱いをめぐって様々な問題が起つた。^⑩

(三) 第二次世界大戦からその後

第二次大戦中も、その後も、ジュネーブ捕虜条約が批准されたにも拘わらず捕虜の取扱いをめぐって様々な問題が続出した。特に大戦中での捕虜の扱いに関しては多くの陰惨な事件が起つた。東京裁判判決によれば太平洋の戦場では、日本軍に捕らわれた捕虜の数は英米だけで一三万近くが捕虜となり、内死亡したのは三万以上に達し、その割合は二七%にものぼつたと言われる。また当時、大日本帝国は中国との戦争を「事変」と呼び、戦争法規の適用を否定し、戦闘で捕虜となつた者を捕虜としての資格を与えなかつたり、中国人捕虜を「匪賊」として扱い、「七三一部隊^⑪」に代表されるような捕虜への人体実験を行つたり、日本軍のために働く労働隊に編入したり、時の中国の傀儡政権政府軍隊に編成するなどした。また日本内地に強制連行して、軍需産業などに強制労働させるなどした代表的な例「花岡事件」^⑫なども起つた。

日本と同盟を結び、枢軸国側にいたドイツも英米の捕虜の死者数は一万人弱程度で、死亡率は四%とそれほど高くは無かつたが、東側の戦闘で捕らわれたソ連兵の捕虜に対する待遇は過酷であった。そのためにドイツ軍の捕虜となつたソ連兵に対する虐待、殺害の罪が問われたドイツにおける継続裁判では、五七〇万人のソ連兵捕虜のうち三三〇万人が死亡したと報告されている。¹³⁾

また第二次大戦は、一般住民の支援を背景として隠密裏に行動し、軽火器を使用し奇襲攻撃の戦闘方法をとる「パルチザン」が多数出現し、ドイツ軍や日本軍は彼らを適法な交戦者とみなさず、捕虜資格を認めなかつた。また戦闘行為においても、第一次大戦に比べて空中における戦闘力が大きな地位を占めるようになつた。彼らは空中で戦闘行為を行つてゐる場合は戦闘兵士だが、空中から落下した際は無防備な状態としてあり、彼らを捕虜にした場合の扱いにも様々な問題が生じるようになつてゐた。

また連合国側にもソ連の日本軍捕虜（日本側発表五七万五千人）を長期間にわたつてシベリアに抑留し、強制労働を行わせて、その送還には一九四六年の交渉から約一〇年もの歳月を要した。その間厚生省の発表では五万二千人以上の日本人が死亡したとされる。また抑留されている間、抑留者に対しては思想教育といった形で共産主義の思想を植えつけようとする試みがなされ、彼らは思想からの統制も受けることとなつた。¹⁴⁾

この様な問題に際し、対処するために一九四九年八月一二日、ジュネーブでの「戦争犠牲者保護のための国際条約作成のための外交会議」で「戦地にある軍隊の傷者、病者の状態の改善に関する一九四九年八月一二日のジュネーブ条約」（第一條約）、「海上ある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する一九四九年八月一二日のジュネーブ条約」（第二條約）、「捕虜の待遇に関する一九四九年八月一二日のジュネーブ条約」（第三條約）、「戦時における文民の保護に関する一九四九年八月一二日のジュネーブ条約」（第四條約）が採択され、これらを称してジュネーブ諸

条約と称する。各諸条約に共通する特徴は以下の諸点である。⁽¹⁵⁾

(1) 締約国間に発生する宣言された戦争のみならず、すべての武力紛争又は武力抵抗の有無を問わず、締約国の領域の一部又は全部が占領された場合にも条約の適用を拡大したこと。なお、非締約国が紛争当事国である場合でも、その国がこれらの条約を受諾し且適用する時は、その国との関係において、締約国である紛争当事国もこれらの条約によって拘束される。

(2) 内戦において、諸条約が共通して列挙する最低限の規定（敵対行為に参加しないものに対する暴行、殺人・傷害・虐待および拷問の禁止、人質、個人の尊厳を侵害する侮辱的待遇並びに正規の裁判所によらない刑の言い渡し及び刑の執行の禁止、傷病者の無差別救護など）の遵守を義務付けたこと。

(3) これらの条約に対する重大な違反行為の責任者を処罰するために国内法を制定し、容疑者を捜査し、自国の裁判所に起訴する義務を定めたこと。締約国は、ほかの関係締約国が一応十分な証拠を示した場合は、容疑者を裁判のためその国に引き渡すことができる。なお、重大な違反行為とは、被保護者に対する殺人、拷問や生体実験を含む非人道的待遇、身体・健康に対して故意に重い苦痛や重大な障害を与えること、被保護者の不法な追放・移送・拘禁、被保護者を強制して敵国の軍隊を服務させること、公正な正式の裁判を受ける権利を奪うこと、軍事的必要性によつて正当化されない故意かつ恣意的な財産の広範な破壊もしくは徵発を行うことをいう。

(4) 条約の履行を確保するため、紛争当事国の利益保護を任務とする利益保護国の監視と協力を強化するとともに、赤十字国際委員会などの人道的団体に関する規定おいたこと。

(5) 締約国に対し、これらの条約を平時、戦時を問わず、自国軍隊・国民に普及する義務及び関係当局者に対する

特別教育義務を課したことである。

捕虜に関する条約は一九一九年のジュネーブ捕虜条約を改訂したジュネーブ第三条約であり、一四三ヶ条からなる。主たる内容は以下の通りである。

第一編 総則

第四条（捕虜となるもの）A この条約において捕虜とは、次の部類の一に属するもので敵権力内に陥ったものをいう。

- (1) 紛争当事国の軍隊の構成員及びその軍隊の一部をなす民兵隊又は義勇隊の構成員
- (2) 紛争当事国に属するその他の民兵隊及び義勇隊の構成員（組織的抵抗運動団体の構成員を含む。）で、その領域が占領されているかどうかを問わず、その領域の内外で行動するもの。但し、それらの民兵隊又は義勇隊は、次の条件を満たすものでなければならない。
 - (a) 部下について責任を負う一人の者が指揮をしていること。
 - (b) 遠方から認識することができる固有の特殊表彰を有すること。
 - (c) 公然と武器を携行していること。
 - (d) 戰争の法規及び慣例に従って行動していること。
- (3) 正規の軍隊の構成員で、抑留国が承認していない政府又は当局に忠誠を誓つたもの。

(4) 実際には軍隊の構成員でないが軍隊に随伴する者、たとえば、文民たる軍用航空機の乗組員、従軍記者、需品供給者、労務隊員又は軍隊の福利機関の構成員等。但しそれらのものが随伴する軍隊の認可を受けている場合に限る。このため、当該軍隊は、それらの者に附屬書の雛形と同様の身分証明書を発給しなければならない。

(5) 紛争当事国の商船の乗組員（船長、水先人及び見習い員を含む。）及び民間航空機の乗組員で、国際法の他のいかなる規定によつても一層有利な待遇の利益を享有することがないもの。

(6) 占領されていない領域の住民で、敵の接近に当たり、正規の軍隊を編成する時日がなく、侵入する軍隊に抵抗するために自發的に武器を執るもの。但し、それらの者が公然と武器を携行し、且つ、戦争の法規及び慣例を尊重する場合に限る。

B 次の者も、また、この条約に基いて捕虜として待遇しなければならない。

(1) 被占領国の軍隊に所属する者又は当該軍隊に所属していた者で、特に戦闘に従事している所属軍隊に復帰しようとして失敗した場合又は抑留の目的でされる召還に応じなかつた場合に当該軍隊への所属を理由として占領国が抑留することを必要と認めるもの。その占領国が、その者を捕虜とした後、その占領する領域外で敵対行為が行われていた間にその者を解放したかどうかは問わない。

(2) 本条に掲げる部類の一に属する者で、中立国又は非交戦国が自国の領域内に収容しており、且つ、その国が国際法に基いて抑留することを要求されるもの。但し、それらの者に対しては、その国がそれらの者に与えることを適當と認める一層有利な待遇を与えることを妨げるものではなく、また第八条、第一〇条、第一五条、第三〇条第五項、第五八条から第六七条まで、第九二条及び第一二六条の規定並びに、紛争当

事国と前記の中立国又は非交戦国との間に外交関係があるときは、この条約の利益保護国に関する規定を適用しないものとする。前記の外交関係がある場合には、それらの者が属する紛争当事国は、それらの者に対し、この条約で規定する利益保護国の任務を行うことを認められる。但し、当該紛争当事国が外交上及び領事業務上の慣習及び条約に従つて通常行う任務を行うことを妨げない。

C 本条は、この条約の第三十三条に規定する衛生要員及び宗教要員の地位に何らの影響を及ぼすものではない。

第五条（適用の期間）この条約は、第四条に掲げる者に対し、それらの者が敵の権力内に陥った時から最終的に解放され、且つ、送還される時までの間、適用する。

交戦行為を行つて敵の権力内に陥つた者が第四条に掲げる部類の一に属するかどうかについて疑が生じた場合には、その者は、その地位が権限のある裁判所によつて決定されるまでの間、この条約の保護を享有する。

第二編 捕虜の一般的保護

第一三條（人道的待遇、報復の禁止）捕虜は、常に人道的に待遇しなければならない。抑留国の不法の作為又は不作為で、抑留している捕虜を死に至らしめ、又はその健康に重大な危険を及ぼすものは、禁止し、且つ、この条約の重大な違反と認める。特に、捕虜に対しては、身体の切断又はあらゆる種類の医学的若しくは科学的実験で、そのものの医療上正当と認められず、且つ、その者の利益のために行われるものでないものを行つてはならない。

また、捕虜は、常に保護しなければならず、特に、暴行又は脅迫並びに侮辱及び公衆的好奇心から保護しなければならない。

捕虜に対する報復措置は禁止する。

第一四条（身体・名譽・行為能力・女性に対する考慮）捕虜は、すべての場合において、その身体及び名譽を尊重される権利を有する。

女子は、女性に対して払うべきすべての考慮をもつて待遇されるものとし、いかなる場合にも、男子に与える待遇と同等に有利な待遇の利益を受けるものとする。

捕虜は、捕虜とされた時に有していた完全な私法上の行為能力を保持する。抑留国は、捕虜たる身分のためやむを得ない場合を除く外、当該国の領域の内外においてその行為能力に基く権利の行使を制限してはならない。
第一六条（無差別待遇）階級及び性別に関するこの条約の規定に考慮を払い、また、健康状態、年齢又は職業上の能力を理由として与えられる有利な待遇を留保して、捕虜は、すべて、抑留国が人種、国籍、宗教的信条若しくは政治的意見に基づく差別又はこれらに類する基準によるその他の差別をしないで均等に待遇しなければならない。

第三編 捕虜たる身分

第一部 捕虜たる身分の開始

第七条（尋問・身分証明書）

（前略）

捕虜からいかなる種類の情報を得るためにも、これに肉体的又は精神的拷問その他の強制を加えてはならない。回答を拒む捕虜に対しては、脅迫し、侮辱し、又は種類のいかんを問わず不快若しくは不利益な待遇を与えてはならない。

肉体的又は精神的状態によって自己が何者であるかを述べることができない捕虜は、衛生機関に引き渡さな

ければならない。それらの捕虜が何者であるかは、前項の規定に従うことを留保して、すべての可能な方法によつて識別して置かなければならない。

捕虜に対する尋問は、その者が理解する言語で行わなければならない。

第二部 捕虜の抑留

第一章 総則

第二一条（抑留・解放） 抑留国は、捕虜を抑留して置くことができる。抑留国は、捕虜に対し、抑留されている収容所から一定の限界をこえて離れない義務又は、その収容所に柵をめぐらしてある場合には、その柵の外に出ない義務を課することができます。刑罰及び懲戒罰に関するこの条約の規定を留保し、捕虜は、衛生上の保護のために必要な場合を除く外、拘禁してはならない。この拘禁は、その時の状況により必要とされる期間をこえてはならない。

捕虜は、その属する国の法令により許される限り、宣誓又は約束に基いて不完全又は完全に解放することができます。この措置は特に、捕虜の健康状態を改善するために役立つ場合に執るものとする。捕虜に対しては、宣誓又は約束に基く解放を受諾することを強制してはならない。

（後略）

第二章 捕虜の營舎、食料及び被服

第二六条（食料） 每日の食糧の基準配給の量、質及び種類は、捕虜を良好な健康状態に維持し、且つ、体重の減少又は栄養不良を防止するものに充分なものでなければならぬ。捕虜の食習慣も、また、考慮に入れなければならない。

(中略)

捕虜に対しては、飲料水を充分に供給しなければならない。喫煙は、許さなければならない。

(中略)

食料に影響を及ぼす集団的の懲戒は、禁止する。

第三章 衛生及び医療

第二九条（衛生）抑留国は、収容所の清潔及び衛生の確保並びに伝染病の防止のために必要なすべての衛生上の措置を執らなければならない。

捕虜に対しては、日夜、衛生上の原則に合致する設備で常に清潔な状態に維持されるものをその用に供しなければならない。

(後略)

第三〇条（医療）

(前略)

重病の捕虜又は特別の治療、外科手術若しくは入院を必要とする状態にある捕虜は、その送還が近い将来に予定されている場合にも、適切な処置をする能力がある軍又は軍以外の医療施設に収容しなければならない。身体障害者、特に、盲者に与えるべき救護及びその更生については、その者の送還までの間、特別の便益を与えるなければならない。

捕虜は、なるべくその属する国の衛生要員、できれば自己と同一の国籍を有する衛生要員によって治療を受けるものとする。

(後略)

第五章 宗教的、知的及び肉体的活動

第三四条（捕虜の宗教活動）捕虜は、軍当局が定める日常の規律に従うことを条件として、自己の宗教上の義務の履行（自己の宗教の儀式に出席することを含む。）について完全な自由を享有する。

捕虜に対しては、宗教的儀式を行う適當な場所を提供しなければならない。

第六章 規律

第三九条（捕虜収容所内の規律）各捕虜収容所は、抑留国の正規の軍隊に属する責任のある将校の直接の指揮下におかなければならぬ。その将校は、この条約の謄本を所持し、収容所職員並びに警備員がこの条約の規定を確實に知っているようにし、並びに自國の政府の指示の下でこの条約の適用について責任を負わなければならぬ。

(後略)

第六部 捕虜と当局との関係

第三章 刑罰及び懲戒罰

第八七条（刑罰）抑留国の軍当局及び裁判所は、捕虜に対しては、同一の行為を行つた抑留国軍隊の構成員に関する規定された刑罰以外の刑罰を科してはならない。

(中略)

個人の行為に関して集団に科する刑罰、肉体に加える刑罰、日光が入らない場所における拘禁及び一般にあらゆる種類拷問又は残虐行為は、禁止する。

(後略)

第八八条（科罰上の配慮）

(前略)

女子の捕虜に対する处罚としては、抑留国の軍隊の構成員たる女子が同様の違反行為について受けるところよりも、きびしい处罚を科してはならず、又はきびしい待遇を处罚に服する間与えてはならない。

女子の捕虜に対する处罚としては、いかなる場合にも、抑留国の軍隊の構成員たる男子が同様の違反行為について受けるところよりも、きびしい处罚を科してはならず、又はきびしい待遇を处罚に服する間与えてはならない。

(後略)

第九九条（裁判上・处罚上の保護）捕虜は、実行の時に効力があった抑留国の法令又は国際法によって禁止されていなかつた行為については、これを裁判に付し、又はこれに刑罚を科してはならない。

捕虜に対しては、责任を問われた行為について有罪であると認めさせるために精神的又は肉体的强制を加えてはならない。

捕虜は、防御方法を提出する机会を与えられ、且つ、资格のある弁護人の援助を受けた後でなければ、これに对して有罪の判决をしてはならない。

第四編 捕虜たる身分の終了

(以下略)

第五編 捕虜に関する情報局及び救済団体

(以下略)

第六編 条約の実施

第一部 総則

第一二九条（本条約に対する違反行為）締約国は、次条に定義するこの条約に対する重大な違反行為の一を行い、又は行なうことを命じた者に対する有効な刑罰を定めるため必要な立法を行うことを約束する。

（中略）

各締約国はこの条約の規定に違反する行為で次条に定義する重大な違反行為外のものを防止するため必要な措置を執らなければならない。

（後略）

第一三〇条（重大な違反行為）前条にいう重大な違反行為とは、この条約が保護する人又は物に対して行なわれる次の行為、すなわち、殺人、拷問若しくは非人道的待遇（生物化学実験を含む。）、身体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与えること、捕虜を強制して敵国の軍隊で服務させること又はこの条約に定める公正な正式の裁判を受ける権利を奪うことをいう。

第一三一条（締約国の責任）締約国は、前条に掲げる違反行為に関し、自国が負うべき責任を免かれ、又は他の締約国をしてその国が負うべき責任から免れてさせてはならない。

第一三二条（違反行為に対する調査）この条約の違反の容疑に関しては、紛争当事国の要請により、関係国間で定める方法を調査しなければならない。

（中略）

違反行為が確認されたときは、紛争当事国は、できる限りすみやかに、違反行為を終止させ、且つ、これに対し

て処置しなければならない。^{〔16〕}

(以下略)

本条約では右記に提起した第二次大戦の諸問題の経験から、捕虜資格に関し、その領域が占領されているかどうかを問わず、その領域の内外で行動する組織的抵抗運動団体構成員に対しても、紛争当事国に属し、ハーグ陸戦法規の条件に準拠した本条の第四条のAの第二項に掲げられた四要件を満たす限り、捕虜資格を認めることにした。

また、軍隊に随伴する軍用飛行機の乗員や従軍記者、需品供給者、労務隊員、または軍の福利機関の構成員等や紛争当事国の商船の乗組員及び民間航空機の乗組員もまた同様の扱いを受けることとなり、これは第二次大戦中の海戦、空戦といった形での戦闘形態が広域化したものによる。そして捕虜への人体実験を防ぐために、特に医療上正当化されない捕虜の身体の切断またあらゆる種類の医学的・科学的実験は禁止された。さらに捕虜を復仇の対象としてはならないとされ、その身体・名誉は尊重される権利を有し、また人種・国籍・宗教・政治的思想に基づく差別は禁止された。

また本条約では捕虜の營舎・食料及び被服、衛生及び医療、抑留国が捕虜に支払うべき俸給額、労働の種類と労働条件、外部との通信刑罰・懲戒罰の種類、手続について詳細な規定を置き、捕虜待遇の原則を発展させ、第二次大戦中の捕虜収容所における待遇の実行を考慮して、捕虜の一般的保護（第一編）、捕虜たる身分（第三編）、捕虜たる身分の終了（第四編）の三部分に大別した。

さらに指摘するならば捕虜を裁判にかける際の司法手続きに関して、法律不溯及行為を禁止しており、弁護士に関する

しても捕虜がその選任を行い、もし捕虜が自ら弁護人を選任しなかつた場合において利益保護国は、その捕虜に対し
て弁護人を附さなければならず、また捕虜は有能な通訳人に通訳をさせる権利を有しており、後に指摘するが第二次
大戦後のBC級戦犯裁判の教訓がいかされていると理解できるが、逆説的にはもしこの条約がBC級裁判の以前にで
きていたならば、戦犯である彼らは違った運命を辿ったと思わざるを得ない。

ただ、この条約にも問題がいくつか残った。本条約が署名されたのが一九四九年の八月だが、その後の一九五〇年
六月に勃発した朝鮮戦争において、捕虜の返還をめぐって北朝鮮・中国側とアメリカを中心とする国連軍側との間で
紛糾した。それは本条約一一八条の「捕虜は、実際の敵対行為が終了した後遅滞なく解放し、且つ、送還しなければ
ならない」とあり、これは先にあげたソ連による日本軍のシベリア抑留の様な捕虜を長期間抑留することを防ぐため
に「遅滞なく」と条項にいれたものであるが、朝鮮戦争においては北朝鮮側がこの条項を盾にして捕虜の速やかなる
返還を求めた。それに対してアメリカ側では当時のイデオロギーの対立を反映して、捕虜の意思を無視した形で自由
主義陣営側が共産主義陣営側に捕虜を送還することへの疑義が生まれ、捕虜の返還交渉は長期に及び結果として朝鮮
戦争は一九五三年七月の休戦協定に至るまで、実質戦闘行為はほぼ終了した後も膠着状態が長きに渡って続いた。

また一九六〇年代から一九七〇年代にかけて起こった民族解放・植民地独立闘争が頻発すると、これに従い行動す
るゲリラは「紛争当事国に属する」という要件を満たさないために、条約上の保護を享受できないという問題が生じ
た。これは所謂、「自由の戦士」と称する民族解放闘士をどう取り扱うかの問題であり、すなわち民族の自決権の確
立並びに植民地体制維持の違法性の明確化につれて生じた問題である。具体的には一九六〇年代後半のベトナム戦争
や七〇年代南部アフリカ（アンゴラ・モザンビーク・ポルトガル領ギニア）の解放闘争に関連する国連での討議や決
議において、ベトナムで捕らえられたアメリカ軍構成員に捕虜資格が与えられるどころかその行為のために処罰され

るべき侵略（犯罪）者であるという意見が表明され、南部アフリカの「自由の戦士」に無条件に捕虜待遇を与えることを要求する決議も採択された。⁽¹⁾

この様な不備を補完するために、赤十字国際委員会が政府やNGOからの意見をまとめて一九七三年にジュネーブ諸条約を補完するための一つの議定書を各國政府に送付した。その後一九七四年から七七年にかけてジュネーブやルガノにおいて開催された「武力紛争の際に適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交会議」で採択されたのが、「第一追加議定書」並びに「第二追加議定書」である。

第一追加議定書は一〇二一条からなり、主要な条文は以下の通りである。ただし第一追加議定書に関しては、内戦における紛争当事者が遵守すべき最低限規準を規定したジュネーブ諸条約共通第三条を発展させ、補足させたものであり、本論で取り上げるイラク戦争は内戦規定には当てはまらないため割愛する。

第一部 総則

第一条（一般原則及び適用範囲）

（前略）

3 この議定書は、戦争犠牲者の保護に関する一九四九年八月一二日のジュネーブ諸条約を補完するものであり、

同諸条約のそれぞれの第二条に共通して規定する事態について適用する。

4 3に規定する事態は、人民が、国際連合憲章並びに国際連合憲章に従つた諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言に規定する自決の権利行使して、植民地支配及び外国による占領に対し並び

に人種差別体制に対し戦う武力紛争を含む。

第三条（適用の開始及び終了）いずれのときにも適用される規定の適用を妨げることなく。

(a) 諸条約及びこの議定書は、第一条に規定する事態の生じたときから適用する

(b) 諸条約及びこの議定書は、紛争当事国の領域においては軍事行動の全般的終了の時に、占領地域にあっては占領の終了の時に、適用を終了する。ただし、軍事行動の全般的終了の時又は占領の時の後に最終的解放、送還又は居住地の設定が行われる者については、この限りではない。これらの者は、その最終的解放、送還又は居住地の設定の時まで諸条約及びこの議定書の関連規定の利益を引き続き受けるものとする。

第二部 傷者、病者及び難船者

第一節 一般的保護

第一一条（身体の保護）1 敵対する紛争当事国の権力内にある者又は第一条に規定する事態の結果抑留され、拘禁されもしくは他の方法により自由を奪われた者の身体又は精神の健康及び保全は、いかなる不当な作為又は不作為によつても危うくしてはならない。

(中略)

4 いづれの者も、その者の属する締約国以外の締約国の権力内にある場合に身体又は精神の健康又は保全を著しく危うくし、かつ、1及び2のいづれかの禁止に違反し又は3の要件に合致しない故意の作為又は不作為は、この議定書の重大な違反行為とする。

(後略)

第一〇条（復仇の禁止）この第一部の規定により保護される者及び物に対する復仇は、禁止する。

第三部 戰闘の方法及び手段、戦闘員及び捕虜の地位

第一節 戰闘の方法及び手段

第三五条（基本原則）1 いかなる武力紛争においても、紛争当事国が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は、無制限ではない。

（後略）

第二節 戦闘員及び捕虜の地位

第四三条（軍隊）1 紛争当事国の軍隊は、部下の行動について当該紛争当事国に対しても責任を負う司令部のある組織され、武装されたすべての兵力、集団及び部隊から成る（当該紛争当事国を代表する政府又は当局が敵対する紛争当事国により承認されているかいないかを問わない。）軍隊は、内部規律制度（特に武力紛争の際に適用される国際法の諸規則の遵守を強制する内部規律制度）に従うものとする。

2 紛争当事国の軍隊の構成員（第三条約第三三三条に規定する衛生要員及び宗教要員は除く。）は、戦闘員であり、敵対行為に直接参加する権利を有する。

（後略）

第四四条（戦闘員及び捕虜）1 前条に規定する戦闘員で敵対する紛争当事国の権力内に陥った者は、捕虜となる。

2 すべての戦闘員は、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則を遵守する義務を負うが、これらの諸規則の違反は、3及び4に規定する場合を除く外、戦闘員たる権利又は敵対する紛争当事国の権力内に陥った場合に捕虜となる権利を戦闘員から奪うものではない。

(後略)

第四五条（敵対行為に参加した者の保護）

(前略)

2 敵対する紛争当事国の権力内に陥った物が捕虜と認められず、敵対行為から生ずる違反について当該敵対する紛争当事国により裁判に付される場合には、その者は、司法裁判所において捕虜の地位を享有する権利のあることを主張し、かつ、その問題の決定を受ける権利を有する。この決定は、適用される手続の下可能なときはいつでも、違反についての裁判の前に行うものとする。

(後略)

第四部 文民たる住民

第一節 敵対行為の影響に対する一般的保護

第四八条（基本原則）紛争当事国は、文民たる住民及び民用物に対する尊重及び保護のため、常に、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを識別することができるようとする。紛争当事国の軍事行動は、軍事目標のみを対象とする。

第五〇条（文民及び文民たる住民の定義）1 文民とは第三条約の第四条A（1）から（3）まで及び（6）並びにこの議定書の第四三条のいずれの部類にも属しない者をいう。いずれの者も、文民であるかないかについて疑いがある場合には、文民とみなす。

(後略)

第三節 紛争当事国の権力内にある者の待遇

第七五条（基本的保障） 1 紛争当事国の権力内に陥った者で諸条約又はこの議定書に基く一層有利な待遇の権利を受けないものは、第一条に規定する事態により影響を受けている限り、すべての場合において人道的に待遇するものとし、人種、皮膚の色、性、言語、宗教若しくは信条、政治的意見その他の意見、国民若しくは社会的出身、貧富、出生又は他の地位そのほか類似の基準による不利な差別なしに、この条に規定する保護を最小限共有する。締約国は、これらすべての身体、名譽、信条及び宗教的実践を尊重するものとする。

2 次の行為は、いかなるときにも及びいかなる場所においても、文民により行われるか軍人により行われるかを問わず、禁止する。

(a) 生命、健康又は肉体的若しくは精神的福利に対する暴力、特に次の行為

(i) 殺人

(ii) 肉体的であるか精神的であるかを問わず、あらゆる種類の拷問

(iii) 体罰

(iv) 身体の切断

(b) 個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体面を汚す待遇、強制売いん及びあらゆる種類のわいせつ行為

為

(c) 人質

(d) 連座による処罰

(e) (a)から(d)までのいずれかの行為を行う旨の威嚇

3 武力紛争に関連する行為のために逮捕され、拘禁され又は拘留された者は、これらの措置がとられた理由を

その者が理解する言語で直ちに知らされるものとする。刑事犯罪を理由として逮捕又は拘禁された場合を除くほか、これらの者は、できる限り遅滞なく釈放するものとし、いかなる場合にも、その逮捕、拘禁又は抑留を正当化する事情が存在しなくなつた場合には、直ちに釈放する。

(後略)

第七六条（女子の保護）1 女子は、特別の尊重の対象とし、かつ、特に強姦、強制売いん及びあらゆる種類のわいせつ行為から保護するものとする。

(後略)

第七七条（児童の保護）1 児童は、特別の尊重の対象とし、かつ、あらゆる種類のわいせつ行為から保護するものとする。紛争当事国は、児童に対し年齢又は他の理由により必要とされる保護及び援助を与える。

(中略)

3 2の規定にかかわらず、例外的に、一五歳未満の児童が敵対行為に直接参加して敵対する紛争当事国の権力内に陥った場合にも、当該児童は、捕虜であるかないかを問わず、この条の規定により与えられる特別の保護の利益を受ける。

(中略)

第五部 諸条約及びこの議定書の実施

第一節 総則

第八一条（赤十字その他の人道団体の活動）1 紛争当事国は、赤十字国際委員会に対し、紛争の犠牲者に対する保護及び援助を確保するために諸条約及びこの議定書により同委員会に割り当てられた人道的任務を同委員

会が遂行することができるよう尽可能なすべての便宜を与える。赤十字国際委員会は、関係紛争当事国の同意に従うことの条件として紛争の犠牲者のために他の人道的活動を行うことができる。

(後略)

第二節 諸条約及びこの議定書の違反行為の防止

第八六条（不履行） 1 締約国及び紛争当事国は、諸条約又はこの議定書に基づく義務の不履行の結果生ずる諸条約又はこの議定書の重大な違反行為を阻止し及び諸条約又はこの議定書の他のすべての違反行為を阻止するため必要な措置をとる。

(後略)

第八七条（指揮官の義務） 1 締約国及び紛争当事国は、軍の指揮官に対し、その指揮下にある軍隊の構成員及びその監督下にある他の者の諸条約及びこの議定書の違反行為を防止し並びに、必要な場合には、阻止し及び権限のある当局に報告するよう要求する。

2 締約国及び紛争当事国は、違反行為を防止し及び阻止するため、指揮官に対し、指揮官の責任の程度に応じて、事故の指揮下にある軍隊の構成員が諸条約及びこの議定書に基づく義務を知ることを確保するよう要求する。

3 締約国及び紛争当事国は、部下又は事故の監督下にある他の者が諸条約又はこの議定書の違反行為を行おうとしているか又は行ったことを知っている指揮官に対し諸条約又はこの議定書の違反を防止するために必要な措置を開始し及び、適当な場合には、諸条約又はこの議定書の違反者に対する懲戒手続又は刑事手続を開始するよう要求する。

第九一条（責任）諸条約又はこの議定書に違反した紛争当事国は、必要な場合には、賠償を支払う義務を負う。

紛争当事国は、自國の軍隊の一部を構成する者が行つたすべての行為について責任を負う。

第六部 最終規定¹⁸⁾

（以下略）

第一追加議定書ではまず、これまで一国内の内戦とみなされていた民族解放・植民地独立闘争が国際的武力紛争と見なされ、この議定書の適用となつた。適用期間に関しても、例えば一九四九年のジュネーブ諸条約では文民は軍事占領された占領地域の場合には「軍事行動の全般的終了」後一年間で条約適用を終えたものを、本議定書では「占領の終了時」にその適用を終えることと決め、適用範囲を拡大した。これはイラク戦争でも見られたように現代の戦争において、軍事行動終了後から平和条約締結、その後占領地域の新政府の統治機構の確立など、その軍事行動終了後も占領継続の現象に対応するため、期間を次第に延長させている。

捕虜資格に関しては従来の正規兵と非正規兵の区別を無くすとともに、紛争当事国の軍隊の構成員つまりは戦闘員で、敵権力内に陥つた者はすべて「捕虜」と見なされるとした。一般住民との区別が困難な戦闘方法を行うゲリラなどについてはその特殊性を考慮して、交戦中または攻撃開始に先立つ軍事展開中で敵からみられている間、公然と武器を携行している者には捕虜資格を与えることとした。

また軍隊に関する人道法上初めて、「軍隊」の定義が与えられ、この「軍隊」は正規軍の区別なく、敵に承認されていない政府又は当局に代表される場合でもよく、広い概念が与えられた。また敵権力内に陥つた者でジュネーブ

諸条約や議定書で有利な待遇を享有しない者に対しても基本的な保障としてそれぞれ具体的な行為の事例をあげて紛争当事国の権内にいる者への殺人、傷害、虐待行為を禁じた。これは例えば拷問行為が敵兵の降伏直後から捕虜収容所や刑務所へ移送されるまでの間を防ぐ効果の意味を持つ。

さらに文民についても、その概念がジュネーブ第三条約やこの議定書により捕虜資格を有するもの以外の者とされたため、被保護者が自国民、中立国国民、共同交戦国国民にも拡大されることになった。これは国際人道法上の文民保護の拡大する傾向を顕著に表しており、同議定書においても軍事行動する際も民用物への攻撃の禁止が規定された民用物に関しては「家屋その他の住居・学校」、「礼拝所・文化財」、「食糧・家畜等一般住民の生存上かかせない者」、「ダム・堤防・原子力発電所といった危険な威力を内蔵する工作物及び施設」などをあげている。つまり軍事行動の際の目標もまた厳しく制限しているのである。

捕虜資格や保護の拡大は進められたものの、ただこの追加議定書にも問題が生じている。まず世界の超大国の一つアメリカが第一議定書はテロリストグループに承認と法的保護を与える欠陥の多い内容だとして、二つの議定書の批准の保留を決め、現在に至っている。イギリスもまた一九九八年には第一追加議定書には批准したもの、第二議定書に関しては批准を保留している。⁽¹⁹⁾ 元々追加議定書自体は先にもあげたように民族解放・植民地解放闘争を国際紛争に格上げするためのものであつたために、自由主義陣営を中心とする先進諸国と発展途上国と並びにそれを支持する社会主義陣営との対立が政治的な背景としてあつた。そのために皮肉にも、後にも指摘するが今現在アメリカ政府が同じような理由を盾にして「アルカイダ」を中心とするテロリストグループに対しジュネーブ諸条約や追加議定書の法的保護を与えることに難色を示している。

現に九・一一事件などの民間人への巨大かつ残酷なテロ行為に関して、もしそれに対抗する措置としてテロリスト

への拷問や虐待により情報を得た結果として無数の無辜の市民の死者を止められるならば、後者による拷問が正当化されるような見解も国際法上存在するのも事実である。⁽²⁰⁾

次に文民保護の観点から軍事目標の制限に関し、実際には軍事作戦行動を制限する形にはなるために、作戦上迅速かつ能率的な軍事行動と一方その文民を着実に保護しようとする兼合いは問題として残っている。例えば軍事目標を攻撃する際に現在の軍事技術の進展に伴い、目標設定とその結果に関しては、かつてよりは精細さを持つようにはなつたものの、今現在でもイラク・アフガニスタンにおいて米軍の誤爆による民間人の死者は後を絶たない。また、軍事目標自体が明確に限定しにくい点や、軍事目標である施設内に作業している者への許容範囲と見なされるのかはどうかも不明確と言える。

こうして、ハーグ陸戦法規からジュネーブ第一追加議定書までの流れを見てきたが、捕虜に関してはその交戦者資格の拡大とともに捕虜資格も拡大する格好となつた。またその待遇にも改善が行われ、詳細な規定に基づいた扱いを締約国に求めている。

ただ条約の違反行為を犯した場合、すなわち戦争犯罪を犯した場合にどのような処罰を科すのか、それは裁判所及び刑罰の軽重は必ずしも定まつてはいない。既述の通り、従来ならば戦争法違反を犯した敵人を交戦国が捕らえた場合は、戦争中もしくは戦勝後に自国の軍事裁判にかける。また、戦争違反行為を犯したのが自国兵士であった場合には、自国の軍刑法により、自国の裁判所で裁かれるのが常とされてきた。

しかし後述でも明らかになるが、それは明らかに二重基準を生み出し、公正、公平からは程遠く、全ては運次第ということになつてしまふ。その様なことを防ぐためにも、国内裁判所ではなく、国際裁判所で裁くべきであるという考え方方が生まれ、「国際刑事裁判所」の設置が国際的な流れとして生まれていくことになる。

元々、国際刑事裁判所の設置の理念は第一次大戦以後にさかのぼり、しかし当時の国際連盟が時期尚早としてこれを認めず、第二次大戦以降も、「ニュウルンベルグ裁判」、「東京裁判」などを経ながらも、冷戦構造の二極対立の中でこの構想はなかなか前進を見なかつた。

これは国際的な場で戦争犯罪人を裁くとなると、それぞれの国家が持つ主権に関わり、国家法益侵害の可能性があるからである。故に今現在、世界の各地に軍隊を派遣しているアメリカが自国兵を不當に刑事訴追されないかなど、そうした懸念が根強く、アメリカ、現ブッシュ政権はこの「国際刑事裁判所」の設立条約の署名は拒否している。

しかし、この構想そのものは徐々にではあるが前進しつつあり、例えば旧ユーゴの内戦での戦争犯罪を裁く「旧ユーゴ国際刑事裁判所」（一九九三年設立）やルワンダの虐殺を裁くための「ルワンダ国際刑事裁判所」（一九九四年設立）が、国際社会の要請で国連の安全保障理事会の採択により設置されている。

ただ将来に向けては「国際刑事裁判所」は常設の裁判所として、かつ、条約によっての設立を目指しているが、近年のイラク戦争の状況を見る限り、道のりはまだまだ遠いと言える。

本章では国際上の戦争法規を捕虜問題を中心に簡単に述べてきたが、その点を含め戦争法規はまだまだ課題が多く、恐らくそれを解決してもまた再び新しい問題に直面していくようと思われる。

それはフランス革命以降近代国民国家の形成、帝国主義国家へと流れ、先進諸国間の戦争を一つのモデルとした戦争形態から、その後先進諸国の植民地であった国が独立し、解放闘争へと歩み、またその中で内戦、国境紛争、民族・宗教対立といった形での戦争スタイルが生まれてくる。つまりは国家形態の複雑さとその形態の隆盛の差が戦争の多様化を生み、今まで新たにテロの脅威に直面している。

またその過程の中においても、国家間の駆け引きであったり、先進諸国と発展途上国や東側と西側といったイデオロギーや宗教的な相克があつて、さらに国内政治上の問題から国際条約を各國が牽強付会しているのが現実である。それは後にも論述するが勝者か敗者かといった厳しい二元論の前に、結局は国際法も膝を屈さざるをえないのかと言つた諦めすらも滲み出てくる。

無論、国際法そのものが法の定立・適用・執行において国内法とは全く違つた性格のものであるから、それを減じて受け入れなければならないが、しかしその現実を直視しつつ、法の実効性すなわち刑罰の執行を高めて行くことはこれから国際社会の紛争において重要なことだと思われる。そのためにも過去における慣習行為、すなわち過去どういった形で国際紛争ならびに戦争犯罪を処理したのかが手がかりになると言える。

それをこれ以降論じて行きたい。

(四) イスラム法の視点

国際法自体はある意味西洋の歴史、慣習に基づいてできたものであることは否めない。今回小論でイラクの事件を取り上げるにあたって、ジュネーブ第三条約の中に宗教活動の保護条項があり（第三四条）、従つてこのセクションではイスラム法を若干はあるが取り上げたい。^[21]

今日のイスラム諸国の対外関係における法的基盤としては西洋的秩序の浸透により、イスラム法よりもむしろ西欧で培われた国際法を基調に彩られている。しかしイスラム法は依然としてイスラム社会に生き続けていることを見逃してはならないと思う。今現在戦闘が続くイラクにおいても、例えばシーア派最高権威シスター氏のファトワ（宗教令）や日本人人質事件にも登場したイスラム聖職者協会の声明などはやはり隠然たる影響力を持っており、やはりイ

スラム国家とそのムスリム達（イスラム教信者）にとつては重要な意味を持つてゐると思われる。

一、イスラム法とは

そもそもイスラム法とは、西欧のキリスト教社会とは別に独自の法理論を体系化し、発展させてきた。主要の法源はコーラン・スンナ・イジュマ・キャースの四つとされる。

コーランはイスラムの神アッラーが預言者マホメットを通して語りかけたとされる神の啓示であり、スンナは神から啓示を受けた預言者マホメットから出た言葉・行為・承認である。「言葉」とはマホメットが様々な目的ならびに機会に使用した「言葉」であり、「行為」とはマホメットの「行為」そのものであり、「承認」とは教友から出た言葉や行為に対して使徒が黙認ならびに同意したものである。イジュマとはマホメットの死後に、イスラム法学者たちがコーランやスンナを基にして判断の一致した合意意見、ファトワもこれにあたる。最後にキャースとは人間の持つ健全な本性、正しい論理に基づく理論的な推論とされる。

二、イスラム法から見た捕虜の扱い

イスラム法の根本法典はコーランであり、その中で確立されている法の基本原則としては、（イ）正義、（ロ）衡平、（ハ）民主的手続、（二）公約の遵守、（ホ）相互主義、の五つがあり、イスラム法の法概念は全てこれらの基本原則にそつて導き出されるのであり、イスラム法における国際的な人道法の概念もこの原則と一致されるべきものとされている。

それに基づきイスラム法では捕虜（捕虜の対象になるのは戦闘員のみならず、捕獲されたその他一部の者も含む）の処遇に関しては、八世紀後半頃からすでに詳細な規定を有し、捕虜が交戦国に属して人道的な処遇を与えられるも

のであることを定めており、したがって捕虜に対する殺害（敵により味方の捕虜殺害の報復措置としても、また、条約上それが報復措置として認められる旨規定されている、いないに拘わらず）、姦通、姦淫（捕虜の女性も含む）、などは禁止されており、また戦闘員であった場合でも不必要的残虐で苦痛を伴う殺害は禁止されている。

イスラム法では戦闘地域においては中立者、女性、未成年者、非戦闘員などを直接攻撃しないように特に充分な注意を払うように要求している。しかし意図せずに被害が彼等に及ぶのであればイスラム軍は責任を問われることはないとされている。

またイスラム法では、もし捕虜が逃亡を企てた場合、規則を破る捕虜は处罚の対象とされる。ただ、捕虜の犯罪を理由とする処刑、奴隸身分としての遭遇、身代金の要求、敵の捕虜との交換、捕虜の釈放の判断などはイスラム軍の司令官の裁量に委ねられるとする解釈もあるが、一般的には殺害を含め、体罰を加えたり、非人道的な扱いを行うことは許されないと解するのがイスラム法の精神に沿うものであるといえる。ただし、身代金によって捕虜を解放するのは、コーランでも合法とされている。

捕虜の解放に関しては敵対行為が終了した時は解放される。また捕虜が敵対行為を行わないという条件で宣言を行えば釈放されることもある。

二、イラク戦争におけるアメリカ軍による捕虜虐待事件

(一) 事件の概要

それは一枚の写真から始まった。一〇〇四年一月一三日以前から、イラクのアブグレイブ刑務所に収容されているイラク人捕虜虐待に関して内部告発されていた。憲兵、ジョゼフ・ダービー技術兵がグレーナー技術兵から一枚の画像入りCDを取得した後、陸軍犯罪捜査部のドアに匿名書簡として送ったのがきっかけとされる。

翌一四日に直ちに米軍犯罪捜査部門が調査を開始、そしてわずか四日後の一月一八日、同刑務所の米軍の管理責任者カーピンスキーア准将が停職処分となり、更迭されたカーピンスキーア准将に代わり、同刑務所をはじめイラク国内の収容所管理責任者の地位になつたのが、グアンタナモ基地から横滑りしたジェフリー・ミラー少将である。⁽²²⁾

その後、イラク駐留米軍司令官サンチエス中将是事態を重視して、前記の刑事調査と別個に高レベルの調査を求め、同三〇日にアントニオ・タグバ少将がその調査の責任者に任命された。

三月一二日にタグバ少将が調査結果の報告書を証拠写真多数を添付してまとめ、「サディスティックで、あからさまに残虐な虐待行為」を複数の上官に伝えた。同二〇日、イラク駐留米軍司令部のキミット准将はアブグレイブ刑務所勤務の米軍将兵六人を「拘束者への攻撃、残虐、わいせつな行動と虐待」の罪名で刑事訴追することを発表した。⁽²³⁾

そしてその実態を示す写真が世界に公開されたのはイラク戦争終結宣言一周年を目前にした四月二一八日、アメリカ三大ネットワークの一つCBSテレビは、人気番組「六〇ミニッツII」の中であった。イラク駐留アメリカ兵らが、身柄を拘束したイラク人男性を全裸にして立たせ笑ってポーズをとるシーンなど明らかに虐待を示すものだった。かつてフセイン政権時代、さまざまな虐待が行われてきた悪名高き刑務所で、解放者を称する占領軍の兵士によって再び忌まわしい行為が行われたのだ。その後この衝撃は世界を駆けめぐった。

五月三日に米軍はこの事件に関わったとされる将校六人の懲戒処分を発表し、六日にはブッシュ大統領が、ヨルダンのアブドラ国王との共同記者会見の前で虐待に関し初めて謝罪を行うに至った。しかしブッシュ大統領は今回の事

件に関しては、「ごく少数」の人々による異常な出来事であり、米国、米軍の実像とは全く違うと強調し、軍の組織的行動であることを否定し、軍上層部または国防総省高官にまで責任が及ぶことを避けた形をとった。

またラムズフェルド米国防長官も七日、米軍によるイラク人虐待問題について、上下両院の軍事委員会の公聴会で計約六時間にわたり証言し、「全面的に私に責任がある」と非を認めたうえで、「虐待を受けた拘束者に深くおわびする」と謝罪したものの、ただ、自らの進退については、「辞める気はない」と辞任の可能性を明確に否定した。

同委員会の中ではまた、ブラウンリー米陸軍長官代行の証言によると、米中央軍の管轄地域内で、収容施設の外でも米兵が民間人へ不法行為を働いた疑いが四二件あり、イラクのアブグレイブ刑務所内での虐待など、国防総省がこれまで公表した分を合わせると、計七十七件にのぼることが明かとなった。²⁴⁾

そして同事件をめぐり、米国防総省は一二日、虐待の様子を撮影した新たな写真やビデオ計約一六〇〇点を上下両院議員に開示した。イラク人男性が同性愛や自慰行為を強制されているシーンや、イラク人女性が胸をはだけさせられたシーン、さらに遺体の前でポーズを取る米兵や、米兵同士の性行為などが撮影されていたとされ、議員たちは一斉に「想像を絶する忌まわしい行為」などと非難した。

議員への開示は、議会内に部屋を設けた上、関係者以外立ち入り禁止にして行われた。上院軍事委員会のジョン・ウォーナー委員長（共和党）は、写真やビデオの内容が米兵に対する憎しみをさらにあおる恐れがあることから、一般公開すべきではないとの見解を表明した。写真とビデオについて、ビル・ネルソン上院議員（民主党）は記者団に対し、「気持ちが悪くなるような内容で、愕然とした。ビデオから非人間的な（収容者に対する）扱いがわかった」として、これまでにメディアで報じられているもの以上にひどいものだったとの感想を語った。また、これまで報じられた写真に登場した人物の数よりも多くの兵士や関係者の姿が映っていたとも語った。リチャード・ダービン上院

議員（民主党）は、「地獄団だった。上方の了承なしに、こんなことが起きたとは、信じられない」とコメントしている。⁽²⁵⁾

それからウォルフォウイツツ米国防副長官と米軍統合参謀本部のペース副議長は五月一二日、上院軍事委員会の公聴会で証言、米兵が行つたこうした行為の一部が戦争捕虜の扱いをうたうジュネーブ条約に違反していたことを認めに至つた。⁽²⁶⁾ ただ、条約違反にあたる尋問方法に関し、軍幹部の指示や承認があつたかどうかは、なお調査中だとの立場を強調した。⁽²⁷⁾

しかしその後、米誌ニューヨーカーは一五日、イラクのアブグレイブ刑務所での収容者虐待事件は、反米蜂起に対抗する極秘の情報収集作戦の一環で起き、ラムズフェルド米国防長官も同作戦を承認していたと報じた。これに対し国防総省は同日、内容を「荒唐無稽」と全面否定する異例の声明を発表するなど、同事件への国防総省高官やCIA米中央情報局などの関与もマスコミ報道をにぎわせた。

しかも赤十字国際委員会（ICRC）は五月七日、米軍によるイラク人収容者への虐待がアブグレイブ刑務所にとどまらず広範囲で行われ、二〇〇四年年一月、米軍に改善を求める報告書を提出していたことを明らかにし、このようニアブグレイブ刑務所以外の刑務所でも同様の行為が行われていたとされる証言報道が次からなされ、かつマスコミには連日、その虐待行為の写真、映像などが流され続け、それに連動するかのようにイラク国内での反米感情の高まりによる抵抗運動の激化が顕著になつていった。

先にあげた三月の内部報告書を作成していたアントニオ・タグバ陸軍少将が五月一一日、米上院軍事委員会で証言した。タグバ少将は虐待が「規律の欠如、訓練や監視のまったくの不在」の結果起きたものだと述べ、イラク国内の拘束施設の管理責任者だったカーピンスキーア准将らの責任を指摘した。

タグバ少将は「兵士らが政策や直接の命令として（虐待行為を）するよう指示されたという証拠は見つかっていない」とした上で、「現場の兵士たちは自分の意思で軍情報機関の下級将校らと結託していた」と発言した。また、被拘束者から情報を得るために厳しい尋問もかまわないとする雰囲気があり、情報収集に関する焦りが虐待の土壤を生んだとの見方を示した。

だが一方で軍情報機関を監督するステファン・カンボーン国防次官は同日の同委員会で、タグバ少将の見解に反論し、憲兵部門と情報部門の責任のなすり合いの様相も呈している。^⑳

五月中旬には事件の容疑者とされるジェレミー・シビッツ技術兵への、訴追された憲兵部門の七人のメンバーの中では最も早く軍法会議の判決が下された。

その後、同刑務所での米兵による収容者虐待事件を受けラムズフェルド米国防長官が設置した、「米軍による拘束者の待遇に関する独立調査委員会」は八月二十四日、調査結果を公表した。同事件に関しては「限られた兵士らの逸脱行為だが、駐留米軍の指揮官や、国防総省の制服・文民幹部も責任を負う」と指摘、間接的ながら同長官の責任にも言及した。

しかし、独立調査委員長のジェームズ・シュレジンジャー元国防長官は「同省高官らは捕虜の扱いについて定めたジュネーブ条約が、イラクでも適用されると繰り返し指示していた」ことなどから、「直接的な責任は旅団レベルの司令官にあり、高官が問われるのは間接的責任」とし、長官らの進退問題にはならないとの見解を示した。米軍や国防総省上層部の処分については「与えられた権限の範囲を越えている」として勧告しなかった。

五月中旬に設置が発表された同調査委員会は、約一三〇ページの報告書をまとめており、それによると、〇一年末以降、イラクやアフガニスタンなどで三〇〇件の虐待容疑事件が捜査対象となつた。^㉑

アブグレイブを含むイラクでの虐待事件発生の背景としては（1）尋問規則に関する指示の錯綜（2）看守役だった憲兵の不足（3）現場指揮官の監督不十分——などを指摘した。

また米国防総省は独立調査委員会とは別に同月二十五日、同虐待問題に関する内部調査結果の概略を公表し、二〇〇三年七月～二〇〇四年二月に四四件の虐待があつたことを確認、第二〇五情報大隊の米兵二三人と、尋問のために契約していた民間人四人が直接かかわっていたと明らかにした。

調査にあたつたポール・カーン陸軍大将らが記者会見したもので、四四件の虐待事例は「軽度から重いものまで」あり、一件が死亡例で、「幽霊囚人」（収容の事実が赤十字国際委員会に隠されていた囚人）が被害者だった。最もひどい虐待例として軍用犬を二人の未成年の収容者にけしかけ、どちらが先に失禁するかを競うゲームが行われたといふ。

右の四四件には、虐待との自覚なしに尋問のために行われたものや、尋問と無関係に行われたものが混在している。カーン大将らは、「いくつかの例は、拷問と言つてもいい。虐待は軍の原則、訓練、政策上の失敗に起因するものではなく、法を破つた誤った個人の行為」だと強調した。赤十字国際委員会の調査を回避するための「幽霊囚人」は、八件の存在が確認された。

一方、虐待がどの程度まで組織的だったかの問題では、同大隊二七人の直接関与のほか、米兵六人と契約民間人二人が虐待の事実を知りながら報告しなかつたとされた。また軍警察でも、訴追済みの憲兵七人以外に新たに三人の直接関与と、一人の報告義務違反があり、医療部隊でも一人が虐待を知りながら報告を怠つたとされた。

軍上層部については、同大隊の司令官だったトーマス・パバス大佐ら五人に対し、虐待への直接関与はなかつたものの、監督責任があるとして、今後、処分を受ける可能性があることを示唆した。ただし、当時のサンチエス・イラ

ク駐留米軍司令官については、「指揮を誤った責任」があつたとしたにとどめた。

一方、CIA米中央情報局の関与については、「他の米政府の機関」との表現で、虐待にかかわっていた可能性があることを強く示唆した。

国防総省調査は、独立調査委員会の報告書と同様に、虐待が一部の突出した行動ではなく、広範に行われていたことを裏付けたものの、ラムズフェルド国防長官ら最高首脳の責任は問わなかつた。³²

その後も一二月三日にAP通信が米海軍特殊部隊「シール」によるイラク人拘束者への虐待を撮影したとされる写真約四〇枚が、インターネット上で公開されたと伝え、これらの写真が配信されたり、米国防情報局DIAが二〇〇四年六月、カンボーン国防次官に書簡を送り、米軍の特殊部隊員がバグダードで、拘束したイラク人に暴力を働くなどの虐待を行い、目撃したDIAの尋問官に厳しく口止めした事実があつたと報告していたことが明らかになつたりと、新たな虐待行為の疑惑報道が後を絶たない。³³

今現在、同事件では憲兵部門米兵士七名が告発、起訴され、内二名に判決が出ている。また情報部門兵士一名にも判決が下っている。

(一) 事件の関係者

ここで今回の事件の関係者、及び軍の管理者を今報道されている限りにおいて整理してみたい。

『アメリカ合衆国』

ホワイトハウス

*ジョージ・W・ブッシュ第四三代アメリカ大統領

*リチャード・チエイニー同副大統領

*ドナルド・ラムズフェルド国防長官

*ポール・ウォルフォウイツツ国防副長官

*ダグラス・ファイス国防次官（政策担当）形式上イラクの米軍収容施設の管理責任者

*ステファン・カンボーン国防次官（情報担当）

*ジョージ・テネット中央情報局CIA長官

統合軍

*リチャード・マイヤーズ統合参謀本部議長

*ジョン・アビザイド中央軍司令官

調査委員会

*アントニオ・ダグバ陸軍少将（内部告発直後に作られた調査委員会）

*ジエームズ・シュレジンジャー元国防長官（独立調査委員会）

*ポール・カーン陸軍大将（国防総省独自の調査委員会）

『イラク』

*ポール・ブレマー連合国暫定当局代表

*リカルド・サンチエス駐留米軍司令官

*ジャニカ・カーピンスキー准将（第八〇〇陸軍憲兵旅団司令官であり、イラク国内の陸軍収容所システムの管理

を任されていた)

* ジエフリ・ミラー少将

* トーマス・パス大佐（第二〇五情報大隊司令官）

* ドナルド・リース大尉（第三七一憲兵中隊司令官）

* ジョゼフ・ダービー技術兵（内部告発者）

同虐待事件における軍事裁判被告人

憲兵部門

* アイバン・フレデリック二等軍曹

* チャールズ・グレーナー技術兵

* ミーガン・アンブル技術兵

* ジャバル・デービス軍曹

* サブリナ・ハーマン技術兵

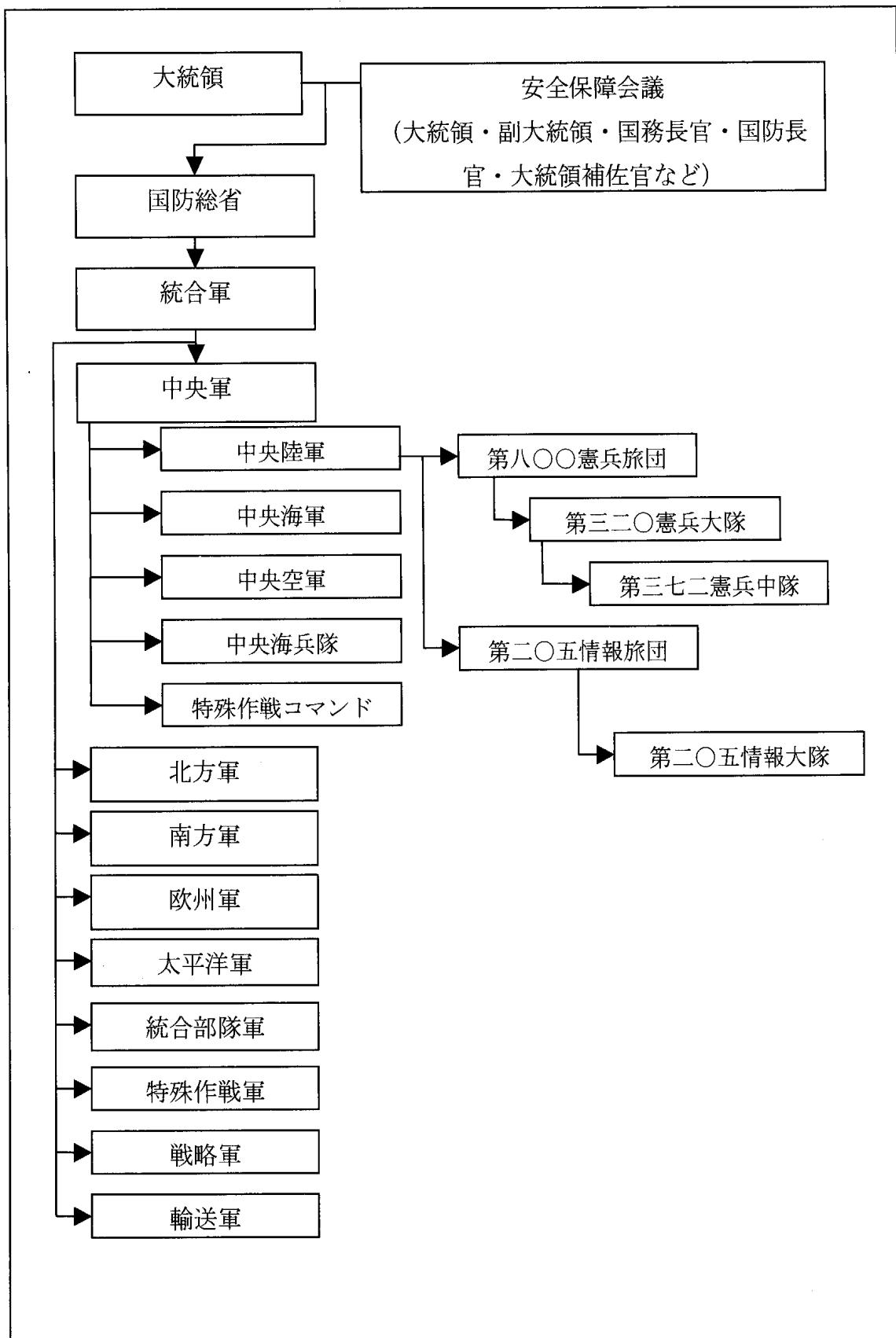
* ジエレミー・シビツ技術兵

* リンディー・イングランド上等兵

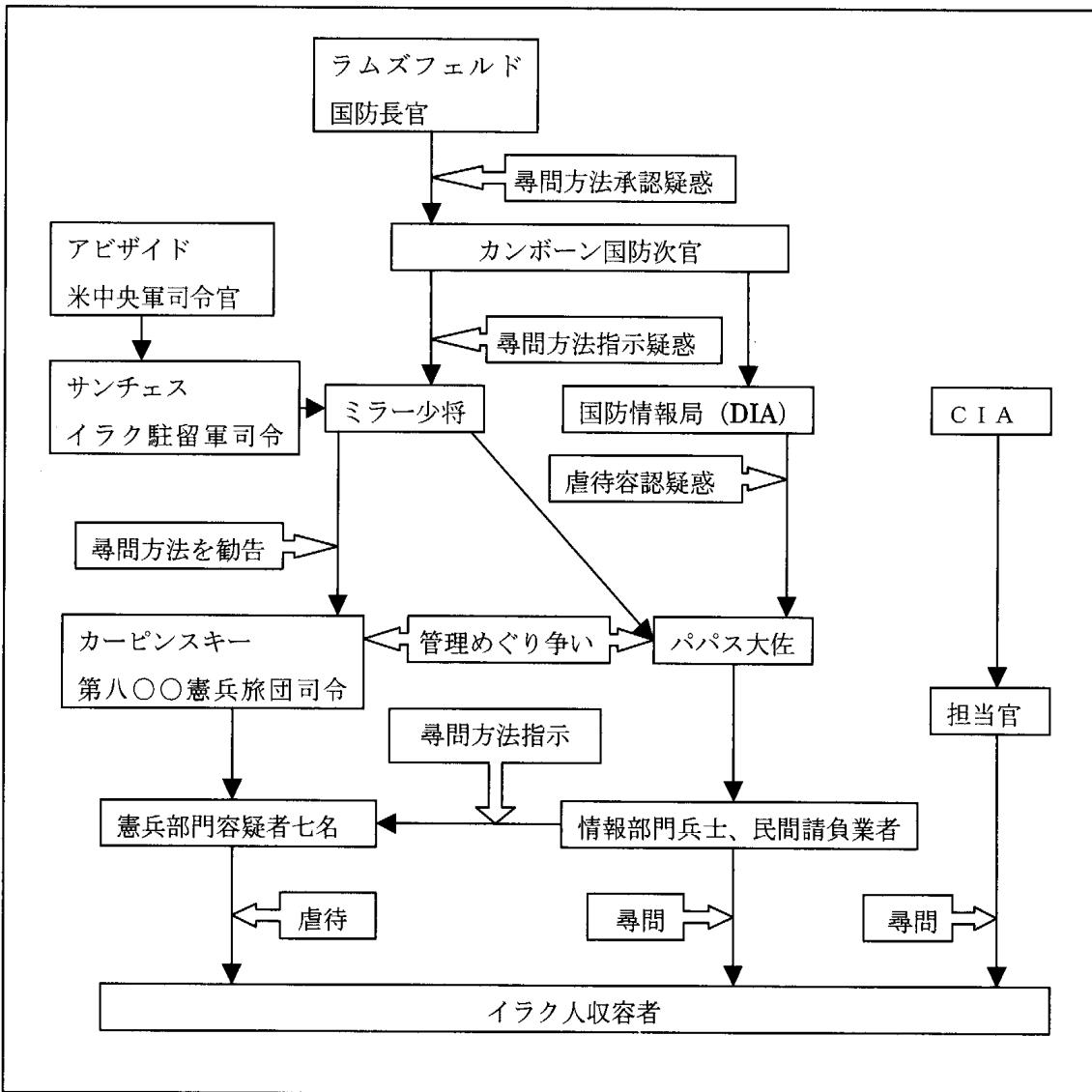
情報部門

* アーミン・クルーズ技術兵

アメリカ軍制組織図 略式



虐待の構図



(三) 虐待行為の詳細

虐待行為の詳細の前に、同事件の虐待行為を先にあげた諸条約上違反と認定するに当たっての条約適用の妥当性を若干ではあるが取り上げておきたい。

アメリカはジュネーブ第三条約の締約国であり、イラクもまた国連加盟している主権国家であり、ジュネーブ第三条約締約国である。つまりはイラク全土が国際法の適用範囲であり、ジュネーブ諸条約適用対象地域である。したがってアブグレイブ刑務所でのアメリカ軍兵士による虐待事件は、ジュネーブ第三条約違反は明白であり、そのことは先で述べたようにアメリカ政府高官も認めている。

第一追加議定書に関しては、前述したようにアメリカは未だに署名していないものの、共同軍事作戦行動を行っているイギリスは第一追加議定書には署名している。第二章であげた一九四九年のジュネーブ諸条約の特徴の一つ、つまりは適用範囲の拡大（共通条項第二条）において「紛争当事国の一が締約国で無い場合にも、締約国たる諸国は、その相互の関係においては、この条約によって拘束されるものとする」とあり、第一追加議定書において同議定書は一九四九年のジュネーブ諸条約を補完するものであり、先の共通条項第二条に共通する事態に適用する（第一追加議定書第一条の三）とあり、条項二つを尊重し、相互主義の観点からすればイギリス軍と作戦行動を共にするアメリカ軍もまた第一追加議定書の適用に拘束されると解釈することも可能であると言える。

そもそも国際法は慣習及び条約によって構成されている点を考慮すれば、同追加議定書は一九七七年に署名され、二〇〇四年現在、一五〇もの国が署名、批准している事実を踏まえ、その持続性と重層性、広域性を鑑みれば、尊重しなければならない。

次に逮捕され収容されたイラク人の捕虜資格の問題であるが、収容者に関しては様々あると言われている。戦争中の戦闘行為で拘束された戦時捕虜から、その後占領中の戦闘行為によって拘束された者まで、その時間経過に差があり、またその後者の組織形態に関しても個々の部族の自警団組織から、シーア派のサドル氏などに代表される宗教者に共感し行動する民兵や義勇兵、またはフセイン政権崩壊後にも活動を続けるバース党の残党組、もしくは全く無組織で個々に反米活動に参加する一般市民であったり、反米活動の鎮圧の情報収集のために拘束された者であったり、そう言った反米活動とは全く無関係の一般犯罪者の収監者まで形態は多種多様である。ただ、実際には抑留者は大半は全くの無実で、同刑務所にいた人の六〇%はテロや事件には無縁であったと報道されている。³⁵⁾

戦時にイラク正規軍に所属していて、拘束された者が捕虜資格を有していることはハーグ陸戦法規上の点から見

ても疑問の余地は無いが、その占領後の戦闘行為に加わった前述した個々の部隊がどの様な組織形態をし、目的を持つているかの詳細は不明な点も多々あり、戦闘様式は多岐に渡つており、前述のハーゲ陸戦法規上での四要件を満たしているかどうかの検証はし難い点もある。

ただ、ジュネーブ第三条約上では例えば前政権の残党組は第四条Bの一項に該当すると言えるであろうし、第一追加議定書では占領に反対し戦う武力紛争上でも、軍隊の構成員つまりは戦闘員で、敵の権力内に陥った者は全て捕虜と見なされる（第一追加議定書第四四条一項）。よって捕虜資格の要件は満たしていると言える。

仮にその疑義があつた場合にはアメリカ軍との交戦行為で収容されたイラク人は、権限のある裁判所がその地位を決めるまでは「捕虜」と同様にジュネーブ第三条約の保護を受け（ジュネーブ第三条約第五条）、仮に捕虜でない場合でも「文民」としてジュネーブ第四条約（文民条約）の保護が適用されることになる。状況によって一定の権利が制限されることもあるが、その場合でも人道的な待遇は保障されている。

そして虐待行為が発生していた時期はイラクの主権が回復する前、すなわち占領下であった。前述したようにジュネーブ第三条約ではその捕虜の適用期間に関し、解放又は送還が終了するまでの間は捕虜資格を有しており（ジュネーブ第三条約第五条）、仮に文民であつたならばジュネーブ第四条約（文民条約）では「軍事行動の全般的終了」後一年、第一追加議定書ならば「占領の終了」までは規定の拘束期間にあり、戦闘行為がイラク全土で収まらない中で仮にブッシュ大統領が二〇〇三年三月二〇日、開戦から六週間後に「戦闘終結宣言」を「軍事行動の全般的終了」だと認めたとしても、期間としては十分適用内に入る。

また戦争犯罪行為を行つた場合、その責任は第一義的にはその行為を行つた「個人」に責任が及ぶ、「自己責任原則」を貫いている。一般の兵士が違反行為を行う場合は往々にして上官の命令によつて行われる。当然、軍隊という

ヒエラルキーの中では上官の命令は絶対である。従って違反行為を犯した部下は、後に捕らえられた場合に裁判では必ず上官の命令を理由に自己の責任を免れようと抗弁する。しかし、この抗弁は認められないことは、本章の被告の判決結果、また次章の旧日本軍のB.C級戦犯において明白である。

次に上官の責任に関しては、二種類あり、まず一つは上官がその戦争犯罪行為を直接命じた命令責任と、二つ目はその同行為を部下が行っているのを知っている、もしくは知る立場でありながら上官が止めなかつた不作為のための監督責任である。この事に関しては国家責任と関連して、後に取り上げるとする。本項では一般兵士による直接責任を取り上げている。

前述の通り適用範囲も、適用地域も資格も期間も満たしている条件が揃っている以上は、米国は条約締約国として、条約上違反行為を直接行つた米兵容疑者を国内法に基づき裁く義務を負つていていると言える（ジュネーブ第三条約第一二九条、一三〇条、一三一条、一三二条・第一追加議定書第八六条、九一条）。

その点を踏まえ、同虐待事件における日本の新聞報道、及び同刑務所での被害者証言並びに訴追され、虐待行為を現に行つた米軍兵士の証言、また二〇〇四年三月上旬のダグバ報告、国防総省、独立調査委員会に関しメディアで報道されている素材を基にして虐待の内容の詳細について列举し、ジュネーブ第三条約並びに第一追加議定書の違反条項を列挙しておきたい。³⁶

右記の類の行為に関連して米軍高官は五月一四日、イラクで許されていた睡眠攪乱や無理な姿勢の強制、軍用犬の使用などの尋問手法を、イラク駐留米軍のサンチエス司令官が二三日に禁止したことを明らかにした。国防総省のディリタ報道官はイラク人拘束者虐待事件への批判の高まりが見直し理由の一つだと認めた。また同高官は、禁止となつた措置が同司令官の承認の上、実行されたことはこれまでなかつた、と断言した。今後も残る駐留米軍司令官の許

虐待行為の詳細並びに違反行為一覧表

虐待行為	詳細	条約上の違反
殴るける、素足で飛ぶ る 箒の柄や椅子で殴打する		ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一七条、八七条・第一追加議定書第一条、二〇条、七五条違反
裸の男性収容者に「人間ピラミッド」を作らせる		ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、三四条、八七条・第一追加議定書第一条、二〇条、七五条違反
軍用犬をけしかける、 拘留者が重傷を負った 例もある 裸のイラク人の首にひ もを巻き、米軍兵士が 収容者に犬の格好をさ せ引っ張る	同行為をしているリンディー・イングランド上等兵の写真が何度も報道された。上等兵はテレビで「上官の指示通りポーズを取っただけ」と強調。上等兵の弁護士は「隊で最も若い、下級の女性兵士に辱めを受けることで屈辱を倍加させる狙いがあった」と述べ、写真撮影は、他の収容者に見せ、尋問へ協力を促す圧力にする意図からだったと主張している。 また軍用犬を一〇代の少年にけしかけ失禁させる競争をした例もあった。(37) イスラム教徒にとって犬は不浄の生き物にあたる。	ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一七条、三四条、八七条・第一追加議定書第一条、二〇条、七五条、七六条違反
化学薬品や冷水を浴びせる	電球を壊し、電球内の有毒物リソンを拘留者に振り掛けるなどした。	ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一七条・第一追加議定書第一条、二〇条、七五条違反
音楽を大音響で流す		ジュネーブ第三条約第一三条・第一追加議定書第一条、二〇条、七五条違反
眠らせない睡眠妨害	最高七二時間など、拘束者を長時間眠らせないことにより、精神的・肉体的疲労を作り、尋問を有利にしようとした。	ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一六条、一七条、八七条・第一追加議定書第一条、二〇条、七五条違反

狭い部屋に多数をすし詰めにする 独房に監禁する	<p>イラク人捕虜の証言によるとアブグレイブ刑務所内の独房は、広さわずか五平方メートルしかなく、真っ暗な部屋の中にあるのはトイレ、蛇口と洗面器だけであった。⁽³⁸⁾</p> <p>また、五〇度以上の酷暑にもかかわらず、扇風機など冷房器具は一切なかった。⁽³⁹⁾</p> <p>尋問に協力すると、ベッドや電灯のある部屋に移動できるなどの「報酬」が与えられた。⁽⁴⁰⁾</p> <p>また裸にして独房に監禁するケースもあった。</p>	ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一五条、一六条、一七条、二五条、二九条、三八条、八七条・第一追加議定書第一一条、二〇条、七五条違反
長時間立たせる	<p>収容者を裸のまま手錠で鉄格子に固定した例もある。⁽⁴¹⁾</p> <p>被拘束者は裸にされ、何時間もの間、立っているか、ひざまずいていることを強制されたほか、箱の上に立つことや、箱を持つこと、運動をすることを強要されることも多かった。⁽⁴²⁾</p>	ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一七条、八七条・第一追加議定書第一一条、二〇条、七五条違反
イラク人男女を裸にして写真を撮る裸にした男性収容者に女性の下着を頭にかぶらせ写真を撮る 裸にして数日間放置する 刑務所内を裸で歩き回らされる 全裸の男性収容者に女性収容室へ食事を運ばせる	<p>米国への思い出や記念、つまりはイラクでの“おみやげ”に、左記の行為を行っている写真を撮ったりするケースがあった。⁽⁴³⁾</p> <p>虐待現場の写真はすべて看守役の兵士らの私物カメラで撮影されていた。⁽⁴⁴⁾</p> <p>同行為に関連し、性的陵辱及び記録写真の背景には、恥ずかしい写真を家族に見せると脅せば、尋問やスパイ行為の強要などで有効性を高められるという意図があった。⁽⁴⁵⁾</p> <p>イラク駐留米軍による人権被害を調べている国際市民団体「イラク占領監視センター」は、元収容者や家族を対象に実施した聞き取り調査の中で、イラクの刑務所のうちアブグレイブを含め少なくとも四ヶ所で、米監視兵が収容者を強制的に裸にするなどの虐待を行っていたと発表している。⁽⁴⁶⁾</p> <p>尋問に協力すると、服を着る「報酬」を与えていた。</p>	ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一七条、三四条、八七条、八八条・第一追加議定書第一一条、二〇条、七五条、七六条違反

同性愛や自慰行為を強要	同性愛行為はイスラム法に違反する行為であり、男が別の男達の前で裸をさらすのは恥辱だという。	ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一七条、三四条、八七条・第一追加議定書第一一条、二〇条、七五条違反
収容者の眼前で、血縁少女を裸にして殴打		ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一七条・第一追加議定書第一一条、二〇条、七五条、七六条、七七条違反
女性収容者を男性と同様に扱う	女性収容者が米軍医による健康診断の際、女医を求めたが拒否された。「アラブ社会では男性の前で衣類は脱げない」と言うと、はさみで袖を切られた。(47)	ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、二九条、三四条、八七条・第一追加議定書第一一条、二〇条、七五条、七六条違反
食事を与えない	収容者は従順に供述すれば衣服やマットレス、たばこ、温かい食事を与えられるが、非協力的ならこうした「恩恵」は受けられなかつたと述べている(48) また水に関しては酷暑の中、お湯のようになった一リットルボトル入りの水を一日三本だけしか与えられなかつた(49)	ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一五条、一六条、一七条、二六条、八七条・第一追加議定書第一一条、二〇条、七五条違反
トイレに行かせない		ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一七条、二九条、八七条・第一追加議定書第一一条、二〇条、七五条違反
棒状の化学照明器具や箒の柄で性的暴行を行う		ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一七条、三四条、八七条・第一追加議定書第一一条、二〇条、七五条違反
男性収容者に頭巾をかぶせ、指やつま先に電線をつないで小箱の上に立たせ、脅迫する	二〇〇四年五月一三日に開かれたイラク虐待問題に関する上院軍事委員会でジャック・リード上院議員（民主党）が「拘束施設で裸にされ、頭に袋をかぶせ、腕を上げたままの姿勢を四五分間維持させることは、ジュネーブ条約違反か」と左記の行為の違法性を尋ねたのに対し、ペース統合参謀本部副議長は「違反だ」と述べ、ウォルフォウィツ国防副	ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一七条、八七条・第一追加議定書第一一条、二〇条、七五条違反

	長官も「違反のように思われる」と大筋でその違法性を認めた。 ⁽⁵⁰⁾	
弾薬を装填した拳銃を使い脅迫する		ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一七条・第一追加議定書第一一条、二〇条、七五条違反
(医師ではない) 憲兵が虐待行為により負傷した拘留者の傷口を縫合する		ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一五条、二九条、三〇条・第一追加議定書第一〇条、一一条、七五条違反
宗教行為を妨害する	イスラム教の断食月間「ラマダン」の中も暴行や性的虐待を行い、収容者にイスラム教を批判するよう要求し、宗教上飲食が禁じられている豚肉や酒を無理矢理に口に押し込むなど行った。 ⁽⁵¹⁾	ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一七条、三四条、八七条・第一追加議定書第一一条、二〇条、七五条違反
拷問中の収容者の声を録音したテープを聞かせる		ジュネーブ第三条約第一三条、一四条、一七条・第一追加議定書第一一条、二〇条、七五条違反

可を必要とする尋問手法は、三〇日以上の隔離だけだという。⁽⁵²⁾

さらに右記の収容所内の虐待行為以外に、収容所へと連行及び釈放後また、虐待行為によって死亡後の処理に関しても米軍は重大なジュネーブ諸条約並びに議定書違反を行っている。

(四) 軍事裁判の結果

右記の虐待事件で共同謀議・職務怠慢・収容者に対する残酷行為・虐待・強姦・暴行・強制猥褻の嫌疑をかけられた容疑者の内、三名がすでに判決が出ている。その要旨を日本の新聞報道中心にまとめてみた。(二〇〇五年一月一〇日現在)

アメリカの軍法会議は一定以上の軍法違反の疑いがある米軍要員を裁く。裁かれる罪の軽い順から略式、特別、全般の三種類がある。特別、全般の場合、被告人が弁護人に民間人を選ぶことが可能。全般軍法会議の最大量刑は死刑、特別の場合には禁固一年と

なる。裁判は、一般の法廷と比べ迅速で、通常は、開始から一～二日で判決が出る。審理の流れとしては（1）罪状認否（2）原告、被告代理人による冒頭陳述（3）証拠の提示・審理（4）最終陳述（5）判決、量刑言い渡しとなる。被告には上訴が認められており、アメリカの一般の刑事裁判同様、被告が検察側に協力することで量刑を軽くする司法取引も認められる。

判決と量刑の決定は、裁判官か、最低三人からなる陪審のいずれかが行う。陪審裁判となつても、審理の指揮は裁判官が行う。裁判官、陪審、検察官とも米軍将校であり、米兵を米軍が裁くことで、ブッシュ政権が繰り返す「徹底調査と厳正処分」が実現しているのかには疑問が付かざるを得ない。

『判決』陸軍第三七二憲兵中隊所属 ジェレミー・シビツツ技術兵 禁固一年 三階級降格と懲戒除隊

同技術兵は、収容者の裸の写真を撮影したなどとして、虐待など四件の罪で起訴された。首謀者ではないとされ、重刑が適用されない「特別軍法会議」で審理された。同技術兵の弁護士は、刑の軽減と引き換えに取り調べに全面的に協力する司法取引が事前に成立したと公表。^[54]

現地からの報道によると、シビツツ被告が昨年一一月八日の虐待事件を詳細に証言し始めると、法廷内は静まりかえった。

「刑務所の外で発電機の維持作業をしていたら、フレデリック二等軍曹に収容棟に案内してくれと言われた。獄内には八人の収容者がいて、グレーナー技術兵がアラビア語で何どなり散らしていた。頭にサンドバッグが乗せられていた収容者もいた」

「グレーナー技術兵は収容者の頭やこめかみを殴った。私が『これじゃ参っちゃうよ』と言つと、彼は『手にけが

しちまつた。畜生、痛え』と吐き捨てた』

その場にはデービス軍曹と女性のイングランド上等兵もいて、収容者の手や爪先を踏みつけたという。シビツ被告はさらに、「（虐待を行った）同僚は軍情報部から『今まま続ける。彼らはそれで白状する』と言われた、と話していた」と述べ、間接的な表現ながら軍上層部の「指示」があつたと証言した。⁽⁵⁵⁾

一方、複数のアメリカのメディアは、軍法会議に先立ちシビツ技術兵のこれまでの証言記録を報道しており、それによるとシビツ技術兵は「軍指揮系統の上層部は虐待を知らなかつた」と述べ上層部の関与は否定し、先にあげたように、グレーナー技術兵とフレデリック二等軍曹が、被拘束者に暴行したり卑猥な行為を強要するなど、虐待の中心人物で、虐待を口外しないよう「口止め」もしていたなどと指摘している。シビツ技術兵の主張を認めるならば、虐待は一部下士官と部下たちとで行われていたことになり、「ごく一部の者の犯行」という米政府や軍の主張にも沿う形になつている。⁽⁵⁶⁾

同被告は、虐待やその共謀、職務怠慢など四つの罪状すべてを認め、バグダードの連合国暫定当局（CPA）関連施設内で開かれた軍法会議が五月一九日判決。

『判決』米軍陸軍軍事第二〇五情報大隊所属 アーミン・クルーズ技術兵 禁固八か月 兵卒への降格処分 憲兵部門以外での情報部門兵士への判決

バグダードの米軍特別法廷は九月一一日判決。

『判決』米軍陸軍第三七二憲兵中隊 アイバン・フレデリック二等軍曹 禁固八年 不名誉除隊 四階級降格

同被告は、虐待は広く許容されていたと発言した。元上司の憲兵らも、昨年一〇月に前任部隊から、虐待は軍情報機関の「慣行」として認められていると言われたなどと証言、軍や中央情報局（CIA）の組織的関与を示唆した。

また同被告は八月二四日のドイツのマンハイムで行われた軍法会議の予備審理で、一部容疑を認める代わりほかの容疑を問わないとする米軍当局との司法取引に応じた。⁽⁵⁷⁾

同被告は、「自らのアブグレイブ刑務所での行動に責任を取ることにした。一部の容疑について、有罪を認める」と容疑の一部を認め、家族が同軍曹の発言文書を米メディアなどに公開した。同軍曹は同中隊の兵士七人が告発された虐待事件の主犯格の一人とされており、バグダードの軍法会議が一〇月二一日判決。被告側弁護人は量刑を不服として上訴する意向。⁽⁵⁸⁾

（五）事件の背景

同事件は世界にアメリカという存在に嫌悪感を与えるのには十分だった。かつてアメリカは冷戦期の中、「自由」と「民主主義」を掲げ、自由主義陣営のトップとして各国から羨望と憧れの的であった。またイラク戦争では正にその「自由」と「民主主義」をイラク人に与える称し、端緒を開いたのだから。しかし今回の事件で人々が見たものはアメリカという国家、並びにブッシュ政権の「傲慢さ」と「力への過信」であり、イスラム世界への冒涜と言つても憚らない行為であった。

しかもその様な侮蔑極まりない行為に積極的に参加したのは、特殊機関のような秘密警察ではなく、ごくごくアメリカ一般の兵士が行っていた。その中には二〇代の女性兵士もいた。きっと彼等もまた虐待を受けたイラク人同様、母国に帰れば家族も帰りを待っている一般の市民にも拘わらず。

かつて刑務官と囚人の関係などを調べる心理実験を行った米大学関係者が、「善良な市民でも、環境次第で残虐行為に走る」と語ったことがある。虐待に加わった米兵は特殊例ではないとの考えを示したものだ。⁽⁵⁹⁾

実験は、一九七〇年代に行われ、イラクでの虐待行為が問題化した最近になって、全米で再び注目されるようになつた。米国、カナダの大学生二四人を「囚人」と「刑務官」に振り分けた模擬刑務所での「刑務官」たちの行動が、イラクのアブグレイブ刑務所で見られた虐待行為とほぼ重なるものだつたのだ。⁽⁶⁾

実験に加わったカリフォルニア大学のクレイグ・ヘイニー教授（心理学）は、虐待行為について、「囚人と刑務官に大きな権力差があるまま常に接触する刑務所特有の環境に原因がある。権力の格差はどこでもあるが、一般社会では通常、離れて行動することで、こうした異常事態は起こりにくい」と分析している。

実験が行われたスタンフォード大学のフィリップ・ジンバルド教授（心理学）は「実験を始める際に、刑務官には全権力を与え、囚人は完全に無力な状態に置いた。実際の刑務所と同様、権力の巨大な格差を設定した」と語る。

二四人の学生は一〇〇人近くの応募者から選ばれた普通の善良な学生で、ジンバルド教授によると「良質のリンク」だつたらしい。

だが、結果的には、二週間の予定だつた実験は、六日目に打ち切られた。同教授によると、五日目に「刑務官」による男色強制などの性的虐待行為や、囚人を裸にして袋を頭からかぶせる、鎖でつなぐなどの行為が見られ、これ以上続けると抑制が利かなくなると判断したからだという。

確かに上記の実験の様に一般の市民が狂気の行動に駆り立てられることは容易にあり得ることなのかもしれない。ましてや軍隊、刑務所という特殊な、しかも閉鎖された空間と意識の中ではその様なものが自然と共有化され、判断の低下が起こる可能性も十分理解できるが、本項ではそういった一般的な面では無く、今回の戦争の持つ意味と、アメリカの政府、軍の組織という構造上の問題点を軸に虐待の背景を検証し、その事によって今回の事件の責任の所在を自分なり提起してみたい。

(1) 大義が摩滅した戦争

今回のイラク戦争に関し、アメリカは事実上国連決議が無いままの格好で開戦に踏み切った。国連憲章では国際紛争を武力によって解決する手段は、国連憲章第四二条の「軍事的措置」所謂、安全保障理事会がその正当性を認めた場合と、第五一条の「自衛権」すなわち個別の、集団的自衛権の行使のみである。それにも拘らず米ブッシュ政権はイラク・フセイン政権における「大量破壊兵器」の脅威とテロとの関連を理由に、武力行使に踏み切った。

確かにフセイン政権が過去、大量破壊兵器を保持し、使用したことは現にあった。さらに国連決議を一二以上も採択され続けたにも拘わらず、誠実に履行してきたとは言い難い。フセイン政権への最後の国連決議となつた一四四一においてもそれは指摘されている。^[6]

一 イラクは、特に国連査察官およびIAEAとの協力、および、決議六七八（一九九一）のパラグラフ八から一三により要求される行動の完遂を怠ることにより、決議六七八（一九九一）を含む関連決議による義務の重大な違反を以前から続けていると決定する。

イラクの不誠実さを国連として厳しく糾弾しているが、ただ安保理内でのアメリカを中心とする武力行使容認の強硬派とフランス、ドイツを中心とする査察継続の穏健派との対立により、一方では以下のように表現を止めている。

一三 この関連で、安保理はイラクに対し、その義務違反を継続した場合、深刻な結果に直面するであろうことを繰り返し警告したことを想起する。

つまりは必ずしも国連としてはイラクへの武力行使、ましてやアメリカによる先制攻撃の正当性や並びにその緊急性を認めているわけでは必ずしも無い。⁶²⁾ この点に関しての解釈は各国、国際法学者の間でも意見は分かれている。またブッシュ政権は上記の決議も開戦の根拠に上げている。ただ、仮にその点を考慮したとしても、その後の一〇〇四年一〇月六日に大量破壊兵器に関する米政府調査団が最終報告書、その中で開戦時に大量破壊兵器はイラクには存在せず、具体的な計画も無かつたと結論付けられた。⁶³⁾ この点から見てもアメリカが言う開戦の根拠、「大義」は崩れ去つたと言つて過言では無い。

それは米ブッシュ政権が当初の予定から、動機が大量破壊兵器やテロとの関連ではなくフセイン政権打倒そのものにあつたからである。それを裏付けるものとして、ブッシュ大統領は開戦直前の二〇〇三年三月一七日の国民向けの演説の中で以下のように述べている。⁶⁴⁾

「危機は明白である。テロリストたちは、イラクの支援により手に入れた生物・化学兵器や核兵器を使用する

ことにより、米国その他の国々の数千あるいは数十万の罪の無い市民を殺害するという野望を遂げる可能性がある。」

「米国もその他の国も、そうした危機を招く、あるいはそれに値するいかなる行為も行っていない。しかし、われわれはそのような残虐行為を阻止するためにあらゆる手段を講じる。悲劇の発生にただ手をこまねいていることなく、安全の確保を目指す。恐怖の日がやってくる前に、あるいは手遅れになる前に、危険は取り除かなければならない。」

つまりアメリカはイラクの大量破壊兵器を出発点にしてテロの危機にさらされている、よって行動しなければならないと国民に訴えているのだ。この点に関してブッシュ政権は以前から度々表明している、さらに続けてこうも述べている。

「今日、イラクが武装解除したと主張できる国はひとつも無い。フセイン政権が権力の座にとどまる限り、イラクの武装解除は実現できないであろう。過去四カ月半、米国と同盟国は、安保理の枠組みの中で、長年にわたる国連の要求をイラクに遂行させるため努力してきた。しかし、安保理の常任理事国のいくつかは、イラクの武装解除を強制するいかなる決議案にも拒否権を発動すると公式に表明してきた。それらの国々は、われわれと危機についての認識を共有してはいるが、それに対峙する決意を有してはいない。しかし、多くの国は平和に対す

る脅威に立ち向かう強い決意を持っている。国際社会の正当な要求を達成するための広範な連合が形成されつつある。国連安保理はその責務を果たしていない。だからこそ米国は立ち上がるるのである」

つまりブッシュ政権はもはやフセイン政権では大量破壊兵器の破棄はできないと断定しており、この問題を処理するにはフセイン政権の消滅しかないと言っているのであり、例えイラクが大量破壊兵器破棄を含めた武装解除の要求を受け入れたとしても、フセイン政権下のイラクではそれは不可能だと述べているのであり、どちらにせよ大量破壊兵器の有無よりもフセイン政権の存在の有無こそがブッシュ政権としては優先順位が高かったのである。

そのことは右記の報告書が出された直後の一〇月一〇日、ライス米大統領安全保障担当補佐官が米FOXテレビのインタビュー番組の中で、イラクが大量破壊兵器を保有していないことが分かっていても米国は旧フセイン政権打倒の戦争に踏み切つていただろうとする認識を示し、また補佐官は先の最終報告書が大量破壊兵器の開発・保有を否定したことよりも、フセイン元大統領が計画再開を強く望んでおり、国連による経済制裁が解除されれば着手する方向にあつたと指摘していたことを重視し、フセイン元大統領の自身の脅威の深刻さを指摘している点からも理解できる。⁽⁶⁵⁾

右記の点を踏まえれば、アメリカの述べていた「大義」は脆弱でその信用性は低かった。さらに追求するならばフセイン政権打倒が主たる目的で戦争を行ったならば、今回の戦争は「侵略戦争」と認定されてもおかしくはない。

ただその政府中枢の道義上退廃的とも言える意識が一般兵士にまで共有されていて、作戦行動や一般の活動ひいては収容所内の捕虜虐待行為にまで発展したとは直接的には断言できないにせよ、その「侵略性」を持った戦争であると仮に認めるならば、この情報化社会の中でその米政権の放たれる言説的正当性並びに、道徳的優位は崩壊する。し

かもそれは開戦の事由だけにとどまらず、占領や復興局面においてもそれを永続的に問われ続けられなければならず、結果として現に今まさにイラクの復興は成功とは言い難い。

そういった様相の中で、イラク人による反米感情は燃え上がり、過激な武装闘争へと広がる。その様な環境で米軍が反乱を抑えるために、強硬手段をとり、さらにイラク人の反感を呼び込み、混乱と対立を招く。「魔のサイクル」とも言うべきそんな先行きの見えない状況でアメリカの一般兵士達の士気が下がり、かつ、イラク人への怒り、侮蔑、命に対する軽視の精神が生まれることは容易に想像できる。

この点から見ても、現代の戦争の持つ意義、「正当性」は必要不可欠であると言え、今回の虐待事件の起こった背景を考えるには、前提としてまずこの戦争の持つ意味を捉えることは重要であり、その点から見てもこの戦争そのものを決断したブッシュ大統領、ならびに政府高官には根本的な責任があると思われる。ただこの点に関して同虐待事件と直接的に結びつけて彼らの責任を問うことは不可能である。その意義は今回の戦争の評価を含め、後世を待たざるを得ないと言える。

(2) 国際人道法への軽視

ブッシュ政権は、対アフガニスタン戦で拘束したアルカイダやタリバンの捕虜を、「不法戦闘員」として認定、通常の戦争捕虜とは異なる法的地位を与え、正規の戦争捕虜の取り扱いを決めたジュネーブ諸条約の適用対象外であることを方針として定めた。そのためグアンタナモ刑務所に代表されるような米国外の米軍基地にも監禁施設を作り、さらに過酷な尋問を採用した。同事件では上記のような手法を本来ならばジュネーブ適用の範囲のイラク国内に持ち込み、しかもまともな訓練を受けず、ジュネーブ条約すら知らない兵士たちに尋問させてしまった点は大問題である。

仮に彼らに捕虜資格があるのか無いのかを認定するならば前述したように、権限のある裁判所がその地位を決めるまでは「捕虜」と同様にジュネーブ第三条約の保護を受ける権利を有している（ジュネーブ第三条約第五条）。それにも拘わらず、この様な手法を続いているのはブッシュ政権の国際刑事裁判所の問題に見られるようだ。今までつた国際条約、慣習法への軽視の態度に裏づけされたものであり、米国は従来の国際法には拘束を受けまいとする姿勢が一貫している。

この姿勢はジュネーブ条約尊重義務に違反しており（ジュネーブ第二条約第一条）、締約国としての責任を果たしていないことになる（ジュネーブ第三条約第五一条）。また本諸条約は締約国に対し、「条約の条文を全ての軍隊・住民に平時、戦時を問わず、できる限り普及させ、特に軍事教育及びできれば非軍事教育の課目中にこの条約の研究をふくませることを約束する。また戦時においては捕虜についての責任を負う軍当局その他の当局は、この条約の条文を所持し、及び同条約の規定について特別の教育を受けなければならない」（ジュネーブ第三条約第一二七条）と規定し、条約の公知を課している。直接行為を行った米軍兵士に責任が及ぶのは無論のこと、国家もまたその責任は条約上負っていることは間違いない。

ただ国家に対しては国内法でいう所の刑事責任は問えない。もし問えたとしても民事責任に過ぎない、代表的には金銭賠償のみである（ジュネーブ第三条約第六八条⁶⁶・第一追加議定書第九一条）。

この点において上級の責任を問うならば、この様な手法の採用に踏み切ったとされる国防総省、そしてラムズフェルド国防長官がイラク反米勢力の抵抗の激化によって、情報担当のステファン・カンボーン国防次官に過酷な尋問方法をイラクでも採用するように指示したとされる米誌ニューヨーカーの報道が事実で、かつその尋問詳細の報告をカンボーン国防次官が同長官に伝えていなかつたのが事実ならば同次官の責任は免れないといえる。

ただこの点に関しても独立調査委員会のシュレジンジャーが、同省高官らは、「イラクはジュネーブ条約適用範囲だと指示していた」と証言しており、さらに国防長官並びに同次官による直接的な関与は無かつたと発表している点を踏まえるならば、これ以上の情報が明らかでない現段階での両者の責任の立証は不可能と言える。

つまりはジュネーブ諸条約の軽視されていく上記のような状況が醸成されていったものの、それはあくまで間接的な責任に追及に過ぎないと見える。もし直接的な責任追求を求めるならば、イラク国内の陸軍収容所システムの管理を任せられ、第八〇〇陸軍憲兵旅団司令官であった（I）ジャニカ・カーピンスキー准将、グアンタナモ刑務所の管理者であり、ダグバ報告によるとイラク収容所の拘留システムを「グアンタナモ化」しようと勧めてきたとされ、同准将が更迭された後に管理責任者になった（II）ジェフリー・ミラー少将、七名の容疑者がいたアブグレイブ刑務所での尋問を主導し、憲兵部門に指示していたとされる情報部門、第一〇五情報大隊司令官（III）トーマス・パバス大佐、七名の容疑者の直属の上司である第三七一憲兵中隊司令官（IV）ドナルド・リース大尉の以上四名がその監督責任を問われることになる。

ジュネーブ第三条約では重大な違反行為を行ったまたは行うことを命じた者のみに言及し（ジュネーブ第三条約第129条）、犯罪を犯すことを許容する当局、または、犯罪が犯されていることを知りながら、その犯罪行為を止めさせるために何もしなかった当局には何らの言及も無い。

一方、第一追加議定書では、第八六条「上官が、部下が諸条約又は議定書の違反行為を行っており又は行おうとしていることを知っていたか若しくは当時の状況においてそのように結論することができるような情報を得ていた場合で、当該違反行為を防止又は阻止するため自己の権限内にある実行可能なすべての措置をとらなかつたときは、当該違反行為が部下によって行われたという事実により刑事責任又は懲戒責任を免除されない」とある。また指揮権の義

務としても違反行為の防止を定めている（第一追加議定書八七条）。

この点に関してカーピンスキーア准将は、アメリカのメディアに対してもイラク人に対する虐待行為について何も知らなかつたと話して、自身の関与を否定している。⁽⁶⁷⁾さらに自分たちが責任を取られようとしているのは、イラクで今も活動している情報機関職員を守るために主張し、准将の弁護士も、准将はスケープゴートにされたという見方を示している。⁽⁶⁸⁾

他の三名に関しては、ミラー少将はグアンタナモ刑務所において同事件と同様の手法で尋問を進めていた人物であり、他二名もその立場上同行為を知り得る立場であり、ミラー少将自身は否定しているものの、認知していた可能性は高く、よって上記の条項には該当すると言える。

ただこの上官による不作為、つまりは「違反行為防止怠慢の犯罪」はどう判断しどこまで問うべきかについては難しい点が未だ多い。人道に対する罪や民族大量虐殺、戦争犯罪者を裁く機関として二〇〇二年七月に設立条約が発効した「国際刑事裁判所」がある。これまでに九四カ国が条約を批准しているが米国はクリントン前政権が条約に署名したもの、ブッシュ政権は世界に展開する米兵らが政治的な思惑で訴追される恐れがあるとして協力を拒否し、署名を撤回している。その「国際刑事裁判所」規定ではこの点に関して以下のように規定しているので参考にしたい。⁽⁶⁹⁾

軍司令官または事実上軍司令官として行動した人は、本裁判所の管轄に属する犯罪が、その者の実効的な命令および監督のもとにある軍隊によって行なわれた場合、または次に掲げる場合において、その人が当該軍隊に対する適切な監督を欠くことによって事件が発生したときには、本裁判所の管轄する犯罪が、その人の実効

的な権限および監督のもとにある軍隊によって行なわれた場合に、刑事責任を負うものとする。 a 当該軍司令官または上に掲げた人が、当該軍隊が犯罪を行なつていていることまたはまさに行なおうとしていることを知っていた場合、または、当時の事情に照らして、知っていたはずである場合。 b 当該軍司令官または上に掲げた人が、犯罪の実行を防止しもしくはこれを処罰するため、または、捜査もしくは訴追のために権限ある機関に事件を送致するため、自己の権限に服するあらゆる必要かつ合理的な方法をとらなかつた場合。

以上の規定は軍司令官に関する規定であるが、司令官以外の上官についてもほぼ同様の責任が規定されている。上官の責任とは、自己の命令権限の及ぶ軍隊に対する監督責任であり、作為のみならず不作為についても責任は問われる。この規定に関してはアメリカの国内法にも似たような規定が、一九五六年のアメリカ陸戦提要に存在している。

指揮官は、彼がうけた報告または他の手段によって、彼の指揮に従う軍隊または他の者が戦争犯罪を犯そととしている、または犯したことを現実に知り、または知るべきであったなら、そして、彼が……戦争法の遵守を確保するために必要なかつ合理的な手段をとらないならば……責任を負う（五〇一節）

この点は次章の旧日本軍によるB C級戦犯裁判においても、同様の責任が問われるケースがあり、重要である。そ

ういった判例もあり、傾向として監督責任を問うことへの国際慣習が成り立つたある点を踏まえれば、カーピンスキーア准将も含め、彼らにはその監督責任は十分見えると言える。

現にカーピンスキーア准将はその在職中に、脱走と同未遂その他、第八〇〇憲兵旅団将校が調査した重大な治安問題を含め、公式に報告された事故は一二件あり、事故の中には収容者や憲兵の死亡ないし負傷につながったものもあつたため、同准将は報告書類を受託した上で、当座の職務指針変更を求める指令に署名していた。しかし、同准将は事後処置を講じずに、指令の確実な履行を保障する手立ては何も取らなかつた。⁽¹⁰⁾ もしその時、いくらかで対策を講じていれば事件は起きなかつたかもしれない。

(3) 指揮命令系統の不備

ラムズフェルド米国防長官は五月七日、米軍によるイラク人虐待問題について、上下両院の軍事委員会の公聴会で計約六時間にわたり証言し、その中で「対処が遅れた点について長官は「大統領や議会に報告するほど重要なことだと認識できなかつた」と述べ、自らの対応の誤りを認めた。しかしブッシュ大統領に問題をいつ最初に伝えたかは「覚えていない」と明言を避けた。米軍は三月に虐待に関する報告書をまとめたが、長官自身も今週、ブッシュ大統領に叱責されるまで、報告書を読んでいなかつたと報じられている。これは米政府のイラク現地から中央軍司令部へ、さらに国防総省から大統領へと続く指揮命令系統がしっかりと機能していなかつたことをうかがわせている。

それは結果的にはダグバ報告が出され、カーピンスキーア准将が更迭されて以降も、虐待行為への対応が後手になってしまった要因と言える。

この点に関しては、直接的では無いにしろ、むしろ不作為によって虐待行為を放置し、早期に発見し明らかにでき

なかつたことに繋がっている。ただ、これは個人の責任有無よりはアメリカ国内と国外の情報を上部組織に上げていくシステムに原因があつたと思われる。

(4) 指揮権の移行

元々アブグレイブ刑務所の施設及び収容者は憲兵部門が管理、監督していた。それがある時を境に情報部門へと管理が移譲される。ことの発端は、二〇〇三年九月、当時、キューバのグアンタナモ基地、アルカイダなどのテロリストたちが拘束されている施設を統括する立場にあり、カーピンスキーア准将の後のイラクの拘束施設全体を統括することになるジェフリー・ミラー少将が専門家チームを率いて、イラク内の施設を視察し、以下のような勧告書をまとめた。「拘束施設の目的は戦争遂行のための尋問と情報収集にあると強調し、施設の管理にあたる憲兵は軍情報機関を支援することに最大の重きを置くべきである」⁽⁷⁾、この事は前述したようにダグバ報告書にも記載されている。

同勧告書に従いイラク駐留米軍サンチエス司令官は、同年一一月一九日、アブグレイブ刑務所について、トーマス・パパス大佐率いる「二〇五軍情報大隊」に指揮監督をまかせる命令を出した。この結果、軍情報機関員が制服や私服で自由に刑務所に入り出するようになつた。

その実態を裏付ける証言が二〇〇四年の五月一〇日付の読売新聞に掲載されていたので取り上げたい。同刑務所に配属され、ダービー技術兵の内部告発に接した上官の一人、マイケル・シェリダン元予備役少佐は読売新聞の取材に対し、「虐待が行われたのはアブグレイブだけでない」「若い憲兵らは罪を着せられた」などと述べ、虐待が米陸軍情報部による組織的関与だったとの見方を裏付けている。現在、民間企業の中堅管理職として職場復帰したシェリダン元予備役少佐は、同年二月の帰国まで同刑務所の憲兵大隊に配属されていた。今回、「個人的体験に基づく部分なら

話せる」としてインタビューに応じている。

シェリダン氏は、「当時、アブグレイブ、ウンムカスルだけでなく、バグダッド郊外の残り二か所の刑務所、収容所でも虐待があつた」と言明し、「例えは看守が収監者に向かって排尿するような軽微な事件の申し立てを含めて調べ、改善勧告を行つた」と述べた。

その上で、同氏は、ある時点から陸軍情報部員が午前二時前後に突然、ヘリコプターでアブグレイブ刑務所を訪れるようになり、「睡眠の剥奪」「食事の管理」などの「拷問方法」を持ち込んだと聞き、同刑務所の管理責任者、カーピンスキーア准将や同氏らが「懸念を深めていた」と説明している。

しかし、今回の容疑者のような年若い憲兵らは「情報部に利用されて拷問を行つた」と述べ、同氏によると、「中東諸国の尋問と拷問の方法に詳しい」情報部員から、アドバイスを受けたと見られる憲兵らは、「この尋問を行うと、わずか一週間で（収容者を）骨抜きにできる」などと喜び、その姿に情報部員は満足げな様子だったと証言している。

また同氏は、憲兵が虐待を写真やビデオに収めていた理由については、「米軍に不利になるだけの物証だが、『おまえも協力しなければ、こういう日に遭わせるぞ』と、収監者に見せて尋問の効率化を図つたのではないか」と推測をしている。

同様の証言をカーピンスキーア准将も米主要メディアとのインタビューで述べている。虐待があつた同刑務所は、准将が指揮する予備役隊ではなく軍情報機関が直接管理していたことを証言している。それは前述同様一〇〇三年、虐待が行われる一ヶ月前に軍情報機関の将校の一団が同刑務所を訪れたのを起点としている。訪問の目的は「被拘束者から情報を得るために尋問者に対して新しいテクニックを教えること」であり、「雰囲気として尋問を成功させるための大きな圧力がかかっていた」と証言している。⁷²⁾

両者の証言から予測する限り、ミラー少将の勧告書と情報部門への管理権移譲と、それから一ヶ月後に起こる虐待事件が見事に符合している点を重要視すれば、この時点が同事件のターニングポイントと言つて過言ではない。

つまりはそれまでは、アブグレイブ収容所は単に犯罪者を抑留し、監禁するための施設であったものが、情報部門の管理下へ移ったことにより、ありとあらゆる情報を得るために手段を選ばない尋問による拷問部屋へと変化したのだ。

この重大な原因を作つた、ミラー少将、また同少将の勧告により情報部門の管理責任者となつたパバス大佐の責任は重く、何より勧告書を受け入れ、彼らを任命する立場にあつたサンチエス米駐留軍司令官の任命者責任は第一義的に大きいと思われる。

(5) 米軍兵士の訓練不足、質の低下及び兵員不足

同事件で告発された予備役召集の米陸軍第三七二憲兵中隊の兵士七人の家族や友人らは「彼らは命令に従つただけで、本当の責任の所在は他にある」とメディアに訴えている。米当局の説明や関係者の米メディアへの証言からは、訓練不足のまま戦場に放り込まれ、混乱の中で「狂気の闇」に迷い込んだ兵士らの姿が浮かび上がつてくる。

同憲兵中隊は二〇〇三年二月末に動員命令を受け、四月初旬にはイラク周辺地域に到着した。当初の任務は、イラク中部ヒッラでの警備とイラク人警官の養成だった。アブグレイブ担当になったのは、一〇月中旬であった。元々は同年五月にはアメリカに帰国する予定だったものが、延期になつての赴任だった。

派遣前後を通じ、刑務所管理業務の十分な訓練を受ける時間はなかつたと言われている。同中隊が所属する第三二〇憲兵大隊の二等曹長は米メディアの中で「昨日までファストフード店に勤めていた人間が、翌日に何百人の囚人

の前に立たされたようなものだ」と述懐している。

イラク人収容者の首につけたひもを引く写真が大きく報じられたリンディー・イングランド上等兵はウェストバー
ジニア州の元炭鉱町出身で、動員前は鶏肉加工工場に勤務していて、高校卒業後に入隊したが、目的は軍人に支給さ
れる学費補助だった。将来は大学で気象学を学ぶつもりだったという。

アブグレイブでは収容者に関する事務を担当し、虐待が起きたとされるエリアには勤務していなかつたという。
友人は「写真是指示されて撮られたものだ」と主張し、本人も事件発覚後、母親に「間違つた時に間違つた場所に
いた」と電話で語つてている。

サブリナ・ハーマン技術兵も学費補助を求めて入隊した。バージニア州のピザ店長だった彼女は「学費補助以外、
軍については何も知らなかつた」と米メディアに証言している。軍情報部やCIA米中央情報局担当者の指示で尋問
を容易にするため拷問を続けていたと述べた。

二〇〇四年五月一九日に七人の中で初めて軍法会議に出廷したジェレミー・シビツツ技術兵は、ペンシルベニア州
の自動車修理工で、イラクでも当初は軍用車両のタイヤ交換が主な任務だった。「憲兵としての訓練は受けていなかつ
た」と父親は証言している。

こうした兵士らのリーダー格とされるのが、動員前は米国内の刑務所に勤務していたアイバン・フレデリック二等
軍曹とチャールズ・グレーナー技術兵である。フレデリック軍曹は家族への手紙に「虐待は軍情報部の指示」と説明
している。⁽⁷³⁾

右記の様に正に彼らはアメリカ本土では至つて「良きアメリカ市民」であり、急遽召集された予備役兵であり、元々
犯罪者の抑留されている収容所勤務予定でもなければ、収容者の扱い方、ましてやジュネーブ諸条約や議定書の詳細

表1 アメリカならびにイラク治安要員比較概要⁽⁷⁷⁾

国	項目	雇用者数		
		常勤	非常勤	計
アメリカ	市警察	566,000	62,000	628,000
	保安官事務所	294,000	23,000	317,000
	州警察	87,000	800	87,800
	計	947,000	85,800	1,032,800
	居住総人口	281,423,000		
イラク	警察官一人あたりの人口	272		
	イラク駐留米軍	138,000		
	居住総人口	25,370,000		
	駐留米軍一人あたりの人口	183		

(出典) アメリカ合衆国商務省センサス局編『現代アメリカデータ総覧 二〇〇三年度版』

など知る由も無い立場だった。そんな彼らが収容者に対して行なった残虐行為は当初は前述でも指摘したように情報部門からの指示による過激な尋問だったのかもしれない。それが段々とエスカレートしていった。

虐待行為の詳細を調べるほど彼らの行為自体に何等の綿密な計画性も無ければ、高度な意志決定も感じない。もちろん恐怖に満ちた収容所の雰囲気を作ろうとする意図は感じるものの、大半はこのイラクで自分たちの溜まった鬱憤の憂さ晴らしであつたようすに推測される。現に彼らの虐待行為の一環に収容者の虐待による苦痛に対する忍耐力を賭けにしたり、笑って記念写真を撮ったり、同性愛や自慰行為を強制したりと、実にゲーム性に富み、悪魔のような悪戯性を併せ持つたものだつた。彼らは苦痛を浮かべるイラク人を見ることで満足だつたのだ。

そんな彼らを作り上げたのは、この「イラク戦争」に他ならないが、同時に彼らの上官にはその監督、教育責任が、また米軍をイラクに展開する上での作戦上での高度なミスが重なつているようすに思われる。

それは対イラク戦争の以前に遡る。そもそもイラク戦争の遂

行をめぐってラムズフェルド国防長官と制服組の対立が激しかったと伝えられている。制服組の中心メンバー、エリック・シンセキ陸軍参謀総長は、二〇〇三年の二月一五日に行われた上院軍事委員会の公聴会で、イラク戦後に必要な米軍将兵の必要数について「数十万人が必要」と述べ、大規模な軍事展開の必要性を述べたと伝えられている。⁷⁴⁾

それに対してラムズフェルド長官はシンセキ参謀総長の示したこの兵員数について、「目安よりも遠く多い」と発言し、大規模兵力の投入を拒否したとされている。ラムズフェルド長官はイラクでの「衝撃と恐怖」作戦で見られたような、空軍力とハイテク兵器を駆使した「軍事革命」(RMA)によって大規模な陸軍兵力に代わる国防力の強化が可能だと考えており、正に大規模な地上戦を想定し得ないことを主眼にしていた。

その後同年六月にはシンセキ陸軍参謀総長は退任し、その結果ラムズフェルド長官の路線が定着した。その結果、確かにハイテク化された米軍は対フセイン政権の軍隊には圧倒的な勝利を収めたものの、占領後の今現在（二〇〇五年一月）イラクは国家再建、国民議会選挙に向けての準備が進められる中、テロ事件、反米武装闘争が激化し、治安を維持するべく展開している米軍兵力は一四万人弱で、国境警備もままならない位に不足している状況だ。つまりは同長官の計算は全くの誤算だったことがはつきりしたと言える。

国防総省は選挙に向けて今現在から一二〇〇〇人の駐留米軍を増員し、一五万人規模に体制を整える予定だが、恐らくそれでも兵力不足は補えない。かつて第二次大戦ではアメリカの投入兵力は最大時で一六〇〇万人、朝鮮戦争では三二万、ベトナム戦争時には五四万、湾岸戦争時には多国籍軍で五〇万近くが展開されたのを考えれば、四三万km²にも及ぶ広大な領土を持つイラクの治安維持は至難の業と言える。

今現在、イラク人約一八三人に米軍兵士一人が配属されている状態である。アメリカ国内ではアメリカ人約二七二人に一人の治安要員が配属されている状態になつており、アメリカ国内と比較した場合はややその要員数は高いもの

の、現在のイラクの混沌した情勢、ならびに実際に治安に当たっている米軍兵士はさらに少ないと考慮すればまだ兵力は足りない状態にあると言えよう。（前記表1参照）

その様な兵力不足の中での、様々な支障が生まれ、それを補うために形振り構わぬ予備役兵の招集と、出兵は質の低下と訓練不足を生み出し、兵士たちの過剰負担を生むこととなつた。

現にグアンタナモ刑務所には収容者六〇〇人～八〇〇人に對して警備にあたる米兵は約八〇〇人いるのに対しても、アブグレイブ刑務所では収容者約七〇〇〇人前後に対し、憲兵は七〇〇人しかおらず、一〇対一の割合であつたと言われている。⁽⁷⁸⁾ その様な現状の中に置かれた兵士のストレス状態は想像するに余りある。ましてやグアンタナモ刑務所と違い、同刑務所は外では戦闘が行なわれている状態である。

またアブグレイブ刑務所から帰国したアメリカ兵の州兵の証言によると、同刑務所では過剰勤務からくる不満やストレス、疲労から大酒を飲んだり、自殺を図ったり、うつ状態を治すために一般の兵士に対し抗うつ剤が大量に配られたりするケースがあつたとされている。⁽⁷⁹⁾

その様な結果の帰結ともいべき、「脱走兵」も今回のイラク戦争では続出していると言われている。例えばイラクで行方不明となり、武装勢力に殺害されたとの情報が流れた米海兵隊の伍長が、レバノンで保護され脱走のための自作自演行為をしていたと報道されたり、⁽⁸⁰⁾ イラクから一時帰国したまま所属部隊に戻らず、良心的兵役拒否としての取り扱いを求めていた、あるフロリダ州兵が軍法会議にかけられ脱走罪で禁固一年と懲役除隊の有罪判決を受けたり⁽⁸¹⁾ と様々な「兵士の土氣」の低下とイラク戦争拒否の姿勢が見られる。またイラクからの脱走兵は既に五〇〇〇人を超えたとの話もある。

この事は先の戦争の大義とも関連していくと思われるが、その様な状況を反映してか、米国国内でも国防総省がイ

ラク・アフガニスタンに投入するための陸軍兵力として、定期訓練を受けていない「個人常備予備役」を召集する正式発表を〇四年六月三〇日にしたもの、その後の九月下旬に米メディアが調査した所によると、召集された約三六〇〇人余りのうち、三〇%の約一〇〇〇人近くが命じられた期日までには出頭せず、そのうちの大半は健康問題を理由に召集免除を申請したとされている。

この様な全体として兵役忌避の傾向が強まる中で、兵役に行かざるを得ない人たち、特に予備役兵のほとんどは、半ば強制的であつたり、右記の同事件の容疑者たちのように「学費のため」といった特殊事情を抱え込んだ人たちであつたことを考慮すれば、この様な状態もまた虐待事件を起こす背景にあつたようと思われる。

前者の上官の部下への監督責任、教育責任に関しては、本項の（2）と同様に直属の上司であるカーピンスキーア准将の責任は重大と言える。ただ後述したように後者に関しては、今回の戦争の戦略ミスが間接的に起こしたことは否めないし、その点を見誤ったラムズフェルド国防長官にはジュネーブ条約上の直接の責任には問えないものの、政治上の責任は重大であると言える。

（6）民間会社の介入

アブグレイブ刑務所での尋問で民間人が通訳として係わっていたことが明らかになつており、この人物は自由に刑務所内を歩いていた。⁸² この様な「傭兵」を取り扱う「民間軍事会社」⁸³は捕虜の尋問のやり方も指導・訓練しているため、虐待に係わっていた可能性が高く、彼らは軍人ではなく民間人のために軍規や国際条約に縛られない。⁸⁴ そのため彼らのそういう特殊な立場に一般の兵士が影響させられたと言える。

ただ、これはアメリカの産軍複合体を形成し、軍事ファクターと民間ファクターが複雑に絡み合つたアメリカ全体

の構造上の問題であるとも考えられる。

(7) イスラム教徒への蔑視觀

今回の虐待事件から見えてくるものは、アメリカ人によるイスラム教徒への蔑視感情であると言える。虐待行為そのものからは、イスラム教徒を侮辱し、軽蔑するための行為が多数見られ、ある種の意図が感じられる。

九・一同時多発テロ以降、アメリカ本土国内において「国土安全保障省」の創設など、国内の防諜体制の強化はブッシュ政権の至上命題となっている。それに関連して、アメリカのイスラム教徒への監視強化を強めていると言われている。

キリスト教右派と称する、今回ブッシュ大統領の再選に大きく貢献したとされる、原理主義の台頭など、その影響もあるのだろうが、かつてアメリカが持っていた「寛容さ」が失われつつある。

差別意識や蔑視觀は相手方への無知と、無理解から来るものだが、総じてそれは何らかの意図でもって刷り込まれ、作られるものだと見え、その様な側面もまた同事件にはあるようと思われる。

右記の背景を検証する限り、今回の事件は様々な要因が絡まりあってできあがったものである。決して個人の悪意や狂騒だけによって作られるものでなければ、ブッシュ政権が政府として計画的かつ組織的にやつたとも断定はし難い。一つに要因が絞れないだけに、こういった事件は責任の所在は難しく、往々にしてその実行犯だけが裁かれ、政権の中枢や、政府の構造上の問題にはなかなか辿り着けないのが現状である。

ただ、現段階で明白に言えることは少なくともジュネーブ諸条約並びに追加議定書上の責任は（2）で前述したと

おり同事件の上官の立場であつた四名にはあると言える。彼らには行為を知り得た立場にあり、止められる立場にあつたからに相違無い。

今現在、カーピンスキーア准将が停職処分にはなつたものの、軍事法廷にはかけられてはいない。他の三名も恐らく今後かけられる可能性は無い。ミラー少将に至つては同准将の横滑りで収容所の管理責任者に任命されており、全く自浄作用が働いてはおらず、これでは被疑者たちが「スケープゴートされた」と反論しても致し方が無い。また、ミラー少将を起用したサンチエス司令官も同様に無罪放免の状況である。

この様な状況では過去アメリカ自身が「文明の裁き」の名で行なつてきたその蓄積が全く活用されず、かつての裁きですらも、その「正当性」は搖らいでしまう様に思われる。そのかつての裁きを次章で検証してみたい。

本章の最後に前述したブッシュ大統領からフセイン大統領への最後通告、国民向けの演説の一説を取り上げたい。

「イラクの軍人も民間人も、私の警告に注意深く耳を傾けるべきである。どのような紛争であつても、自らの運命を決定するのは自らの行動である。石油施設を破壊すべきではない。油田はイラク国民の富の源泉である。また、その標的がイラク国民であれ誰であれ、大量破壊兵器を使用せよとの命令に従うべきではない。戦犯は罰せられる。そして『命令に従つただけ』との言い訳は通用しない。」

まさにこの言葉が自国兵士に問われるとは歴史の皮肉と言えよう。

三、アジア・太平洋戦争における日本軍による捕虜虐待事件

(一) BC級戦犯の概要

一九四五年八月一五日、日本が敗戦後、アメリカを中心とする連合国側は日本の戦争責任及び戦争犯罪を裁くための軍事法廷を開設した。

裁かれた戦争犯罪人所謂、戦犯には二種類存在し、「平和に対する罪」、「通例の戦争犯罪」と「人道に対する罪」があり、前者を国家指導層中心としたA級戦犯、後者を戦闘中に捕虜や現地住民を虐待したとされる将兵をBC級とし、B級は士官クラス、C級は下士官クラス以下と区分していた。

すなわち先にあげた「ハーグ陸戦法規」及び、「ジュネーブ捕虜条約」などの戦争法規に違反した行為をしたとされる人間を裁いた。ただBC級においての区分に関しては法的に明確な基準があった訳ではなかった。

ただしA級戦犯に関しても一九八三年四月発行の国際法外交雑誌第八二巻第一号の帝京大学教授、大山梓氏の論説「東京裁判と捕虜虐待」の指摘によると、絞首刑になったA級戦犯の判決申渡書の中の有罪の訴因として並べられているのは、ほとんど捕虜虐待という固有の戦犯であって、平和に対する罪は以外に少なく、いずれも「通例の戦争犯罪」にも責任があると判定された被告のみであり、A級戦犯もまた從来の戦争法規違反で裁かれたとも言える。

A級戦犯は一九四六年五月三日より東京で開廷された極東軍事裁判で裁かれ、東条英機を筆頭に七名もの人間が処刑台の露と消えた。その後A級戦犯に関しては今現在の靖国神社参拝問題でも頻繁にテレビや新聞報道、書籍など

りあげられ、かつ賀屋興宣や重光葵をはじめかつて戦犯として裁かれた面々が後に政治的に復権するなどその毀誉褒貶は日本国内において政治的にも、国民の心情としても未だに定まっていないと言える。

それは極東軍事裁判が近代国家の原則である罪刑法定主義と法律不溯及を満たしていなかつたことも大きく起因している。

逆にBC級戦犯に関してはテレビドラマ「私は貝になりたい」（一九五八年 昭三三年）をはじめ、大岡昇平の「ながい旅」（新潮社、一九八二年）や日本の戦犯として裁かれた四人の台湾人の聞き語りを記した福永美知子の「心果つるまで」（水晶工房、一九九五年）などがあり、裁判自体の有効性を問うよりは、その心ならずも戦犯とされた人間が一人の人間として自分に科された罪科と向き合い葛藤し、嘆き、苦しむ諸々の人間模様が書き出されたものが多いた。

それはBC級戦犯という、A級戦犯に比べて政治性の薄い裁判であり、かつその大多数が海外の法廷で裁かれたために、結果的に当時の日本国内での注目度は低く、かえって逆にそれがBC級戦犯たちの運命への悲哀を強めた結果に起因しているように思う。また彼らが問われた罪、そのものはA級戦犯のケースと違い、先にあげた戦争諸法規並びに国内法においても裁かれる対象性を持っていったからであり、このことは先のイラク戦争においても同様のことと言える。

しかも彼らBC級戦犯は戦争中、祖国を守る誇り高き戦士として戦場に赴き、上官の命令に忠実に従う大日本帝国軍人だったのである。それが敗戦後その身柄はかつての敵国に預けられ、犯罪人というレッテルを貼られ、気がつけば被告として法廷に立たされていた。

BC級戦犯法廷は被告である戦犯たちがその身分上、直に敵国兵士に接する機会の多い立場であり、裁く側はかつ

表1 BC級戦犯軍事法廷判決結果

	死刑判決 ⁽⁸⁷⁾	終身刑判決	有期刑判決	無罪判決及びその他	計
アメリカ	140	166	870	224	1400
イギリス	223	54	502	199	978
オーストリア	153	38	455	303	949
オランダ	236	28	705	69	1038
フランス	63	23	112	32	230
フィリピン	17	87	27	38	169
中国	149	83	272	379	883
計	981	479	2943	1244	5647

(出典) 茶園義男・重松一義『補完 戦犯裁判の実相』及び太平洋戦争研究会編『東京裁判』より

て戦場で血を血で争い、捕虜として恥辱を味わい、虐げられた人々の側であるために法廷そのものがある種復讐心に基づいたものであった。そのため、戦犯である被告側は圧倒的に不利な立場に置かれていた。証言者も被告人に不利な証言が続けられ、弁護士もまたその存在は無力であった。

現に昭和二七年のBC級戦犯裁判の被告の調査の中で、弁護士の活動が真摯であったと答える被告人は調査した一〇九九名の全体の中では一六%に過ぎず、残りは弁護士の活動は儀礼的、形式的であつたり、制約を受けたものであつたと答えている。

また判決自体も自分の行為と比較して全く不当と考える者が七〇%と高く、⁽⁸⁸⁾その裁判の公正さとどれだけ真相が明らかになったかについては疑問符が付かざるを得ない。

しかもそれ以外にも、膨大な裁判を処理するための時間的な制約も被告を不利な立場へと追い込んだ。その様な悪条件が重なって、裁判の中には無罪にも拘わらず刑を受けたり、罪の重さと量刑の釣合いが全く取れていらない結果が続出した。その彼らの無念の心情たるやもつてはかるに忍びない。

BC級戦犯は太平洋戦争期間中、日本軍が通過したか、駐屯した国々で五六〇〇名以上の人間が起訴され、少なくとも九八一名もの人間が死刑判決を下された。

(上記表1を参照)⁽⁸⁶⁾

裁判は連合国である七カ国四九法廷で行われたが、今回小論では、前述の事件との比較を有用させるためにもBC級戦犯、それもアメリカが管轄した戦犯裁判での捕虜虐待問題を中心に論じていきたい。

捕虜は先にあげたハーグ陸戦法規においても、一九二九年のジュネーブ捕虜条約の第二条に定められているように保護すべき対象となっている。ジュネーブ捕虜条約に関しては第一章でも述べたように、当時日本は批准を拒否しており、第二次大戦勃発後に連合国側から再三にわたって、遵守するのかどうかを求められていた。結果、一九四二年一月二九日に東郷外務大臣よりスイス公使宛に、以下のように訓電している。

日本国政府ハ俘虜ノ待遇ニ関スル千九百二十九年ノ国際条約ヲ批准セズ従テ何等同条約ノ約束ヲ受ケザル次第ナルモ日本ノ權内ニアル「アメリカ」人タル俘虜ニ対シテハ同条約ノ規定ヲ準用スベシ⁽⁸⁸⁾

ただこの際の「準用」という言葉の解釈が日本側と連合国側において違いが生じ、結果的には連合国側は戦後この「準用」という日本側の回答をもつて同条約の違反行為を行つた者を犯罪行為と認定した。されに連合国側は一九四五年七月のボツダム宣言第一〇項で「吾等の捕虜を虐待した者を含む一切の戦争犯罪人に対するは厳重な処罰が加えられるべきものとする」と規定した。以下のようなことを根拠にしてアメリカはB C級戦犯裁判を進めて行くことになる。

また先で述べたように、捕虜に関しては大日本帝国の法律においても保護されるべき存在であり、明治三七年に制

定された「俘虜取扱規則」の第二条において、「俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱ヒ決シテ侮辱虐待ヲ加フベカラス」⁽⁶⁹⁾と規定され、虐待行為は禁止されていた。よってもし虐待行為が立証されれば国内法規違反としても裁かれる要件は十分に有り得た。

ただ、この規定に関しても、国際法規と同様に日本の一般の兵士が理解していたとは言い難い上に、一方では「俘虜取扱規則」の第六条に、「俘虜不従順ノ行為アルトキハ監禁、制縛其ノ他懲戒上必要ナル処分ヲ之ニ加フルコトヲ得俘虜逃亡ヲ図リタル場合ニ於テハ兵力ヲ以テ防止シ必要ノ場合ニハ之ヲ殺傷スルコトヲ得」⁽⁷⁰⁾と規定されており、必ずしも捕虜が無条件に保護されていた訳ではない。さらにこの「必要ナル処分」の解釈をめぐって虐待か否かの判断が争われることになる。

アメリカは一九四五年八月三〇日、マッカーサー元帥の到着とともに米太平洋陸軍総司令部（GHQ／AFPAC）を設置、同年一〇月一日には同じくマッカーサー元帥を長とする連合国最高司令官・総司令部（GHQ／SCAP）がこれに併置され、この総司令部より同年一二月五日にBC級戦争犯罪人を裁くための「戦争犯罪被告人裁判規定」が出され、この規定に沿って裁判が進められた。ここで「戦争犯罪被告人裁判規定」の概要について本章を分かりやすくするために簡単に述べておく。

「戦争犯罪被告裁判規定の概要」⁽⁷¹⁾

（1）軍事委員会の設置について

〈総則〉 戦争犯罪人として訴追された個人、部隊及び組織は、連合国最高司令官により又はその授權の下に召集され

た軍事委員会の裁判に付される。

(2) 委員について

〈任命〉 軍事委員会の委員は、連合国最高司令官又はその授権を受けた者により任命される。

〈委員の数〉 各委員会は、三人以上の委員をもって構成する。

〈資格〉 召集官は、当該任務を遂行する能力を有し、または個人的利害関係又は偏見による欠格者でないものと認めた者を任命する。委員会は、陸海軍若しくはその他の軍人又は軍人及び文民の両者をもって構成する。

〈表決〉 証拠の許容性に関するものを除き、委員会の決定及び認定は、全て多数決をもって決する。ただし、有罪の認定及び刑の量定は、出席委員の三分の二以上の賛成投票による。

〈委員長〉 召集官が委員中の一人を委員長として指名しないときは、出席委員中の先任将校又はその指名する他の委員を委員長とする。

(3) 檢察官について

〈任命〉 召集官は、各委員会において訴追を行うため、一人又は二人以上の者を指名する。

〈任務〉 檢察官の任務は、次のとおりである。

①委員会に差し出すべき起訴事実及び起訴事実詳細を作成してこれを提出すること。

②裁判のため事件を準備し、裁判に付された全ての事件につき、委員会において公訴の維持にあたること

(4) 委員会の権限及び手続きについて

〈公判の実施〉 委員会は、次の事項を行う。

①書く公判は、起訴事実によって提起された争点を公正迅速に審理することに厳密に限定し、関連性の無い争点又は

証拠を排斥し、また、不必要的遅延又は妨害を防止すること。

②委員会が別段の定めをした場合のほか、裁判を公開すること。

〈被告人の権利〉 被告人は、次の権利を有する。

①審理に先だち、訴追された各犯罪事実を被告人に通知するため、明瞭な文言をもって記載した起訴事実及び起訴事実詳細の写しの交付を受けること。

②審理前及び審理中、召集官の任命した弁護士若しくは自己の選任した弁護人により代理され又は自ら弁護を行うこと。

③自己のために証言すること及び弁護人に自己の弁護を指示するため、公判廷において適切な証拠を提出させること並びに委員会に出頭した相手方の各証人に対し反対尋問をすること

〈公判手続〉 各公判における訴訟手続は、おおむね次の通りに行われる。ただし、特別の事態に応ずるため、各委員会がこれを変更した時は、この限りではない。

①委員長は、各被告人に「有罪」又は「無罪」のいずれを答弁するかを質問する。

②検察官は冒頭陳述を行う。

③検察側の証人及びその他の証拠は、尋問され又は提出される。

④弁護人側は、その立証手続開始に先だち、冒頭陳述をすることができる。

⑤弁護人側の証人及びその他の証拠は、尋問され提出される。

⑥弁護人側、次いで検察官側は、委員会に対して意見を述べる。

⑦次いで、各委員会は、秘密会において事件を審議し、召集官の別段の指示が無い限り、公開の法廷において、その

判決及び刑を、それがあるならば言い渡す。委員会は判決の基礎となつた理由を述べることができる。

〈公判手続記録〉各委員会は、提起された各被告事件の公判における訴訟手続に関する記録を、各別に作成する。記録は、委員会の指示に従い、検察官がこれを作成し、弁護人にこれを指示する。委員会は、この記録の正確性につき責任を負う。この記録は、委員長又はその後任者の認証を得て、裁判後できるだけ速やかに召集官に送付される。

〈刑の宣告〉委員会は、有罪の認定した場合においては、被告人に対し、絞首刑若しくは銃殺刑、無期若しくは有期の禁錮、罰金又はその他委員会が相当と認める刑を宣告することができる。

〈刑の承認〉軍事委員会の刑は、委員会を招集した将校又はその後任者がこれを承認するまでは、執行してはならない。この将校は、科された刑につき承認をし、酌量減刑し、執行の全部若しくは一部を免除し、転換減刑し、執行を停止し、短縮しその他の方法により変更し、又は（被告人の利益を害することなく）新たな軍事委員会に再審理のための事件を差し戻す権限を有する。ただし、刑を加重する権限を有しない。死刑の判決は、連合国最高司令官が確認するまでは、執行してはならない。本項に規定する場合のほか、委員会の判決及び刑は、最終であって、再審理を許さない。

右記の規定に基づいたBC級戦犯裁判においてアメリカが起訴した数は、一四〇〇名にのぼり、そのうち一四〇名が死刑判決を受け、一〇三六名が終身または有期刑の判決を受けている。（前記表1参照）

アメリカのBC級裁判の特徴と言えるのが、起訴事由において戦地から日本本土に送られた捕虜が収容所で受けた虐待、戦場で捕虜になつたものに対する虐殺が最も多かった。これはアメリカとの開戦当初のフィリピン戦に起因し

ている。

またアメリカがBC級軍事法廷を開いた開廷地は全部で五カ所あり、横浜、上海、マニラ、グアム、クエゼリンである。そのうち捕虜収容所に関する起訴事案があつたのは横浜、上海、マニラであり、フィリピンにある捕虜収容所に関する事案のほとんどは横浜にて裁かれている。グアム、クエゼリンに関してはその地理的性質上、米軍飛行機搭乗員殺害事件に関する事案が三一件中一二件と多くなっている。

したがつて本論では横浜を中心として検証してみたい。

(二) 横浜裁判の概要

一九四五年一二月六日、連合国最高司令官マッカーサー元帥はアイケルバーガー中将をアメリカ第八軍司令官に任命し、同第八軍司令官はBC級戦犯を裁くための横浜軍事裁判における軍事委員会設置の最高責任者となり、前記で述べた「戦争犯罪被告人裁判規定」にいう「召集官」として、軍事委員会の委員、検察官及び弁護人の任命権ならびに指名権を持っていたほか、軍事裁判の運営に関する全ての権限を与えられた。

そして横浜裁判は同年一二月一八日、敗戦後の混乱の中に東京捕虜収容所長野県満島分所軍属の土屋達雄の公判より横浜元地方裁判所法廷において開始され、昭和二十四年の一〇月一九日の西部軍司令部将校一のB-29搭乗員処刑事件の公判を以つて終了した。世界有史以来の長期間の裁判として、その間起訴案件は三二七件、被告数は一〇一三名にものぼる。⁽²⁾ (次ページ表2、表3参照)

表2 米軍BC級戦犯裁判状況地域別一覧表

	死刑	終身刑	有期刑						計	全被告人員
			35年以上	35年～30年	30年～20年	20年～10年	10年～3年	3年未満		
横浜法廷	51	92	28	17	86	185	236	146	841	1013
マニラ法廷	69	33	2	5	21	35	12	0	177	212
グアム法廷	13	20	0	0	8	34	24	1	100	109
上海法廷	6	9	1	3	4	7	11	2	43	48
ケゼリン法廷	1	12	0	0	1	1	0	0	15	18
計	140	166	31	25	120	262	283	149	1176	1400
					870					

(出典) 茶園義男編『BC級戦犯米軍上海等裁判資料』より

表3 米軍戦争犯罪裁判起訴事項調査一覧表

		横浜	ケゼリン	グアム	上海	マニラ	計
件数		327	3	29	10	87	456
殺人	捕虜	342		69	40	64	515
	非戦闘員	4		37		182	223
捕虜	虐待	696		10	9	3	718
	虐待致死	324			2	1	327
抑留者	虐待	4					4
	虐待致死	1					1
非戦闘員	虐待	25		2	3	85	115
	虐待致死	13				6	19
残虐行為そのほかの高度犯罪許容						2	2
捕虜に対する救恤品横領		66				1	67
財物掠取		46				15	61
財物破壊または焼機						32	32
強姦						35	35
売春強制				1			1
侮辱行為		8		1			9
死体遺棄または損壊冒流		105		18		7	130
埋葬懈怠または名誉ある埋葬妨害		45		14			59
利敵行為				1			1
赤十字標識濫用		7					7
虚偽公文書作成強制		6					6
作戦に直接関係を有する軍事作業強制		22		1		1	24
情報蒐集妨害		83					83

(出典) 茶園義男編『BC級戦犯米軍上海等裁判資料』より

横浜裁判の検証に関するものとしては、横浜弁護士会「法廷の星条旗」、大須賀・M・ウイリアム「ある日系一世が見たBC級戦犯の裁判」などがあり、また史料としては茶園義男「BC級戦犯横浜裁判資料」、巣鴨法務委員会編「戦犯裁判の実相」がある。また横浜BC級裁判で処刑された被告の二四人の妻たちの証言を綴った、上坂冬子「遺された妻」があり、その中で戦犯と称されて処刑された被告の無念さや、家族の苦悩が垣間見える。本件では上記の資料を基にして論じていきたい。

横浜裁判の場合、特徴としては内地、及びフィリピンでの捕虜収容所における捕虜虐殺並びに虐待に関する事案が多く、また一件あたりの起訴事案に関して、逮捕、起訴された数が非常に多いことである。例えば石垣島事件四六人、九大事件三〇人、米汽船ジーンニコレット号事件四四人、油山事件三三人、新潟鉄工所事件三〇人といった様に、三〇人以上も一度に起訴される事案がいくつかあった。

また裁判そのものに関しては、「戦争犯罪被告人裁判規定」ではその公平、公正さを謳い文句にしながらも、実態は三名から五名のアメリカ軍人の裁判官で以って構成され、検察官も同様で、かつ広範囲な形で権力の行使が可能な「召集官」はアメリカ軍司令官であり、日本軍人にに対する侮蔑的かつ、復讐的態度が醸成される現場は容易に想像しやすい。

また捕虜収容所内での虐待事件に関する裁判案件の場合、調査官が元捕虜と被疑者に対して質問をする際は、その元捕虜は収容中規則に違反した者、懲罰を受けた者、怠け者にして注意を受けた者、病弱で意志薄弱な者、所員に反感を持っている者などで、被疑者に不利な事をのみを陳述し、被疑者が否定すれば証人の陳述に誤りは無いと威嚇するなど、その敗戦国兵士につきまとう常としてもその不公平さは否めない。⁹³

そして捕虜収容所勤務員が戦争犯罪被疑者として起訴された理由のほとんどが、捕虜たちが戦場から収容所に送ら

れて来る中での過労、疾病、戦争恐怖による神経衰弱、気候の激変等に起因し、その自然死を収容所勤務員の取り扱いや処遇の責任として結びつけて法廷では収容所の施設の責任を問い合わせ、或いは給与上の責任を問い合わせ、医療拒否の責任を問い合わせ、虐待死に至ったとして極刑や重刑を求刑するなど、罪刑法定主義の理念を全く忘却してその姿勢はA級戦犯を扱った極東軍事裁判と何ら変わらないものが読みとれる。

大日本帝国の内地捕虜収容所に関しては七つの収容所の管内分かれ、かつ本所と分所にさらに区分けされており、それぞれの分所の数は函館は四分所、仙台は一分所、東京は分遣所と一六分所、名古屋は一分所、大阪は一二分所、広島は九分所、福岡は二七分所となっており、それぞれの本所と合わせて終戦時には三二〇〇〇近くの捕虜たちが収容所内にいた。

この捕虜の取扱に関しては当時の日本は前述の一九〇七年のハーグ陸戦法規ならびに一九二九年のジュネーブ条約の準用と昭和一七年（一九四二年）三月の「俘虜取扱二関スル規定」により、陸軍省内に俘虜管理部が設置され、俘虜管理部が捕虜及び戦地の抑留者の取扱に関する業務を担当し、他に捕虜収容所所長作成の「俘虜取扱内務規定」に依っていた。俘虜管理部の部長は陸軍中将または少将がなり、部員は佐尉官五名、下士官及び判任文官五名、この部長、部員、下士官及び判任文官は他に本務を有するものの兼勤としていた。

収容所に関しては昭和一六年（一九四一年）一二月、勅令第一一八二号「俘虜収容所令」により、各地の捕虜収容所は軍司令官または衛戍司令官が管理し、陸軍大臣がこれを統轄するものとされており、また収容所の施設（建造物、その他の一切を含む）、衛生、給与など全ては同年同月に制定された勅令一二四六号「俘虜情報局官制」に基づき、陸軍省俘虜情報局において統括、実施していた。俘虜情報局長官は、陸軍大臣の管理の下、陸軍将官であり、事務次官は陸海軍佐尉官または高等文官四名で、必要に応じ増員可能であった。建造物、陣営具などは収容所地区を管轄す

表4 横浜B C級戦犯裁判量定一覧表（内地捕虜収容所関係ケース）陸軍編

	死刑	終身	有期刑						計
			35年以上	35年～30年	30年～20年	20年～10年	10年～3年	3年未満	
中将					1	1	1	3	6
少将									0
大佐	1	3				1	2		7
中佐							1	3	4
少佐						1			1
大尉	5	5	1		4	3	7	5	30
中尉	4	5	3	2	5	12	10	9	50
少尉				1		5	4	1	11
見習士官						2			2
准尉	1	1			2	1	2	2	9
曹長	2	1		1	4	6	5	2	21
軍曹		3		1	4	13	19	14	54
伍長	2	1	1		1	6	5	5	21
兵長		1	3		1	3	2		10
上等兵		2		1	3	3	7	3	19
一等兵				1		3	1	4	9
二等兵									0
計	15	22	8	7	25	60	66	51	254

(出典) 茶園義男編『BC級戦犯横浜裁判資料』より

る師団経理部長がその責任に任じ、糧秣、被服、衛生材料も同様であり、収容所所長や収容所勤務員の責任に無いことは明白であると言える。にもかかわらず、建造物の不備に起因して捕虜に多数の病死者ありとしてその責任を所長や勤務員に問い合わせ、極刑をもって望むなど甚だ不可解であると言える。

その証左として、内地捕虜収容所内に関する陸軍内の判決結果をそれぞれの官位と量刑との相関関係を表にしてみた。(上記表4参照)

表を見ると、量刑の重さ、刑を受けた人数はともに尉官クラス、下士官クラスに集中している。逆に將官、佐官クラス並びに兵卒クラスに関しては逆の相関関係が見られる。これは尉官クラスは捕虜収容所の各分所の所長クラスであり、多くは部下の虐待行為を許容することによる職責を問われて、刑を受けている。すなわちその施設の処遇や状態を決定できる地位にいた最高責任者や虐待行為の実行犯よりも、その収容所内の管理責任者、上官責任を重視し

表5 横浜BC級戦犯裁判量定一覧表（作戦軍関係ケース）陸軍編

	死刑	終身	有期刑						計
			35年以上	35年～30年	30年～20年	20年～10年	10年～3年	3年未満	
中将	1	4	1			2	1	3	3 15
少将	1	4	1				2	1	9
大佐	1	5	1			2	1	5	2 17
中佐	1	4	1			2	2		10
少佐		5				2	2	3	2 14
大尉	1	3			1	3	4	6	5 23
中尉	2	6			1	2	3	2	3 19
少尉	1	1				8	1	4	1 16
見習士官							3		1 4
准尉							2	1	2 5
曹長	1	1			2		8	3	2 17
軍曹	1					1	3		5
伍長					1		4	1	2 8
兵長							1	1	1 3
上等兵	3	1					1	1	6
一等兵							1	1	2
二等兵								4	4
計	13	34	4	5	22		39	36	24 177

(出典) 茶園義男編『BC級戦犯横浜裁判資料』より

ているのがわかる。

また内地捕虜収容所でのケース以外の、警備・作戦従事に関しての戦犯のケースの場合、軍人のみで二七三名もの有罪者を出しており、中でも将官、佐官クラスの責任を強く問う傾向にあり、捕虜虐待行為では指揮権への責任を追及していないことがこのケースから見ても窺える。（上記表5参考照）

全体としては上記のような傾向が見られる。この点を踏まえて個々のケースに関してはどういったものがあるか個別に明らかにしてみたい。

(三) 満島捕虜収容所のケース

横浜BC級戦犯裁判は前述の通り、昭和二〇年（一九四五年）の一月一八日より開始され、その第一号になったのが東京捕虜収容所管内の長野県にある第二分所、「満島捕虜収容所」の衛兵であった土屋達雄であった。

被告人	階級	起訴理由概要	判決
土屋達雄	伍長	東京満島第一二分所に衛兵として勤務中に米国捕虜一名を虐待致死。他数名を虐待せり。	無期
本田広次	大尉	昭和一八年四月一六日～二〇年二月二六日の間捕虜収容所所長として在職中捕虜に対して不法残虐な行為を加え、また部下の犯行を許容する事により自己の職責を不法に無視せり。	有期二〇年
中島助夫	大尉	起訴状は各々被告ごとに別々であるが内容は同一である。	絞首刑
吉沢国雄	伍長	1、打擲（拳や棒などで殴る行為）の結果捕虜一名を死亡させた。	絞首刑
木村保	軍属	2、虐待の結果捕虜四名から七名を死亡させた。	絞首刑
平松定春	軍属	3、赤十字救恤品を盗用した。	絞首刑
川平春美	軍属	4、複数の捕虜を殴打した。	絞首刑
塩入力雄	一等兵	5、吉沢、平松両名には第五項として殴打事件	有期三〇年
桐下武雄	一般人	6、中島被告人には第五項と共に第六項に職務怠慢がある。	無期刑
道下政能	曹長	捕虜打投、集団制裁、医薬品の給与不充分等の虐待により、四、五名の捕虜を死に至らしめる。部下の捕虜虐待を許容、無視した責任。	絞首刑
野島峰雄	軍属	昭和一八年一月一日～昭和一八年六月一〇日間第一二分所において多数の捕虜を虐待し死に至らしめた。	無期刑
七野忍	曹長	部下の行為を許容し、自らの職責を無視する。 赤十字救恤品を私用に供した。	有期二五年

彼以外にも同収容所において陸軍所属一一名（一般人一名を含む）の人間が判決を下されているが、全て同収容所における捕虜虐待が理由である。従つて本項では同収容所の裁判ケースを取り上げたい。

まずそれぞれの起訴理由の概要並びに判決結果を、茶園義男編『BC級戦犯横浜裁判資料』（不二出版）ならびに巣鴨法務委員会編『戦犯裁判の実相』（横書房）を基に列挙しておきたい。

詳細に関しては前述の横浜弁護士会による『法廷の星条旗』及び上坂冬子の『遺された妻』に記されているので、上記の資料と共に比較検証していきたい。

それによると第一号の土屋達雄並びに中島助夫大尉以下六名に共通して起訴された訴因がある。それはアメリカ軍捕虜一名に対する傷害致死事件一件である。

その訴因は共に有罪と認定され、まず土屋達雄

には終身懲役刑が言い渡された。土屋達雄にはこの件以外にも八件の訴因があるが、なぜ土屋だけが六名とは別件に裁判に附されたのかは不明である。

被害者は栄養失調と赤痢で病臥していたティーズというアメリカ軍一等兵だった。土屋の裁判での検察側の元米兵捕虜による宣誓供述調書によれば、同一等兵は複数の人間から暴行を受けていて、死の五日前に土屋よりロープや拳、棒で何度も殴打され、五日目に意識不明となり死亡したとされている。

もし事実ならばジュネーブ捕虜条約第二条違反にあたるのだが、それに対し、土屋は収容所規則を違反した同一等兵を何度も平手打ちしたことは認めたもののロープや棒で殴打したことを否認した。

この事件に関して弁護側の最終弁論も参考にしつついく、いくつかの疑問点を列挙してみたい。

- ①全て米側の元捕虜の目撃証言に頼っており、その信憑性が高いとは言い難い。
- ②さらに元捕虜の宣誓供述調書の宣誓は法廷でなされたものではなく、検察側の一方的な供述に過ぎない。
- ③被害者は元々病者であり、そもそも死因が暴行によるものかどうかは誰も判断ができず、推測に過ぎない。
- ④仮に、同被告が上記の行為を起こしたとしても、彼自身左眼が義眼であり、右肩には重症を負っており、被害者を殴って殺すほどの強さを持ち得ていたとは考えにくい。

右記の理由を見る限りはこの件に関しては土屋側に理があるようと思われるが、軍事委員会は宣誓供述書のみを重視し、判決として同行為を有罪と認定した。これは先にあげた「戦争犯罪被告人裁判規定」では、「宣誓供述書、証言録取書、その他軍当局からその目的で派遣された将校が聴取した陳述書」を証拠として定められていることを根拠にしている。

同件に関して、土屋以外にも罪に問われた中島助夫大尉（満島収容所分所長）以下六名には、内五名に絞首刑判決

という厳しい判決が出ている。しかも中島助夫大尉には分所長として部下の虐待行為に關し、阻止できなかつたとして「違反行為防止怠慢の犯罪」、つまりは上官による監督責任に問われている。

中島助夫は長野県上高井郡（長野市）の農家に生まれ、大正一一年（一九二二年）に現役で近衛歩兵第四連隊に入隊し、満州事変、日中戦争などにも参加し、昭和一七年末に故郷長野の松本歩兵第五〇連隊に戻つて、それから同収容所の所長に赴任した経歴を持つ。ただし昭和一九年夏には原隊に復帰し、台湾へ渡つてゐる。つまり彼は延べ二十五年にわたる兵役の中の、僅か一年八ヶ月の役職の間の職務を大罪として問われ、処刑となつた。

この裁判においては中島の出身地の村民二六〇〇名余りから、署名簿を添えてマッカーサー宛に以下のような嘆願書を提出している。⁹⁴

「彼は農村に育ち、少年時代農耕に従事したる経験を生かして収容所内の僅少の空地、柵の端なりともこれを利用して作物を植え給食の補ひととした。また、肉食を常習とする俘虜の栄養失調となるを憂へて養豚を為し給食の充実に尽力した」

しかも中島は上記の努力以外にも、病死した捕虜には、「深き同情を寄せて慰靈祭を開いた」として、その証拠に嘆願書には当日の写真を七枚添付している。

上記の事件は先述したように誰が犯人で、かつ、何が死亡原因かは特定しにくい。しかも中島は村民の嘆願書通り

ならば、彼の所長としての責任感と、捕虜への篤い同情心が垣間見える。さうに満島収容所には三〇〇名ほどの米英捕虜があり、内ティーズを含め七名が病死しているが、ティーズの件を含めどれも虐待に起因するものと断定できる決定的な証拠は無い。それでも拘らず、収容所内の監督責任を問われて絞首刑となつた事へは疑問の念を感じざるを得ない。中島自身その思いを、刑の宣告後に以下のような歌にしている。

つゆ志らぬ罪にとわれて絞首台登り行く身に恵み輝く⁹⁵

正に彼の無念さと、苦しみが垣間見える歌と言える。自身まさか死刑判決を受けるとは思つてもみなかつたに違ひなく、その後の再審請求も棄却され、彼は昭和二三年（一九四八年）八月二二日に処刑されている。

上記の件に関連して収容所管理責任として、同大尉以外にも、同収容所を管轄していた東京捕虜収容所の本所の歴代所長二名、鈴木薰一・酒葉要両大佐に対し、同収容所の虐待事件も含めて、部下への監督責任を問われて無期刑が言い渡されている。

（四）室蘭捕虜収容所のケース

室蘭捕虜収容所は、北海道函館捕虜収容所管内の第一分所として芦別町に設置されていた。同収容所からも、捕虜虐待を理由として陸軍所属の七名（内一名が一般人）がB C級戦犯として裁かれている。

被告人	階級	起訴理由概要	判決
平手嘉市	大尉	昭和一八年一月～二〇年九月一日の間函館第一分所長として在職中捕虜を不法に虐待し、又部下の犯行を許容させた事により自分の職責を無視し、怠った。戦争法規慣習違反。	絞首刑
荒木国一	曹長	昭和一八年三月二〇日～昭和二〇年二月一九日の間、函館第一分所において捕虜に対し暴行虐待を加え、戦争法規慣習に違反した。	絞首刑、後に有期二〇年に減刑
浅利英二	軍曹	昭和一八年～昭和二〇年の間、函館第一分所にて各々戦争法規並びに慣習に違反し故意且つ不法に残忍なる暴虐行為、兇行其の他犯行を加える。	有期二五年
渡辺貞雄	軍属	・ 浅利 打擲虐待及び強制労働により死亡原因帮助二件 ・ 渡辺 捕虜に対する打擲、足蹴りなど一八件の虐待 ・ 竹下 打擲虐待、食糧、被服、赤十字救恤品などの窃取五件 ・ 西岡 打擲虐待、食糧、私有物時計の窃取など五件 ・ 平野 打擲、足蹴りなど二件	有期三〇年
竹下敏夫	軍属		有期一五年
西岡茂	軍属		有期一五年
平野義雄	一般人		有期五年

前項と同様にまずそれぞれの起訴理由の概要並びに判決結果を、茶園義男編『BC級戦犯横浜裁判資料』（不二出版）ならびに巣鴨法務委員会編『戦犯裁判の実相』（楨書房）を基に列挙しておきたい。

詳細に関しては、同収容所に関して、前述の大須賀・M・ウイリアム著の「ある日系二世が見たBC級戦犯の裁判」に記載されているので、先に列挙した資料と共に参考にしながら、検証していきたい。

同事件の最高責任者は分所長にあたる平手嘉市大尉である。彼に関しての罪状項目は次の八つになる。

- 一、レイモンド・サトルの死
 - 二、虚偽の死亡診断書の作成
 - 三、五、捕虜に対する虐待行為
 - 六、捕虜に対する医薬品、医療手当への抑制、拒否
 - 七、赤十字社からの供給品の保留、不支給
 - 八、部下が捕虜に加えた虐待行為
- この内、第一項から七項までは平手自身が行なったとされているものであり、第八項目に関しては部下の虐待行為

に関する監督責任を問われたものである。

後者に関して、その虐待行為を犯したとされる部下は上記の荒木を筆頭に六名からなる。裁判における平手の証言から、部下の虐待行為に対して平手が対応したケースは以下の様に大別できる。

『部下の捕虜虐待の報告を受けて、その部下に対して懲罰を科したケース』

荒木国一、渡辺貞雄、浅利英二、竹下敏夫

『部下の捕虜虐待の報告を受けて、その部下に懲罰を科さなかつたケース』

西岡茂

平野義雄については三井鉱山の坑夫として働く一般人であつたため、平手は虐待行為を知った段階でその都度彼の勤める会社に苦情を入れている。

右記の様に平手は部下の虐待行為の報告を受けて、その為の対処を行なつてることがわかる。西岡のケースについては平手は証言の中で報告は受けていたものの、その詳細はほとんど知らなかつたことが垣間見える。

しかし、なおも検察側はこの罪状項目について元捕虜の供述証言を盾に平手の収容所の管理の不適切さを追及している。結果、軍事委員会は罪状項目全てを有罪と認定、平手に死刑を言い渡している。

本事件の場合、平手は自らが職の範囲で行なえる限りの職責を果たしていると言える。それは平手自身の立場上、部下である看守たちには外出禁止や自宅謹慎などの処分以外強硬な対策ができるだけの権限がなかった。彼らを解任できるのは分所を管轄している本所の所長のみであつたからであり、彼らに対して任免権を持ち得ない平手では右記の策が彼にでき得る限りの最善の方法だったのかもしれない。しかも彼は虐待行為の詳細は裁判中に初めて聞かされたのだ。

平手の上官にあたる室蘭を管轄に置く函館本所長歴代三名のうち、最初の畠山敏雄大佐のみが上官責任を問われ、懲役一二年の刑を宣告されている。後の二名に関しては、無罪放免となっている。

上記の一例以外にも捕虜収容所の捕虜虐待裁判は、多数あるが、その中でもこの一例は大変興味深いことがわかる。それは二つとも上官責任を問われたが、満島のケースは虐待行為に関し、断定できる証拠が無いままに中島大尉は責任を問われ部下と共に死刑となつた。室蘭のケースは部下の捕虜虐待行為の報告を知った後に、対策を講じたにも拘わらず、虐待行為を行つたとされる部下は有期刑で終わり、平手のみが死刑となつた。

しかもその二人の上官である本所長に関して、裁かれた人間と無罪放免となつた人間があり、刑を受けた者にもその重さにも差があり、どういった基準で被疑者を特定し、裁いたのかが全く以て不明である。この事は上官の責任を裁かず、実行犯のみを裁いた前章のイラク戦争のケースとは雲泥の差があると言える。

おわりに

捕虜虐待裁判事件を比べて、裁いた側の国が全く共通にも拘わらず、その違いは大きかった。時代区分、時代背景、裁いた人間、裁かれた人間、事件の加害者及び被害者、虐待の内容、及びその背景、その苦しみと怒り、悲哀、その多くは全く同様には論じられないことは前提に置くとしても、様々な驚きと発見があつた。

捕虜虐待などの戦争犯罪人を裁くことはまだまだ発展途上の段階にある。それ故にその端緒となつたB C級裁判で

は矛盾や誤審、そして復讐が幅を効かせた。それから六〇年、本論でも述べた様にかつての時に比して、国際刑事裁判所の設置や条約上の整備など遅まきながらも国際法の条文は徐々にではあるが進化を遂げてきている。しかし実態に法律が追いついたとしても、次にその実効性が求められなければ、法律は「死文化」してしまう。

そういう意味で今回イラクで同虐待事件を起こした際に、もしアメリカが自国兵士を上官の責任まで厳しく問うか、もしくは国際刑事裁判所に何らかの助言を求めるか、委託したらどうなったであろうか。

かつて我々にその「上官責任」の重さを教えたのはアメリカだった。今回の米兵の行為を、もし同様に日本軍が連合軍捕虜に行なっていたとしたら人道に対する罪で、極刑を受けたであろうことは容易に想像がつく。

実行犯である憲兵七名の容疑者には、満島のケースを当てはめるならば最高でも死刑、最低でも室蘭のケース同様有期刑一五年以上が言い渡されることは確実だと言える。

さらに問うならば第二章でジュネーブ諸条約及び議定書上の罪ありとあげた四人の上官たちはその「違反行為防止怠慢の犯罪」、上官としての責任を問われ戦犯になることは明白である。カーピンスキーア准将は満島の例ならば、本所の歴代所長、鈴木薰一・酒葉要両大佐同様の立場にあたるから最高無期刑であつただろうし、最低でも室蘭を管轄していた函館本所長の畠山敏雄大佐が受けた懲役二年を受けたのは確実と言える。ミラー少将も恐らく同様である。パパス大佐ならびにリード大尉は、平手、中島両大尉と同じ立場にあたると思われる。つまりは実行犯である部下たちの最も身近にいながら虐待行為を防止する措置を取らなかつた職務怠慢の罪である。彼らが虐待行為の詳細を知らなかつたと現在証言しているが、仮にそれが立証されたとしても、平手大尉が絞首刑に処されたことを鑑みれば恐らく同様に極刑は免れ得ない。彼らは平手大尉とは違いその権限を持ち得ているのみならず、防止する所か行為を助長するかのような行動をしている。

さらなる上官責任を問い合わせ、山下裁判⁽⁹⁶⁾の様なケースがイラク戦争で当てはまるのならば恐らくサンチエス駐留米軍司令官もまた同様の処断を受けたに違いないといえる。当時は全く通信技術が未熟で、情報が途絶された状況にあった山下奉文は死刑、今現在ＩＴなど通信・情報技術大幅に進んだにもかかわらず、部下の行為を知らなかつたとしてサンチエス司令官は無罪放免では全く道理に合わない。もし彼らがＢＣ級戦犯として裁かれたのならば、恐らくラムズフェルド国防長官ならびに軍の高官たちはＡ級戦犯として裁かれていたであろうことは新たに言及するに値しない。

また序文で述べた、アルカイダを中心とするテロリスト達を、「不法戦闘員」扱いをし、裁判にもかけずに拘束、尋問を続けているケースも、かつて無差別爆撃を行ない国際法違反を犯した米捕虜飛行兵士を彼らと同じように「不法戦闘員」と呼び、軍律会議にかけ死刑に処した憲兵隊の日本軍兵士がその後、戦犯裁判にかけられ有罪と認定された事件とまた重なつて見える。⁽⁹⁷⁾

つまりは「文明の裁き」もまた「勝者の復讐の裁き」に過ぎなかつたのだ。故に今アメリカの軍事裁判はその実行犯のみを、しかも全く以つて軽い刑に済まそうとしている。以前のベトナム戦争時のソンミ村虐殺事件⁽⁹⁸⁾の時と何ら変化はなく、それは自身が自ら作り上げた「遺産」を否定したに他ならない。その「遺産」もまた本論で明らかだつたように、「脆弱」なものだつたに違ひない。

だからといってその「遺産」が全く放棄されることはあつてはならないと思う。それは事件の被害者は無論のこと、加害者として裁かれた者も様々な無念もあるうが、その犠牲を生かし二度と悲劇を繰り返さぬ様な努力をしていくのは後世の人間の義務だと考えるからである。

今後恐らくはイラク国内で再び戦争犯罪人を人道や平和に対する罪で裁く光景が見られるようになるだろう。かつてのA級戦犯と呼ばれた人達はフセイン元大統領となり、イラク共和国防衛隊やバース党の人間達はBＣ級戦犯に姿

を変えて。アメリカが彼らを再び「文明の裁き」の名で裁いた時にどういった裁判及び判決になるのか。かつて我々日本は勝者によつてその指導者及び兵士達を裁かれ、戦前の世界とは決別し、戦後復興に励むことができたと言えよう。しかし今回の米兵による虐待事件の裁判を見せられて、その後に同胞を極刑で裁かれて、イラクの人々は我々と同様に過去を振り切れるだろうか。むしろアメリカが主張する「文明」に反発し、逆の方向へと向かいはしないだろうか。

今回のイラク同事件の詳細、及び容疑者の裁判記録が明らかになり、今後のイラク人の戦犯を裁く過程で、また新たな課題が生まれ、戦犯裁判の方向性を示していくのかもしれない。そのことにより日本のBC級戦犯裁判に関する新たな発見が見つかるであろうと思われる。それは今後の課題に付すとする。

(追記) 本論脱稿後に、二〇〇五年一月一五日にイラク同虐待事件の容疑者憲兵部門のチャールズ・グレーナー技術兵に対し、アメリカのテキサス州フォートフッドの軍法会議の陪審団は禁固一〇年を言い渡した。

註

- (1) 永野貫太郎『週刊金曜日』(金曜日) 一九九六年三月一日号 二八頁
- (2) 加藤哲郎『世界』(石波書店) 二〇〇四年七月号 八五頁
- (3) 阿部浩美巳『週刊金曜日』(金曜日) 二〇〇一年四月二二日号 五九頁
- (4) 二〇〇五年一月一〇日現在、イラク戦争でのイラク市民の犠牲者は、死者は最高で一万七千人を超える、最低でも一万五千人に上ると言われている。この数はイギリスの研究者らが中心となって「死を引き起こす軍隊を持つ諸国の市民の義務」を訴え、イラク戦争での民間人の死者数を集計するプロジェクト「Iraq Body Count」を立ち上げ、民間人の死を記録し公

表している。このプロジェクトは、各国のメディアや人権団体の複数の情報にもとづいて民間人死者数を集計している。米英軍側はまとまつた死者数を公表していないため、このプロジェクトの左記のホームページを参考にした。

「Iraq Body Count」<http://www.iraqbodycount.net/> より

- (5) 吹浦忠正『捕虜の文明史』(新潮選書) 九七頁～一〇二頁
- (6) 秦郁彦『日本人捕虜 下』(原書房) 五三六頁～五三七頁
- (7) 「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(一九〇七年) は茶園義男編「俘虜ニ関スル諸法規類聚」(不二出版) より引用した。尚、これ以降小論では上記の条約を「ハーグ陸戦法規」と称する。
- (8) 「俘虜ノ待遇ニ関スル一九二九年七月一七日ノ条約」(一九二九年) は茶園義男編「俘虜ニ関スル諸法規類聚」(不二出版) より引用した。尚、これ以降小論では上記の条約を「ジュネーブ捕虜条約」と称する。
- (9) 秦郁彦 佐瀬昌盛 常石敬一『世界戦争犯罪事典』(文芸春秋社) 七一五頁
- (10) 秦郁彦 佐瀬昌盛 常石敬一、前掲書 七一五頁
- (11) 「七三一部隊」日中戦争時の一九四一年に各種流行性伝染病予防と兵員用の飲料水の水質浄化を目的として発足した部隊。旧満州国の首都ハルビンに配備され、実態は主にペスト・コレラ・炭疽菌・鼻疽菌・性病・赤痢・ハンセン病・破傷風などの生物兵器、糜爛性・腐食性の毒ガスを用いた化学兵器の研究に携わっていた特殊部隊である。終戦後にはソ連及び中国が行なった調査では、研究過程で旧日本軍への敵対行為を働いたとして捕らえられた多くの中国人・満州国民、モンゴル人などに戦争で捕らえた捕虜たちを「マルタ」と呼んで人体実験、生体実験を行なつていたとされるが、その詳細は未だに不明な点が多い。一説にはその犠牲者は三〇〇〇人にも及ぶとされる。秦郁彦 佐瀬昌盛 常石敬一、前掲書 九三頁～一〇二頁
- (12) 「花岡事件」太平洋戦争末期強制連行されて秋田県の大館市の旧鹿島組花岡出張所に強制連行された中国人九八六人は、飢えや過酷な強制労働などで次々に死亡した。四五年六月三〇日、耐えかねた中国人が耿諱大隊長の指揮で蜂起し、指導員四人(日本人三人と中国人一人)を殺害して逃走したが、逮捕され、約一〇〇人が拷問などで死亡した事件。終戦までの中国人死者は四一八人に達し、四八年三月の米軍司令部による横浜裁判で、鹿島側四人と警官二人が戦犯として有罪判決を受けた。

その後、耿諄を中心とする中国在住の花岡事件生存者や遺族一一人が、鹿島建設に対し一人当たり五五〇万円の補償を要求、一九九五年六月に東京地裁に提訴した。請求は九七年一二月、時効を理由に東京地裁で棄却されたものの、控訴審の場となつた東京高裁は和解を勧告、二〇〇〇年一一月二九日に和解が成立、鹿島建設は中国紅十字会を経て、「花岡平和友好基金」に五億円を信託し、被害者のために運用することとなつた。なお、中国人労務者による同種の訴訟は、花岡以外にもあり、進行中。秦郁彦 佐瀬昌盛 常石敬一、前掲書二二〇頁～二三二頁参照

- (13) 横浜弁護士会『法廷の星条旗』(日本評論者)三二頁
- (14) 秦郁彦、佐瀬昌盛、常石敬一、前掲書二七六頁～二八二頁
- (15) 秦郁彦、佐瀬昌盛、常石敬一、前掲書七一八頁～七一九頁
- (16) 「捕虜の待遇に関する一九四九年八月一二日のジュネーブ条約」(一九四九年)は、大沼保昭、藤田久一、『国際条約集』(有斐閣)二〇〇一年度版より引用した。尚、これ以降小論では上記の条約を「ジュネーブ第三条約」と称する。
- (17) 藤田久一『国際人道法』(有信堂)五〇頁～五一頁
- (18) 「一九四九年八月一二日のジュネーブ諸条約に追加される国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書」(一九七七年)は、大沼保昭、藤田久一、『国際条約集』(有斐閣)二〇〇一年度版より引用した。尚、これ以降小論では上記の条約を「第一次追加議定書」、「一九四九年八月一二日のジュネーブ諸条約に追加される非国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書」(一九七七年)を「第二追加議定書」と称する。
- (19) 井上忠男『戦争と救済の文明史』(PHP新書)二三九頁～一四〇頁
- (20) 藤田久一前掲書(有信堂)一二二頁
- (21) このセクション並びに本論でのイスラムに関する知識は、古賀幸久、『イスラム国家の国際法規範』(勁草書房)及びナイマ・モハメッド『アラブ・イスラム世界』(アラブ日本文化交流センター)を参考にした。
- (22) 『NEWSWEEK』二〇〇四年五月一九日号
- (23) 『産経新聞』二〇〇四年五月一日付
- (24) 『読売新聞』二〇〇四年五月八日付
- (25) 『読売新聞』二〇〇四年五月一三日付

- (26) 『産経新聞』二〇〇四年五月一五日付
 (27) 『読売新聞』二〇〇四年五月一四日付
 (28) 『毎日新聞』二〇〇四年五月一七日付
 (29) 『毎日新聞』二〇〇四年五月八日付
 (30) 『読売新聞』二〇〇四年五月一四日付
 (31) 『毎日新聞』『読売新聞』二〇〇四年八月一五日付
 (32) 『読売新聞』二〇〇四年八月一七日付
 (33) 『読売新聞』二〇〇四年一二月五日付
 (34) 『産経新聞』二〇〇四年一二月九日付
 (35) 『朝日新聞』二〇〇四年五月四日付
 (36) 『読売新聞』二〇〇四年五月一四日付、金子貴一『文藝春秋』（文藝春秋社）二〇〇四年七月号 一八八頁～一九六頁、加藤哲郎 前掲書八五頁～九四頁、シーモン・ハーシュ『世界』（岩波書店）二〇〇四年七月号 四六頁～六三頁
 (37) 『毎日新聞』二〇〇四年八月二六日付
 (38) 金子貴一『文藝春秋』（文藝春秋社）二〇〇四年七月号 一八八頁～一九六頁
 (39) 『毎日新聞』二〇〇四年五月五日付
 (40) 『毎日新聞』二〇〇四年五月二三日付
 (41) 『毎日新聞』二〇〇四年五月二二日付
 (42) 『読売新聞』二〇〇四年五月九日付
 (43) 歴史上戦時中においてこの様な捕虜や戦死した兵士のものを記念品の類として持つてくる悪習は珍しくはなかった。太平洋戦争期にも同様の行為が見られた。一九四四年五月一日付の『ライフ』誌に出たのは「日本兵の頭蓋骨を眺めながら前線のボーイフレンドに手紙を書いている若い女性」の写真であった。頭蓋骨の送り主は海軍大尉、受取人はアリゾナ州に住むナタリーという二〇歳の女性であった。日本兵の頭蓋骨や、骨の一部、また、他にも日本刀や日章旗を戦場から記念品として持ち帰るアメリカ兵も多數いた。秦都彦、佐瀬昌盛、常石敬一、前掲書 一七六頁～一七七頁参照

(44) 『産経新聞』一〇〇四年五月一二日付
シーモン・M・ハーシュ『世界』(岩波書店) 一〇〇四年七月号 四六頁～六一頁

(45) 『毎日新聞』一〇〇四年五月五日付

(46) 『毎日新聞』一〇〇四年七月四日付

(47) 『毎日新聞』一〇〇四年五月九日付

(48) 『毎日新聞』一〇〇四年五月五日付

(49) 『毎日新聞』一〇〇四年五月五日付

(50) 『読売新聞』一〇〇四年五月一四日付

(51) 『毎日新聞』一〇〇四年五月二二日付

(52) 『毎日新聞』一〇〇四年五月一六日付

(53) 『毎日新聞』一〇〇四年五月一〇日付

(54) 『毎日新聞』一〇〇四年五月二〇日付

(55) 『読売新聞』一〇〇四年五月一〇日付

(56) 『読売新聞』一〇〇四年五月一九日付

(57) 『毎日新聞』一〇〇四年八月二十五日付

(58) 『読売新聞』一〇〇四年一〇月二二日付

(59) 『読売新聞』一〇〇四年五月一九日付
この実験は一九七一年アメリカのスタンフォード大学心理学部で行われ、ドイツ人監督オリバー・ヒルシューテルが、「e-s」と言う名で映画化している。

(60) (61) 「国連決議一四四一」は、国連広報センターのホームページより抜粋した。<http://www.unic.or.jp/> より

(62) 同様の指摘を名古屋大学教授の松井芳郎氏も『法学セミナー』一〇〇三年六月号の五四頁～五七頁において指摘している。国連決議一四四一は、イラクが「重大な違反」を続けていると認定したが、一方では二項で「軍縮義務を遵守する最後の機会を与える」として強化された査察体制の設立を決定しているからであり、イラクによる今後の「重大な違反」は、国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）と国際原子力機関（IAEA）を通じて安保理に報告され（四項、一項）、この報

告を受けた安保理が、状況と関連諸決議の完全な遵守の必要性とを検討するため開会する（一一項）となつており、違反の認定及びそれに対する対処は明確に安保理の権限とされていると指摘している。

- (63) 『読売新聞』二〇〇四年一〇月八日付
- (64) 二〇〇三年三月一七日のブッシュ大統領の国民向けの演説は在日アメリカ大使館のホームページより抜粋 <http://japan.usembassy.gov/> より
- (65) 『読売新聞』二〇〇四年一〇月一一日付
- (66) ジュネーブ第三条約第六八条の「補償」の請求は利益保護国を通じて、捕虜が属する国に対して行わなければならぬものであり、あくまでも捕虜への補償行為は例外を除いては捕虜が属する国が責任を負っている。
- (67) 『読売新聞』二〇〇四年五月四日付
- (68) 『毎日新聞』二〇〇四年五月三日付
- (69) 国際刑事裁判諸規定並びに解釈については前田朗氏の『戦争犯罪論』（青木書店）を参照にした。
- (70) シーモン・M・ハッシュ『世界』（岩波書店）二〇〇四年七月号 四六頁～六一頁
- (71) 『読売新聞』二〇〇四年五月一〇日付
- (72) 『毎日新聞』二〇〇四年五月四日付
- (73) 『読売新聞』二〇〇三年三月二一日付
- (74) 『読売新聞』二〇〇三年三月二一日付
- (75) 『毎日新聞』二〇〇四年一二月二八日付
- (76) 各戦争の展開兵力数に関しては朝雲新聞社編集局編『平成一二年度版 防衛ハンドブック』（朝雲新聞社）を参照にした。
- (77) アメリカ合衆国商務省センサス局編、鳥居泰彦監訳『現代アメリカデータ総覧 二〇〇三年度版』（東洋書林）を参照にした。尚、アメリカの居住人口ならびに治安要員数に関しては、二〇〇〇年度にあたる。また実数に関して端数は切り捨てとし、少数点第一位以下も切り捨てとしている。
- (78) 『NEWSWEEK』二〇〇四年五月一九日号
- (79) 『朝日新聞』二〇〇四年五月七日付

(80) 『毎日新聞』一〇〇四年七月九日

(81) 『毎日新聞』一〇〇四年五月二一日付

(82) 『週刊新潮』(新潮社) 一〇〇四年五月一〇日号

(83) 「民間軍事会社」Private Military Company 略してPMCと呼ばれている。一〇〇四年現在、「世界に約五一〇社あり、

市場規模は一〇〇〇億ドル（約一一兆円）にも達する」と言われ、民間軍事会社の台頭は、冷戦終結に伴う軍のリストラがきっかけとなり、アメリカ軍もまたコスト削減のため、兵力の大幅縮小と業務の外部委託を進め、従来は軍が自力で行ってきた分野を民間企業が引き受けるようになった。要因の大半は元軍人で、業務は物資の補給や兵舎清掃から、ハイテク兵器システムの運用まで活動範囲を幅広くこなし、対テロ戦争はその業務の外部委託に拍車をかけることとなり、米軍はイラクとアフガニスタンに大量の軍隊を駐留させる一方、本土防衛も強化しており、慢性的な人員不足に陥っているからである。

そのため本論で指摘したような従来の制度で対応できない課題も浮上している。戦争犯罪や捕虜の身分について定めたジュネーブ条約が、軍事会社にどう適用されるのかは未だ不明である。さらに一九八九年に国連総会で、「傭兵の募集、使用、資金供与、及び訓練を禁止する条約」が採択されたにもかかわらず、米仏独など主要国が批准していないことから、軍事会社と傭兵は野放し状態にある。『読売新聞』一〇〇四年三月六日付 六月一〇日付参考

(84) 「傭兵」とはもともと中世から絶対王政期にかけて常備軍の核として存在し、近代国民国家を経て傭兵制度は衰退したが、第二次大戦以降いくつかの武力紛争において再び傭兵と呼ばれるものが使われ始めた。しかしこの傭兵は常備軍としての軍隊の中核とは異なり、解放運動のために派遣された無法な殺し屋的性格をおび、国際社会の非難の対象とされた。

「傭兵」という定義は、第一追加議定書の第四七条に準拠する。それによると「傭兵は、戦闘員または捕虜の地位に対する権利を有しない」とされ、傭兵とは(a) 武力紛争で戦闘するためにその国又は外国で特別に募集され、(b) 實際に敵対行為に直接参加し、(c) 本質的に個人的利得を得るために敵対行為に参加し、かつ紛争当事国によって又はその名で、当該国の軍隊における類似の階級および任務を有する戦闘員に約束され又は支払われるものはつきり勝る物質的報酬を実際に約束され、(d) 紛争当事国の国民でもまた紛争当事国の支配する地域の住民でもなく、(e) 紛争当事国の軍隊構成員でなく、かつ(f) 紛争当事国以外の国によって、その国の軍隊構成員として公に派遣されたのではない者、である。

この定義上の場合、物質的報酬の提供、さらに普通以上の報酬の証明が困難であることや直接敵対行為参加者への限定の

- ため外国の軍事顧問は傭兵概念から除外されていることなどであり、また傭兵の定義中に「紛争当事国の軍隊ではない」という条件があるために、その軍隊に編入されればもはや傭兵とはみなされなくなり、したがって先にあげた定義は現実的にはきわめて限られた例外的場合でしかないことが言える。ただ本論では、前掲書（有信堂）藤田久一東京大学教授の指摘に依り、先にあげた規定の存在意義が傭兵の地位を敵対行為に参加する文民（非特權的戦闘員）のそれと区別することにあると解釈し、傭兵に応募することまたは傭兵として敵対行為に参加すること自体が、例えばイラクの市民が反米闘争に参加している様な文民の敵対行為とは異なり、違法ないし犯罪行為とみなされる余地を含むとみなさなければならない。よって、傭兵には交戦者資格そのものが認められないと解釈されるのが適当と考えられるので、本論では上記の規定を広義にとらえ、アメリカの軍事民間会社の社員を「傭兵」と解し、先の問題を指摘した。藤田久一、前掲書八三頁～八九頁参照
- (85) 巣鴨法務委員会編『戦犯裁判の実相』 権書房 六九四頁
- (86) 死刑者人員九八一名については、判決と執行数に相違があり、また法廷によつては未決拘留中または服役中の病死・事故死・自決などを含めたものもあり、様々な判断があり未だ確定はできていない。本論では茶園義男・重松一義『補完 戰犯裁判の実相』(不二出版)並びに、太平洋戦争研究会編『東京裁判』を比較検証してまとめた。
- (87) BC級戦犯に関し、死刑判決を受けた後に、病死や減刑になつて、死刑を免れたケースがいくつもあるが実数の確定は未だにできていないため、本表では死刑判決の数のみをまとめた。
- (88) 『一九一九年捕虜待遇条約』準用に関する日米日英間往復文章及参考文章』外務省外交資料館
- (89) 茶園義男編『俘虜ニ関スル諸法規類聚』(不二出版)一九頁
- (90) 茶園義男編 同右
- (91) 大須賀・M・ウイリアム『ある日系一世が見たBC級戦犯の裁判』(草思社)四二頁～四五頁より抜粋
- (92) 横浜弁護士会 前掲書では総事件数が三三二件となつてゐるが、本論では茶園義男『BC級戦犯上海等裁判資料』(不二出版)をもとにした。裁判では起訴語四件の取り下げがあるため、したがつて裁判判決を言い渡されたのは三二七件となる。
- (93) 巢鴨法務委員会編 前掲書(権書房)一五五頁
- (94) 嘆願書の控えは中島の妻が保管しており、上坂冬子『遺された妻 横浜裁判BC級戦犯秘録』(中央公論社)の一三頁に記されている。

(95) 上坂冬子、前掲書 一四頁

(96) 「山下裁判」フィリピン群島での太平洋戦争中に残虐行為を行った日本軍兵士を指揮する司令官の立場であった山下奉文大将は裁判にかけられ、その残虐行為を指示した証拠も無ければ、全く知らなかった。山下個人の犯罪も立証することができなかつたが、「指揮官責任」という概念を持ち出し、つまりは部下に残虐な行為その他の重大な犯罪を許容したとして絞首刑となつた事件。太平洋戦争研究会編『東京裁判』新人物往来社 六九頁～九五頁

(97) この様なケースに該当する事件として「中部軍・中部憲兵隊事件」がある。近畿を管区内とする中部軍によつて捕まつた米飛行兵士五七名の内、中部軍の軍律会議にかけられ処刑二名、中部憲兵隊による秘密の処刑により三九名、毒殺六名、虐待と医療処置の欠如により八名、計五五名の米軍兵士が死亡するに至つた事件。当時日本は一般的の捕虜と、飛行士と区別しており、後者に関し国際法違反の無差別爆撃を行なつたことが明らかになつた兵士に対しては東京へ送致し、軍律会議で審判し、処罰する姿勢をとつていた。しかしその後、空襲の激化に伴い、捕虜となつた米飛行兵士が増えてくるに従い、それぞの軍管区内にて「厳重に処置」すべしとの、指令が発せられた。これが引き金となり、右記の軍律会議を省略した処刑事件が起ることとなつた。その後、同事件に関し、横浜で開かれた戦犯裁判にて二八名が起訴され、中部軍司令官内山英太郎中将を筆頭に、一六名もの日本軍兵士が有罪と認定された。また同様のケースは他の軍管区内にも起きてゐる。
福林徹『米捕虜飛行士殺害に関する中部軍・中部憲兵隊事件』「戦争と平和'02 V o 1・11、所収」(大阪国際平和研究所紀要)を参照。

(98) 「ソンミ村虐殺事件」ベトナム戦争中の一九六八年三月、当時の南ベトナム北部のクアンガイ省ソンミ村ミライ地区を、ウイリアム・カリー少尉率いるC中隊第一小隊が襲撃し、村民四〇〇人ないしは五〇〇人の人々を虐殺した事件。その後、生き残つた村民や米軍の帰還兵の話から事件が発覚し、米軍はカリー少尉及び彼の指揮官にあたるアーネスト・メディナ大尉など関係者を軍事裁判にかけた。裁判ではカリーは、村落で見出すすべてのものを敵とみなし、「人民を殺せ」というメディナの命令に従つただけだと述べた。それに対し、メディナはこのような命令を与えた事実を否定した。米軍事裁判所の裁判官は、事実の真理はどうあれ、過去の法理に照らして、上官命令の抗弁を否定し、カリー少尉のみを終身労働刑と判断した。他の被告は全て無罪ないし、告訴却下となつた。その後、カリー少尉は二〇年に減刑され、その後に恩赦を受け、釈放された。秦郁彦、佐瀬昌盛、常石敬一、前掲書 三二三頁～三一六頁

参考文献

- 大沼保昭、藤田久一編『国際条約集』有斐閣二〇〇一年度版
日本赤十字社『赤十字条約集』日本赤十字社一九八三年
- 朝雲新聞社編集局編『平成一三年度版 防衛ハンドブック』朝雲新聞社
アメリカ合衆国商務省センサス局編、鳥居泰彦監訳『現代アメリカデータ総覧 二〇〇二年度版』東洋書林一〇〇四年
- 秦郁彦 佐瀬昌盛 常石敬一編『世界戦争犯罪事典』文芸春秋社一〇〇二年
- 秦郁彦『日本人捕虜、上下』原書房一九九八年
- 吹浦忠正『捕虜の文明史』新潮社一九九〇年
- 野村健二『人道ひとつの側面、捕虜の虐待と優遇』平和文化社一〇〇〇年
- 香西茂、太寿堂鼎、高林秀雄、山手治之『国際法概説』有斐閣双書一九九七年
- 小池政行『国際人道法 戰争にもルールがある』朝日選書一〇〇一年
- 古賀幸久『イスラム国家の国際法規範』勁草書房一九九一年
- 藤田久一『戦争犯罪とは何か』岩波新書一九九五年
- 藤田久一『国際人道法』有信堂一九九三年
- 広瀬善男『捕虜の国際法上の地位』日本評論社一九九〇年
- 井上忠男『戦争と救済の文明史 赤十字と国際人道法のなりたち』PHP新書一〇〇三年
- 前田朗『戦争犯罪論』青木書店一〇〇〇年
- ナイマ・モハメッド『アラブ・イスラム世界』アラブ日本文化交流センター一〇〇〇年
- 松井芳郎『テロ、戦争、自衛 米国等のアフガニスタン攻撃を考える』東信堂一〇〇二年
- ウイリアム・ブルム著 益岡賢訳『アメリカの国家犯罪全書』作品社一〇〇三年
- 花井等、木村卓司『アメリカの国家安全保障政策』原書房一九九三年
- 藤原帰一『デモクラシーの帝国 アメリカ・戦争・現代戦争』岩波新書一〇〇二年

ロバート・ケーベン著 山岡洋一訳『ネオコンの論理 アメリカ新保守主義の世界戦略』光文社二〇〇三年

寺島実郎、小杉泰、藤原帰一編『イラク戦争 検証と展望』岩波書店二〇〇三年

酒井啓子『フセイン・イラク政権の支配構造』岩波書店二〇〇三年

宮田律『いま、なぜ「戦争」なのか？ 謎多き世界同時多発紛争』新潮社二〇〇一年

相場均『異常の心理学』講談社現代新書一九九六年

太平洋戦争研究会編『戦記クラシックス 東京裁判』新人物往来社二〇〇三年

毎日新聞政治部編『新聞資料による東京裁判・BC級裁判 第一巻、二巻』現代史料出版二〇〇〇年

茶園義男編『大東亜戦下外地俘虜収容所』不二出版一九八七年

茶園義男編『BC級戦犯米軍マニラ裁判資料』不二出版一九八六年

茶園義男編『BC級戦犯英軍裁判資料 広東編』不二出版一九八四年

茶園義男編『BC級戦犯英軍裁判資料 上下』不二出版一九八八年、一九八九年

茶園義男編『BC級戦犯フィリピン裁判資料』不二出版一九八七年

茶園義男編『日本BC級戦犯資料』不二出版一九八三年

茶園義男編『BC級戦犯米軍上海等裁判資料』不二出版一九八九年

茶園義男編『BC級戦犯横浜裁判資料』不二出版一九八五年

茶園義男編『BC級戦犯豪軍ラバウル裁判資料』不二出版一九九〇年

茶園義男編『BC級戦犯豪軍マヌス等裁判資料』不二出版一九九一年

茶園義男編『BC級戦犯和蘭裁判資料・全巻通覧』不二出版一九九二年

茶園義男編『BC級戦犯中国・仏国裁判資料』不二出版一九九二年

巣鴨委員会編『戦犯裁判の実相』楳書房一九八六年

茶園義男、重松一義『補完 戦犯裁判の実相』一九八七年

茶園義男編『俘虜ニ関スル諸法規類聚』不二出版一九八八年

横浜弁護士会『法廷の星条旗 BC級戦犯横浜裁判の記録』二〇〇四年

木畠洋一、小菅信子、フィリップ・トル編『戦争の記憶と捕虜問題』東京大学出版会一〇〇三年
内海愛子『スガモプリズン 戦犯たちの平和運動』吉川弘文館二〇〇四年

上坂冬子『遺された妻 横浜裁判BC級戦犯秘録』中央公論社一九八三年

大須賀・M・ウイリアム著 大須賀照子、逸見博昌訳『ある日系一世が見たBC級戦犯の裁判』草思社一九九一年

北博昭『軍律法廷 戦時下の知られざる「裁判」』朝日選書一九九七年

福永美知子『心果つるまで 日本の戦犯にさせられた四人の台湾のお友だち』水晶工房一九九五年

林えいだい『銃殺命令 BC級戦犯の生と死』朝日新聞社一九八六年

田中宏巳『BC級戦犯』ちくま新書一〇〇二年

桝居孝『太平洋戦争中の国際人道活動の記録』日本赤十字社一九九四年

大山梓『東京裁判と捕虜虐待』「国際法外交雑誌第八二巻一号、所収」国際法学会一九八四年四月

福林徹『米捕虜飛行士殺害に関する中部軍・中部憲兵隊事件』「戦争と平和'02 V.O.I.・11、所収』大阪国際平和研究所紀要
川上智美『日本の捕虜観が引き起こした悲劇 日本兵捕虜とオーストラリア兵捕虜たちに残った傷跡』「NOVITAS八号、
所収』帝塚山学院大学国際文化学会一九九九年

青木富貴子『ピューリツァー賞記者セイモア・ハーシュ独占インタビュー 捕虜虐待は米国の国家犯罪だ』「文藝春秋一〇〇
四年七月号、所収』文藝春秋社

シーモア・M・ハーシュ 井上利男、星川淳訳『告発 イラク収容所における虐待の実態』「世界」一〇〇四年七月号、所収
岩波書店

金子貴一『イラク人捕虜の告白 米兵は笑いながら私を犯した』「文藝春秋一〇〇四年七月号、所収』文藝春秋社
五十嵐一葉『九・一一』が変質させた「人権の国」アメリカ」「論座」一〇〇二年四月号、所収』朝日新聞社

阿部浩巳『国際人道法逸脱を恥じぬ米国のアルカイダ兵処罰』「週刊金曜日」一〇〇二年四月一二日号、所収』金曜日

山内真之『イラク復興のシナリオと日本の選択 「大中東」構想と自衛隊の役割』「中央公論」一〇〇四年七月号、所収』中央
公論社

古川勝久『もはやイラクからは逃げ出すことはできない』「中央公論」一〇〇四年七月号、所収』中央公論社

加藤哲郎『大義の摩滅した戦争、平和の道徳的攻勢』「世界」100四年七月号、所収 岩波書店

永野貫太郎『国際法と捕虜・民間抑留者虐待問題』「週刊金曜日」一九九六年三月一日号、所収 金曜日

牛村圭『「文明の裁き」はかくも不公平 BC級戦犯裁判とイラク捕虜虐待事件』「諸君」100四年九月号、所収 文藝春秋社

喜多義人『日本は連合軍の捕虜を虐待したのか』「諸君」100三年七月号、所収 文藝春秋社

徳留絹枝『元捕虜米兵強制労働訴訟が問い合わせるもの』「論座」100三年九月号、所収 朝日新聞社

小菅信子『連合軍捕虜』「世界」199四年一月号、所収 岩波書

小菅信子『英軍捕虜たちの終わらない戦争』「世界」199七年一月号、所収 岩波書店

小菅信子『続・英軍捕虜たちの終わらない戦争』「世界」199八年六月号、所収 岩波書店

鷹沢のり子『バターン「死の行進」を行進する』「週刊金曜日」一九九四年七月二二日号、所収 金曜日

松井芳郎『国連安保理の活動と国際世論』「法学セミナー」100三年六月号、所収 日本評論社

参考サイト

国連広報センターホームページ <http://www.unic.or.jp/>

在日アメリカ大使館ホームページ <http://japan.usembassy.gov/>

「Iraq Body Count」ホームページ <http://www.iraqbodycount.net/>

アジア歴史資料センターホームページ <http://www.jacar.go.jp/>

「Foreign Affairs」ホームページ <http://www.foreignaffairsj.co.jp/>

アメリカ国防総省ホームページ <http://www.pentagon.mil/>

日本首相官邸ホームページ <http://www.kantei.go.jp/mofaj/>